

新規事業採択時評価結果一覧

【公共事業関係費】

【河川事業】
(直轄事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B / C
		便益の内訳及び主な根拠					
二本松・安達地区土地利用一体型水防災事業 東北地方整備局	81	84	<p>【内訳】 被害防止便益：84億円</p> <p>【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：3戸 年平均浸水軽減面積：3ha</p>	69	1.2	<p>・阿武隈川上流 二本松・安達地区は、無堤箇所であり、平成10年8月洪水、平成14年7月洪水と近年2度も家屋浸水被害を受けており、早期の治水対策が必要であり、地元要望も強い。</p> <p>・このため、国により輪中堤や宅地高上げ等のハード対策を水防災事業により実施し、連携して自治体が災害危険区域を指定し住家建築の規制などのソフト対策を行うことにより、ハード・ソフト両面から家屋浸水被害の解消を目指す。</p>	本省河川局治水課 (課長 青山俊行)
旭川総合内水緊急対策事業(平井・中川町地区) 中国地方整備局	13	464	<p>【内訳】 被害防止便益：464億円</p> <p>【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：394戸 年平均浸水軽減面積：30ha</p>	15	31.8	<p>・昭和51年9月洪水により1,160戸にも及ぶ大きな浸水被害が発生し、近年においても度々浸水被害が発生しているため、河川管理者と地方公共団体とが協力して、排水機場、河川改修、調整池、その他関連する雨水排水対策施設の整備等のハード対策及び流域における流出抑制策、低地における土地利用規制策等のソフト対策を重層的に実施し、総合的な治水対策を推進する。</p>	本省河川局治水課 (課長 青山俊行)
新日鐵用水堰改築事業 九州地方整備局	114	1,682	<p>【内訳】 被害防止便益1,682億円</p> <p>【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：95戸 年平均浸水軽減面積：16ha</p>	101	16.7	<p>・堰の直上流では、昭和28年に破堤による洪水被害が発生し、近年でも堰上流の地区では平成15年に床上浸水1,957戸の甚大な被害を経験している。</p> <p>・当該堰が著しく河積を狭めていることから、堰を改築することで、河道断面を確保し、一定の洪水を安全に流下させる。</p>	本省河川局治水課 (課長 青山俊行)

【河川事業】

(補助事業等)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B / C
		便益の内訳及び主な根拠					
渋谷川・古川床上浸水対策特別緊急事業 東京都	296	720	<p>【内訳】 被害防止便益：720億円</p> <p>【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：108戸 年平均浸水軽減面積：0.7ha</p>	297	2.4	<p>・平成11年8月に発生した集中豪雨により、港区麻布・白金地区を中心に627戸もの甚大な浸水被害が発生した。また、その後、10年間に於いて、毎年のように集中豪雨が頻りに発生し、浸水被害をもたらしている。</p> <p>・また、平成16年10月に発生した台風22号により、渋谷駅地下街の冠水をはじめ、麻布十番駅の冠水により地下鉄南北線が2時間運休したほか、幹線道路の交通止めなど、公共施設、公共交通への被害も発生している。</p> <p>・このため、公共施設などに対する浸水被害の軽減、及び床上浸水被害を早期に解消する必要がある。</p>	本省河川局河川環境課 (課長 中嶋章雅)

伊賀川床上浸水対策特別緊急事業 愛知県	45	216	【内訳】 被害防止便益：216億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：208戸 年平均浸水軽減面積：9ha	54	4.0	・伊賀川流域では、平成12年や平成20年と近年も頻繁に被害が発生しており、平成12年の東海豪雨では床上浸水101棟、平成20年8月末豪雨では床上浸水393棟の甚大な浸水被害が発生した。 ・このため、河川の整備が急務となっている。	本省河川局河川環境課 (課長 中嶋章雅)
鹿乗川床上浸水対策特別緊急事業 愛知県	58	267	【内訳】 被害防止便益：267億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：251戸 年平均浸水軽減面積：39ha	64	4.2	・鹿乗川流域では、平成12年や平成20年と近年も頻繁に被害が発生しており、平成12年の東海豪雨では床上浸水56棟、平成20年8月末豪雨では床上浸水22棟の甚大な浸水被害が発生した。 ・このため、河川の整備が急務となっている。	本省河川局河川環境課 (課長 中嶋章雅)
広田川・砂川床上浸水対策特別緊急事業 愛知県	67	475	【内訳】 被害防止便益：475億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：142戸 年平均浸水軽減面積：63ha	70	6.8	・広田川・砂川流域では、平成12年や平成20年と近年も頻繁に被害が発生しており、特に浸水常襲地区である福岡・玉川地区では、平成12年の東海豪雨では床上浸水91棟、平成20年8月末豪雨では床上浸水52棟の甚大な被害が発生した。 ・このため、河川の整備が急務となっている。	本省河川局河川環境課 (課長 中嶋章雅)
占部川床上浸水対策特別緊急事業 岡崎市	60	873	【内訳】 被害防止便益：873億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：550戸 年平均浸水軽減面積：67ha	65	13.4	・占部川流域では、平成12年や平成20年と近年も頻繁に被害が発生しており、特に浸水常襲地区である福岡・玉川地区では、平成12年の東海豪雨では床上浸水91棟、平成20年8月末豪雨では床上浸水52棟の甚大な被害が発生した。 ・このため、河川の整備が急務となっている。	本省河川局河川環境課 (課長 中嶋章雅)
船場川調節池等整備事業 兵庫県	63	134	【内訳】 被害防止便益：134億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：184戸 年平均浸水軽減面積：4ha	55	2.4	・当該地域は、過去に昭和51年9月台風17号や平成2年台風19号により甚大な被害が発生しており、近年では平成16年10月台風23号によって、床上浸水10戸、床下浸水169戸の甚大な浸水被害が発生した。 ・このため、浸水被害を早期に解消する必要がある。	近畿地方整備局 河川部地域河川課 (課長 山岡康伸)
三原川総合内水対策緊急事業 兵庫県	29	105	【内訳】 被害防止便益：105億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：32戸 年平均被害軽減面積：11ha	31	3.4	・三原川水系の河口部は、潮位より地盤が低く、常時、内水対策が必要である。 ・排水機場は老朽化が著しく、操作不能に陥る恐れがある。 ・被害履歴が多く、大規模な被害としては、昭和54年には、床上浸水401戸、床下浸水2,066戸、平成16年台風23号では、床上浸水274戸、床下浸水643戸といった被害が発生した。 ・このため、浸水被害を早期に軽減する必要がある。	近畿地方整備局 河川部地域河川課 (課長 山岡康伸)
熊野川土地利用一体型水防災事業 和歌山県	14	45	【内訳】 被害防止便益：45億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：3戸 年平均浸水軽減面積：3.6ha	15	3.0	・熊野川の本宮・日足地区は、平成2,9年や平成16年と近年も頻繁に被害が発生しており、特に平成2年9月の台風19号の豪雨では、床上76戸、床下29戸の甚大な浸水被害が発生した。 ・このため、浸水被害を早期に解消する必要がある。	近畿地方整備局 河川部地域河川課 (課長 山岡康伸)

【ダム事業】
（直轄事業等）

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B / C
		便益の内訳及び主な根拠					
天竜川ダム再編事業 中部地方整備局	790	1,692	【内訳】 被害防止便益:1,692億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数:140戸 年平均浸水軽減面積: 23ha	744	2.3	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和40年9月洪水では、全壊・流失13戸、半壊・床上浸水782戸、床下浸水806戸、浸水面積564haなどの甚大な被害が発生し、その後も、昭和43,44年と浸水被害が発生。 ・発電専用のダムである佐久間ダムは、堆砂が進行するとともに、土砂移動の連続性を遮断しており、ダム下流においては、河床低下や海岸侵食等の問題が顕在化している。 ・当事業は利水者と調整の上、利水専用既設ダムを有効に活用するため、河道整備等の代替案と比較し、治水効果を早期に発現できるとともに、河川の改変面積が少なく、環境に与える負荷も小さいことから優位である。 	本省河川局治水課 (課長 青山俊行)

【ダム事業】
（補助事業）

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B / C
		便益の内訳及び主な根拠					
木屋川ダム再開発事業 山口県	400	358	【内訳】 被害防止便益:299億円 流水の正常な機能の維持に関する便益:59億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数:45戸 年平均浸水軽減面積: 86ha	271	1.3	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和34年7月の梅雨前線豪雨により家屋流出3戸、全半壊28戸、床上浸水416戸、床下浸水783戸の被害が発生。 ・平成11年6月の梅雨前線豪雨により床上浸水11戸、床下浸水38戸の被害発生。約3,700人に避難指示、約2,800人に避難勧告を発令。 ・また、浸水想定区域には災害時要援護者施設（病院、老人ホーム、保育所等）を含み、災害時要援護者対策が急務である。 ・現ダム完成後も床上浸水の被害が発生した洪水が8洪水を数える。また、平成6,14年などダム完成後も5回の取水制限を実施しており、これらの被害軽減のため、ダム嵩上げが必要である。 ・なおダム嵩上げは、河川改修だけで治水対策を実施する案など他の治水対策案と、社会的影響・自然環境への影響・経済性などの観点から比較検討し、決定している。 	本省河川局治水課 (課長 青山俊行)

【砂防事業等】
（砂防事業（補助））

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B / C
		便益の内訳及び主な根拠					
清水川火山砂防事業 秋田県	3.5	9.3	【内訳】 直接的被害軽減便益: 9.3億円 【主な根拠】 人家:60戸 公共施設:避難所(公民館)1施設 市道:3,200m	3.3	2.8	<ul style="list-style-type: none"> ・本地域には、避難所(公民館)及び市道(一部避難路)などの重要公共施設が存在する。 ・平成19年8月の豪雨により土砂災害が発生し、12世帯23棟の床下浸水被害や避難路である市道の通行止めなどが発生した。 ・このため、渓床に不安定土砂が堆積し、次期出水により土石流が発生する恐れがある。 ・地域では平成20年9月に避難訓練を実施しているなど地元の防災意識は高く、事業に対する要望が強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。 	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
前田沢通常砂防事業 福島県	2.5	7.4	【内訳】 直接的被害軽減便益: 7.4億円 【主な根拠】 人家:10戸 公共施設:避難所(集会所)1施設 県道:360m その他農道:300m	2.3	3.2	<ul style="list-style-type: none"> ・本地域には、主要地方道浪江国見線及び避難所(集会所)といった重要公共施設が存在している。 ・本流域は、第三紀層からなる針込混合林の粗林で山腹崩壊や渓岸侵食が著しく、渓床には不安定堆積物が厚く堆積していることから次期出水により土石流が発生するおそれがある。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。 	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)

北原沢通常砂防事業 福島県	1.5	13	【内訳】 直接的被害軽減便益：13 億円 【主な根拠】 人家：3戸 災害時要援護者施設：1 施設 町道他：1,350m(避難路 含む)	1.4	9.0	・本地域には、災害時要援護者施設（会津寿楽 荘）や避難路（町道）が存在し、土砂災害により 甚大な被害が生じるおそれがある。 ・本流域は、第三紀層からなる針広混合林の粗林 で山腹崩壊や渓岸侵食が著しく、不安定堆積物が 厚く堆積しているため、早急な対策が必要であ る。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂 災害から守るため、砂防事業を実施する必要があ る。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
前ノ沢火山砂防事業 福島県	2.0	5.3	【内訳】 直接的被害軽減便益： 5.3億円 【主な根拠】 人家：6戸 公共施設：避難所（集会 所）1施設 県道：120m	1.8	2.9	・本地域には、避難所（集会所）の他に唯一の生 活路線の県道（土砂災害による交通遮断となれ ば、上流集落が孤立）といった重要公共施設が存 在する。 ・本流域は、火砕流堆積物からなる広葉樹の粗林 で山腹崩壊や渓岸侵食が著しく、不安定堆積物が 厚く堆積しているため、次期出水により土石流が 発生するおそれがある。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂 災害から守るため、砂防事業を実施する必要があ る。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
西丸沢通常砂防事業 長野県	3.0	17	【内訳】 直接的被害軽減便益：17 億円 【主な根拠】 人家：20戸 災害時要援護者施設： （保育園、老人福祉施 設、診療所）3施設 県道：200m 村道：200m	2.7	6.1	・本地域には、災害時要援護者施設（保育園、老 人福祉施設、診療所）及び県道などの重要公共施 設が存在する。 ・平成19年9月の台風9号により倒木が発生すると ともに、渓床に不安定土砂が堆積し、次期出水に より土石流が発生する恐れがある。 ・地域では避難訓練を実施しているなど地元の防 災意識は高く、事業に対する要望が強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂 災害から守るため、砂防事業を実施する必要があ る。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
小別堂火山砂防事業 長野県	3.5	37	【内訳】 直接的被害軽減便益：37 億円 【主な根拠】 人家：41戸 公共施設：避難所（小学 校）1施設 国道：530m 県道：170m 市道：400m	3.2	11.7	・本地域には、避難所（小学校）、災害時要援護 者施設（病院）及び国道144号、主要地方道真田 東部線などの重要公共施設が存在する。 ・本流域では平成16年の台風23号により土砂が流 出するとともに、渓床に不安定土砂が堆積、次期 出水により土石流が発生する恐れがある。 ・地域では避難訓練を実施しているなど地元の防 災意識は高く、事業に対する要望が強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂 災害から守るため、砂防事業を実施する必要があ る。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
滝沢川通常砂防事業 新潟県	3.2	21	【内訳】 直接的被害軽減便益：21 億円 【主な根拠】 人家：119戸 事業所：24施設 公共施設：避難所（小学 校）1施設 県道：850m 市道：2,200m 鉄道：440m	3.0	7.0	・本地域には、避難所（小学校）、災害時要援護 者施設（保育園）及び県道湯沢温泉線、県道神立 湯沢線、JR上越線等の重要公共施設が存在する。 ・本流域の上流域では荒廃が進み土砂が流出す るとともに、渓床に不安定土砂が堆積、次期出水 により土石流が発生する恐れがある。 ・地域では防災訓練を実施するなど防災に対する 意識は高く、事業に対する要望が強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂 災害から守るため、砂防事業を実施する必要があ る。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
浦之内河内東川通常砂防 事業 新潟県	2.2	29	【内訳】 直接的被害軽減便益：29 億円 【主な根拠】 人家：11戸 公共施設：避難所（中学 校）1施設、消防署1施設 県道：130m 市道：440m 橋梁：1橋	2.0	14.3	・本地域には、避難所（中学校）、地域防災拠点 （消防署）及び県道（県道佐渡一週観光道路）と いった重要公共施設が存在する。 ・本流域の上流域では荒廃が進み渓床に不安定土 砂が堆積し、次期出水により土石流が発生する恐 れがある。 ・佐渡市では平成20年にトキの放鳥が実施され ており、その生息環境（えさ場の水田）を保全す る。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂 災害から守るため、砂防事業を実施する必要があ る。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)

平木川通常砂防事業 岐阜県	2.5	14	【内訳】 直接的被害軽減便益：14億円 【主な根拠】 人家：18戸 災害時要援護者施設： （診療所、老人援護施設）2施設 公共施設：避難所（公民館）1施設 国道：150m 町道：410m 鉄道：20m	2.3	6.0	・本地域には、避難所（公民館）、災害時要援護者施設（授産施設、接骨院）の他、国道21号（緊急輸送路）及びJR東海道新幹線等の重要公共施設が存在する。 ・本流域の上流域では荒廃が進み溪床に不安定土砂が堆積し、次期出水により土石流が発生する恐れがある。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 （課長 南哲行）
家脇洞火山砂防事業 岐阜県	1.6	9.9	【内訳】 直接的被害軽減便益：9.9億円 【主な根拠】 人家：17戸 災害時要援護者施設： （保育園）1施設 国道：180m 市道その他：260m	1.5	6.5	・本地域には、災害時要援護者施設（保育園）のほか、国道156号（緊急輸送路）等の重要公共施設が存在する。 ・本流域の上流域では荒廃が進み溪床に不安定土砂が堆積し、次期出水により土石流が発生する恐れがある。 ・地域では防災訓練を実施するなど防災意識が高く、また平成16年10月豪雨災害により近隣地域では甚大な被害が及んだことから地元要望も強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 （課長 南哲行）
安居山沢火山砂防事業 静岡県	1.6	9.2	【内訳】 直接的被害軽減便益：9.2億円 【主な根拠】 人家：11戸 公共施設：避難所（公民館）1施設 県道：200m 鉄道：172m	1.5	6.0	・本地域には、避難所（区民館）、主要地方道（緊急輸送路）、JR身延線等の重要公共施設が存在する。 ・本流域の上流域では荒廃が進み溪床に不安定土砂が堆積し、次期出水により土石流が発生する恐れがある。 ・地域では防災訓練を実施するなど防災意識が高く、地元要望も強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 （課長 南哲行）
トトリ沢通常砂防事業 静岡県	2.9	7.0	【内訳】 直接的被害軽減便益：7.0億円 【主な根拠】 人家：11戸 公共施設：避難所（公民館）1施設	2.7	2.6	・本地域には、避難所（公会堂）、市道（避難路）といった重要公共施設が存在する。 ・本流域の上流域では荒廃が進み溪床に不安定土砂が堆積し、次期出水により土石流が発生する恐れがある。 ・地元要望も強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 （課長 南哲行）
奥西谷通常砂防事業 三重県	5.0	5.5	【内訳】 直接的被害軽減便益：5.5億円 【主な根拠】 人家：13戸 市道他：700m	4.4	1.3	・本地域には、人家の他に市道（土砂災害により交通が遮断されれば孤立集落が発生）、国道42号バイパス（事業中）といった重要公共施設が存在する。 ・近隣地域では近年（平成10、14、15、16、20年）と連続して被災を受けており、本流域でも荒廃が進み溪床に不安定土砂が堆積し、次期出水により土石流が発生する恐れがある。 ・このため地元要望も強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 （課長 南哲行）
下用呂谷川火山砂防事業 鳥取県	2.0	11	【内訳】 直接的被害軽減便益：11億円 【主な根拠】 人家：17戸 公共施設：避難所（公民館）1施設 町道他：600m	1.9	6.1	・本地域には、避難所（公民館）、町道（避難路）といった重要公共施設が存在する。また、保全対象には国重要文化財である「矢部家住宅」も存在している。 ・本流域の上流域では19年8月の豪雨により斜面崩壊が発生、溪床に不安定土砂が堆積し、次期出水により土石流が発生する恐れがある。 ・平成20年2月29日には土砂災害警戒区域が指定され避難訓練が実施されるなど、地域では防災意識が高く、地元要望も強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 （課長 南哲行）

一本杉川通常砂防事業 島根県	3.0	42	【内訳】 直接的被害軽減便益：42億円 【主な根拠】 人家：28戸 災害時要援護者施設： （老人養護施設、診療所、福祉センター）3施設 公共施設：（郵便局）1施設 国道：300m 町道：700m 鉄道：300m	2.7	15.5	・本地域には、避難所（役場支所）、災害時要援護者施設（養護老人ホーム、福祉センター、診療所）、国道375号及びJR三江線といった重要公共施設が存在する。 ・本流域の上流域では荒廃が進み溪床に不安定土砂が堆積し、次期出水により土石流が発生する恐れがある。 ・平成18年7月の梅雨前線豪雨では地区住民が自主避難したことから、地域では防災意識が高く、地元要望も強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 （課長 南哲行）
スワノ尾川通常砂防事業 島根県	3.0	36	【内訳】 直接的被害軽減便益：36億円 【主な根拠】 人家：14戸 災害時要援護者施設： （診療所、老人養護施設等）3施設 公共施設：防災拠点（駐在所、郵便局等）3施設 県道：100m 町道：100m	2.7	13.4	・本地域には、災害時要援護者施設（養護老人ホーム、診療所）、防災拠点（駐在所、郵便局、N T T局）及び緊急輸送路である主要地方道西郷都万郡線等の重要公共施設が存在する。 ・本流域の上流域では荒廃が進み、平成19年8月の豪雨では土砂が下流に流出した。現在も溪床に不安定土砂が堆積し、次期出水により土石流が発生する恐れがある。また、本地域は離島（隠岐）であり被災時の影響が大きい。 ・平成19年8月の豪雨では近隣で家屋被害も発生し、地区住民も自主避難したことから、地域では防災意識が高く、地元要望も強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 （課長 南哲行）
寺谷川通常砂防事業 広島県	4.0	11	【内訳】 直接的被害軽減便益：11億円 【主な根拠】 人家：24戸 公共施設：避難所（小学校、公民館）2施設、派出所1施設 国道：290m 県道：20m 町道：395m	3.6	3.0	・本地域には、避難所（小学校、公民館）、防災拠点（派出所、消防倉庫）及び国道432号といった重要公共施設が存在し、これら施設が被災した場合、地域の生活に与える影響は極めて大きい。 ・本流域の上流域では荒廃が進み溪床に不安定土砂が堆積し、次期出水により土石流が発生する恐れがあり地元要望も強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 （課長 南哲行）
上田南川通常砂防事業 山口県	2.5	7.4	【内訳】 直接的被害軽減便益：7.4億円 【主な根拠】 人家：3戸 災害時要援護者施設： （老人福祉施設）1施設 市道：100m	2.3	3.2	・本地域には、災害時要援護者施設（老人福祉施設）及び市道といった重要公共施設が存在する。 ・本流域の上流域では平成5年の豪雨以降荒廃が進み溪床に不安定土砂と流木が堆積し、次期出水により土石流が発生する恐れが高い。 ・地元の防災に対する協力的体制も盛んな地域であり、事業要望もある。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 （課長 南哲行）
大楯川通常砂防事業 香川県	3.8	23	【内訳】 直接的被害軽減便益：23億円 【主な根拠】 人家：7戸 公共施設：避難所（市役所支所、公民館）2施設 国道：60m	3.6	6.4	・本地域には、避難所（五名コミュニティセンター）、防災拠点（市役所支所）及び国道377号（土砂災害により交通が遮断されると孤立が発生）といった重要公共施設が存在する。 ・本流域の上流域では平成16年10月の台風23号の影響で山腹崩壊、溪岸侵食が発生し、現在も溪床に不安定土砂が堆積している。 ・次期出水により土石流が発生する恐れがあることから地元要望が強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 （課長 南哲行）
森兼川通常砂防事業 香川県	2.7	20	【内訳】 直接的被害軽減便益：20億円 【主な根拠】 人家：6戸 公共施設：避難所（公民館）1施設、防災拠点（市役所出張所）1施設 国道：100m	2.5	8.0	・本地域には、避難所（福栄コミュニティセンター）、防災拠点（市役所出張所）及び国道377号（土砂災害により交通が遮断されると孤立が発生）といった重要公共施設が存在する。 ・本流域の上流域では平成16年10月の台風23号の影響で山腹崩壊、溪岸侵食が発生し、現在も溪床に不安定土砂が堆積している。 ・次期出水により土石流が発生する恐れがあることから地元要望が強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 （課長 南哲行）

八夕川通常砂防事業 愛媛県	1.2	26	【内訳】 直接的被害軽減便益：26 億円 【主な根拠】 人家：13戸 公共施設：避難所（中学 校、公民館、集会所）3 施設 国道：200m 町道：150m	1.2	22.7	・本地域には中学校、集会所、国道56号（緊急輸 送路）等の重要公共施設が存在する。 ・本流域の上流域では崖すい堆積物や風化岩など の分布が認められ斜面崩壊の要因となっている。 ・溪床には近年移動した形跡のある不均一、不安定 な土砂が堆積しており、次期出水により土石流が 発生する恐れがある。 ・土砂災害危険マップの配布などを実施するなど 防災意識が高く、地元要望が強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂 災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 （課長 南哲行）
須田野川通常砂防事業 福岡県	7.9	14	【内訳】 直接的被害軽減便益：14 億円 【主な根拠】 人家：29戸 公共施設：避難所（公民 館）1施設 町道：730m	6.8	2.0	・本地域には避難所（公民館）、町道（避難路） といった重要公共施設が存在する。 ・本流域では平成17年7月の集中豪雨により土石 流が発生、人的被害はなかったが、現在も溪床に 不安定土砂が堆積し、次期出水により土石流が発 生する恐れがある。 ・土砂災害防止法に基づく警戒区域の指定も行わ れており、地域では防災訓練を実施するなど防災 意識も高く、整備に対する地元要望も強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂 災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 （課長 南哲行）
田頭川通常砂防事業 佐賀県	8.5	30	【内訳】 直接的被害軽減便益：30 億円 【主な根拠】 人家：27戸 公共施設：避難所（小学 校）1施設、防災拠点 （消防署）1施設 県道：500m 市道：520m	8.5	3.5	・本地域にはライフライン（浄水場）、県道山崎 町切線及び町道といった重要公共施設が存在す る。 ・本流域では平成18年9月16日の豪雨により、土 石流が発生し、全壊1戸、半壊3戸、一部損壊3 戸、橋梁流出7基、浄水場一部損壊等甚大な被害 が発生した。現在も崩壊地及び溪床に不安定土砂 が堆積し、次期出水により土石流が発生する恐れ があることから整備に対する地元要望も強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂 災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 （課長 南哲行）
平松川火山砂防事業 長崎県	4.0	40	【内訳】 直接的被害軽減便益：40 億円 【主な根拠】 人家：53戸 公共施設：防災拠点（消 防署）1施設 国道57号：200m 市道：200m	3.7	10.8	・本地域には防災拠点（消防署、消防団詰所）、 国道57号（緊急輸送路）及び町道といった重要公 共施設が存在する。 ・本流域では荒廃が進み、溪床に不安定土砂が堆 積し、次期出水により土石流が発生する恐れがあ ることから整備に対する地元要望も強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂 災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 （課長 南哲行）
神崎川通常砂防事業 大分県	1.9	19	【内訳】 直接的被害軽減便益：19 億円 【主な根拠】 人家：39戸 公共施設：避難所（公民 館）1施設 市道：560m	1.7	11.0	・本地域には避難所（公民館）、市道（避難路） といった重要公共施設が存在する。 ・本流域の上流域では平成18年7月に山腹崩壊が 発生し、現在でも溪床に不安定土砂が堆積し、次 期出水により土石流が発生する恐れがある。 ・地域では豪雨時には自主避難を行うなど防災意 識が高く、整備に対する要望も高い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂 災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 （課長 南哲行）
二反田川火山砂防事業 鹿児島県	5.0	33	【内訳】 直接的被害軽減便益：33 億円 【主な根拠】 人家：94戸 災害時要援護者施設： （保育園）1施設 市道ほか：1,180m	4.5	7.4	・本地域には災害時要援護者施設（保育園）、市 道（避難路）等の重要公共施設が存在する。 ・本流域の上流域では平成19年7月に山腹崩壊が 発生し、現在でも溪床に不安定土砂が堆積し、次 期出水により土石流が発生する恐れがあることか ら、地域では整備に対する要望が高い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂 災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 （課長 南哲行）

【砂防事業等】
 (地すべり対策事業(直轄))

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B / C
		便益の内訳及び主な根拠					
月山地区直轄地すべり 対策事業 東北地方整備局	246	436	【内訳】 直接的被害軽減便益: 83 億円 間接的被害軽減便益: 353 億円 【主な根拠】 人家: 41戸 (間接的被害: 約11,000戸) 公共施設: 公民館1施設 (間接的被害: 市役所・学 校・病院・JR羽越本線等) 国道112号: 4,700m	246	1.8	・月山地区では、過去に幾度も地すべり被害が発生しており、交通障害が生じている。 ・地すべりが発生し、天然ダムを形成した場合、決壊を防止するための対策等には多額の費用を必要とする。また、天然ダムが決壊した場合には、月山ダム・寒河江ダムへの土砂流入によって水道・農業用水・流水の正常な機能の維持のための利水容量が減少するとともに、洪水調節容量の減少によって洪水時にはダム下流に氾濫が発生するおそれが生じる等間接的な被害が発生する。 ・地元の防災意識は高く、事業に対する要望が強い。 ・対策により地すべりを安定化することができれば、流域内の集落、道路等が保全されるとともに、天然ダムが発生するおそれが無くなり、地域の安全を確保することができる。 以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、地すべり対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防計画課 (課長 牧野裕至)

【砂防事業等】
 (地すべり対策事業(補助))

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B / C
		便益の内訳及び主な根拠					
追久保地区地すべり対策事業 宮城県	2.4	3.9	【内訳】 直接的被害軽減便益: 2.9億円 間接的被害軽減便益: 1.0億円 【主な根拠】 人家: 2戸 市町村道: 1,048m 農道: 1,339m 橋梁: 1橋 電力施設: 1基	2.3	1.7	・本地区には、白石市街地と小久保平集落とを結び、市道小久保平原線が通っているものだが、地すべり被災後、同線は通行止めとなり、集落の住民は迂回路を経由し白石市街地への通勤通学通院等を強いられている。 ・迂回路は非常に狭隘であり、また、災害に対しても非常に脆弱であることから、(平成19年の当地すべり発生の際も、迂回路でも土砂崩れが発生し集落孤立が発生した)集落存続のためのライフラインの確保が急がれる。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るためにも、地すべり対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
菅谷地区地すべり対策事業 福島県	1.8	3.1	【内訳】 直接的被害軽減便益: 3.1億円 【主な根拠】 人家: 6戸 市道: 910m 橋梁: 1橋	1.7	1.9	・本地区は、人家が6戸あり、山口川、市道3路線があり、特に、地すべりにより市道が閉塞すると人家が孤立してしまう恐れがある。 ・平成20年10月末に、人家の裏山で地すべり崩落が発生し、納屋の底版が隆起する等被害を受け、2世帯が自主避難中である。 ・現在は、地すべりが発生した箇所にブルーシート、大型土のうを設置し応急対策を行っているが、早急に対策工が必要である。 ・地元より早急な対策工の要望がある。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、地すべり対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
東星田地区地すべり対策事業 千葉県	4.7	4.7	【内訳】 直接的被害軽減便益: 4.7億円 【主な根拠】 人家: 6戸 県道: 1,175m	4.6	1.0	・本地区は、平成20年4月の豪雨により斜面が崩落した。 ・次期出水により、斜面崩壊が拡大し、地すべり滑動が活発化する恐れがある。 ・地元の防災意識は高く、事業要望も強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、地すべり対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)

社宮寺地区地すべり対策事業 長野県	2.4	4.3	【内訳】 直接的被害軽減便益：4.3億円 【主な根拠】 人家：12戸 市道：250m	2.2	2.0	・本地区には、主要生活道路である市道が存在する。 ・平成7年、11年と地すべりが発生している。 ・平成19年より、新たな変状が見られ、早急な対策が必要である。 ・地元の防災意識は高く、避難訓練が実施されている。 ・事業要望も強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、地すべり対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
前沢地区地すべり対策事業 長野県	10	25	【内訳】 直接的被害軽減便益：25億円 【主な根拠】 人家：6戸 国道：300m	8.7	2.9	・本地区には、避難所である公民館、主要交通網である国道148号が存在する。 ・平成16年に地すべり性の変状が確認され、近年、地すべり活動が活発化しており、早急な対策が地湯桶である。 ・地元の防災意識は高く、避難訓練が実施されており、事業要望も強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、地すべり対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
川後地区地すべり対策事業 長野県	2.0	7.4	【内訳】 直接的被害軽減便益：7.4億円 【主な根拠】 人家：20戸 市道：500m	1.9	4.0	・本地区には、主要交通網である県道及び市道が存在する。 ・平成20年の降雨等による地すべり活動により、人家等に被害が発生しており、早急な対策が必要である。 ・地元の防災意識は高く、避難訓練が実施されており、事業要望も強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、地すべり対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
青島地区地すべり対策事業 新潟県	2.4	8.9	【内訳】 直接的被害軽減便益：8.9億円 【主な根拠】 人家：23戸 重要公共施設：2施設 県道：400m 市道：1,040m	2.2	4.0	・本地区では、人家背後に設置されている大型フトン管が変形しており、地すべりの滑動の兆候が確認されている。また、地すべり地形が明瞭であることから対策の緊急性が高い。 ・地元の防災意識は高く、事業に対する要望が強い。 ・対策により地すべりを安定化することができれば、危険区域内の集落や道路及び河川等が保全され、地域の安全を確保することができる。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、地すべり対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
平地区地すべり対策事業 新潟県	2.2	9.6	【内訳】 直接的被害軽減便益：7.6億円 間接的被害軽減便益：2.0億円 【主な根拠】 人家：62戸 重要公共施設：1施設 田：26ha 県道：600m 市道：2,610m	2.0	4.7	・本地区では、毎年融雪期及び降雨期になると、道路の亀裂・水田畔の崩壊や湧水の発生等の地すべりの兆候が顕著である。 ・地すべりが発生した場合、人家や道路及び河川等に甚大な被害を及ぼすことが予想されるため、対策の緊急性が高い。 ・地すべりが発生により河川が埋塞した場合、上流の湛水域、下流に氾濫域に間接的な被害が発生する。 ・地元の防災意識は高く、事業に対する要望が強い。 ・対策により地すべりを安定化することができれば、集落や道路及び河川等が保全されるとともに、間接的被害が発生するおそれが無くなり、地域の安全を確保することができる。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、地すべり対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
諏訪町地区地すべり対策事業 富山県	4.0	11	【内訳】 直接的被害軽減便益：11億円 【主な根拠】 人家：74戸 国道：300m	3.5	3.1	・本地区は県内の地すべり集中地帯である八尾町に位置し、神通川水系井田川の右岸斜面に位置している。 ・地区内には第二次緊急通行確保路線である国道472号があり、保全人家戸数も74戸と非常に多い。 ・地すべり発生時にはこれらの施設に甚大な被害が予想される。 ・地元の防災に対する協力体制も盛んな地域であり、事業要望もある。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)

橋地区地すべり対策事業 静岡県	3.6	10	【内訳】 直接的被害軽減便益： 8.8億円 間接的被害軽減便益： 1.6億円 【主な根拠】 人家：20戸 町道：1,770m 橋梁：9橋 その他：寺社1施設	8.0	1.3	・本地区では、過去に幾度も地すべり被害が発生しており、平成16年度には人家や町道に多大な被害が発生し、災害関連緊急地すべり対策事業を実施している。 ・地すべりが発生し天然ダムが決壊した場合には、人家20戸、公民館、町道等への被害が想定される。 ・地元の防災意識は高く、事業に対する要望が強い。 ・対策により地すべりを安定化することができれば、被害想定内の人家、道路等が保全されるとともに、天然ダムが発生する恐れがなくなり、地域の安全を確保することができる。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から保全するため、地すべり対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
関宮地区地すべり対策事業 兵庫県	4.5	57	【内訳】 直接的被害軽減便益：57億円 【主な根拠】 人家：118戸 重要公共施設：福祉センター、診療所、役場、避難所 国道：1,000m	4.1	13.7	・本地区は、防災拠点である旧町役場を中心に、災害時要援護者施設である福祉センター、診療所、避難所が4施設及び人家118戸がある。 ・1次緊急輸送路に指定されている国道9号、一級河川八木川が存在する。 ・近年地すべりの変状が見受けられ、対策の実施が急務。 ・地元要望が強く、地域における防災意識が高い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、地すべり対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
前地区地すべり対策事業 兵庫県	1.0	8.3	【内訳】 直接的被害軽減便益： 8.3億円 【主な根拠】 人家：49戸 重要公共施設：避難所 県道：400m 町道：500m	0.95	8.7	・本地区は、人家49戸、避難所1施設、県道、町道及び二級河川がある。 ・近年地すべりの変状が見受けられ、対策の実施が急務。 ・地元要望が強く、地域における防災意識が高い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、地すべり対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
畑ノ上地区地すべり対策事業 岡山県	1.1	7.6	【内訳】 直接的被害軽減便益： 7.6億円 【主な根拠】 人家：30戸 耕地：8ha 道路：4,970m 公共施設：公会堂（避難所）	3.7	2.0	・本地区には、人家30戸の他、避難路となる市道や県道、公民館が存在する。 ・本地区の住民は、古くから地すべり災害に悩まされてきており、近年では住家等に顕著な地すべり変状が現れている。 ・地域から地すべり対策要望があり、防災意識も高い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、地すべり対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
割石地区地すべり対策事業 山口県	2.0	2.7	【内訳】 直接的被害軽減便益： 2.7億円 【主な根拠】 人家：7戸 市道：約460m 等	1.8	1.5	・本地区では、過去に地すべり被害が発生しており、対策を行っている。 ・地すべりが発生した場合、人家や道路等に被害が発生する。 ・地元の防災意識は高く、事業に対する要望が強い。 ・対策により地すべりを安定化することができれば、人家、道路等が保全されるとともに、地域の安全を確保することができる。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、地すべり対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)

大藤地区地すべり対策事業 徳島県	11	53	【内訳】 直接的被害軽減便益：53億円 【主な根拠】 町道：21,760m 公共施設：小学校	12	4.3	・本地区には、近隣集落の唯一の生活道である町道が存在する。被害想定範囲内には、保全対象人家76戸や地域防災計画に指定された避難所等重要施設が多数あるため、崩壊における社会的影響は極めて大きい。 ・平成19年の台風4号以降、家屋に傾きが生じたり、耕地や町道にラックが発生し、民家の庭先が沈下するなど地すべり現象が活発化している。 ・東みよし町大藤集落は65歳以上の高齢者が約4割を占める高齢化が進んだ地域で、また道路等の分断により78世帯が孤立化状態となり、災害発現時には迅速な避難活動が期待できないことから、区域全体の早急な対策が必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
古井地区地すべり対策事業 徳島県	8.6	19	【内訳】 直接的被害軽減便益：19億円 【主な根拠】 人家：49戸 国道：1,970m 市道：3,450m	9.2	2.1	・本地区には、緊急輸送路である国道193号や市道が走っている。また、保全対象人家49戸があり、崩壊における社会的影響は極めて大きい。 ・平成18年の台風5号以降、道路の沈下や擁壁のクラックが発生し、また、民家の庭先が沈下するなど地すべり現象が活発化している。 ・地区内には国道193号倉羅バイパス等の道路整備が実施されていることから一体的な整備を早急に行う必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
段地区地すべり対策事業 愛媛県	4.1	13	【内訳】 直接的被害軽減便益：13億円 【主な根拠】 人家：72戸 県道：4,275m 町道：1,150m	3.8	3.5	・本地区には、人家72戸、県道4,275m、直瀬郵便局、集会所が存在する。 ・家屋や構造物には、地すべりの影響と考えられる変状が認められることから対策工を実施し、地すべりによる被害を未然に防止し、民生の安定及び地域活性化の援助を図る必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
金地区地すべり対策事業 大分県	4.2	12	【内訳】 直接的被害軽減便益：11億円 間接的被害軽減便益：1億円 【主な根拠】 人家：45戸 県道：300m 公共施設：避難所	3.8	3.1	・近年の集中豪雨により地すべり変状(斜面の滑落、崩壊、亀裂)等が発生しており対策の実施が急務である。 ・保全対象は45戸、金地区公民館(避難所)、県道稲積姫島港線(避難路) ・県道稲積姫島港線は島を縦断し、姫島の物流拠点である姫島港に結ばれる唯一の幹線道である。 ・地元住民より斜面の変状が報告されるなど、住民の防災意識は高く、事業に対する要望が強い。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
島戸地区地すべり対策事業 宮崎県	26	87	【内訳】 直接的被害軽減便益：87億 【主な根拠】 人家：134戸 国道：900m 町道：700m 発電ダム：1箇所 発電所：3箇所 耕地：3.8ha	26	3.4	・本地区においては、平成17年9月の台風14号により、上流部で大規模崩壊が発生し、河川閉塞による上流域の湛水が生じた。 ・地すべりが発生した場合には、天然ダムが形成されて周辺地域への影響が甚大である。 ・避難活動等のための情報伝達体制が確立されている。 ・土砂災害警戒区域が指定されている。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
西阿室地区地すべり対策事業 鹿児島県	1.3	1.6	【内訳】 直接的被害軽減便益：0.79億円 間接的被害軽減便益：0.82億円 【主な根拠】 人家：28戸 公共施設：小学校、公民館 村道：400m	1.2	1.3	・保全対象である町道には、西阿室集落(67世帯)のほか与路島(91世帯)、請島(113世帯)へ通じる電気・電話等のライフラインが敷設されており、地すべりにより寸断された場合は多くの住民の日常生活に支障をきたす。 ・本地区は平成18年に地すべりが発生した箇所で、地元住民も地すべりの発生並びに地すべりによる天然ダムの崩壊による土石流を懸念しており、地すべり対策事業を実施することで民生の安定を図ることができる。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
安里地区地すべり対策事業 沖縄県	19	22	【内訳】 直接的被害軽減便益：22億円 【主な根拠】 人家：79戸 公共施設：公民館1施設 県道：750m 村道：360m	19	1.2	・本地区では、平成18年6月10日に大規模な地すべりが発生。村道及び県道が被災し斜面下の住宅付近まで流動化した土砂が流入、82世帯が避難した。その内、7世帯19名が避難所生活を強いられた。(平成19年12月10日付け、避難解除。) ・地すべりが発生した斜面に隣接する場所には亀裂等がみられ、このまま放置すると再度斜面上下部の住宅及び斜面中腹にある県道に甚大な土砂災害を引き起こすおそれがある。 ・土砂災害防止月間期間中に避難訓練を実施するなど防災に対する意識が高い。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)

【砂防事業等】

(急傾斜地崩壊対策事業(補助))

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			
		便益の内訳及び主な根拠					
B / C							
今金田代1地区急傾斜地崩壊対策事業 北海道	1.4	3.2	【内訳】 直接的被害軽減便益：3.2億円 【主な根拠】 人家：3戸 重要公共施設：1施設	1.3	2.5	<ul style="list-style-type: none"> ・本地区には、地域防災計画に位置づけられた避難所(八束交流センター)があり、被災すると避難活動に重大な影響がでる。 ・当該斜面は、湧水や降雨に伴う崩壊跡が多数確認されており、今金町や地元住民から事業要望が高い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から保全するため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する必要がある。 	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
砒山地区急傾斜地崩壊対策事業 群馬県	1.2	7.1	【内訳】 直接的被害軽減便益：7.1億円 【主な根拠】 人家：20戸 市道：155m	1.1	6.7	<ul style="list-style-type: none"> ・本地区には、主要生活道路である市道が存在する。 ・平成17年には斜面崩壊が発生した。 ・がけ高50m以上の風化が進んだ斜面であり、度々、斜面崩壊も発生し、台風時には住民が自主避難する危険な斜面状態である。 ・地元の防災意識は高く、事業要望も強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する必要がある。 	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
田代A地区急傾斜地崩壊対策事業 神奈川県	0.78	8.9	【内訳】 直接的被害軽減便益：8.9億円 【主な根拠】 人家：41戸 町道：110m	0.74	12.0	<ul style="list-style-type: none"> ・本地区には、避難路となる町道が存在する。 ・斜面下部には人家が密集しており、被災時に社会的な影響が甚大である。 ・現状斜面には、オーバーハング地形や降雨時に湧水が見られ、次期出水により、がけ崩れが発生する可能性が高い。 ・地元の事業要望も強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する必要がある。 	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
白井平の2地区急傾斜地崩壊対策事業 山梨県	0.95	2.9	【内訳】 直接的被害軽減便益：2.9億円 【主な根拠】 人家：6戸 国道：140m	0.91	3.1	<ul style="list-style-type: none"> ・本地区には、避難路及び第1次緊急輸送路である国道413号が存在する。 ・現状斜面には、堆積土が堆積しており、次期出水により、がけ崩れが発生する可能性が高い。 ・地元の防災に対する協力体制も盛んな地域であり、事業要望もある。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する必要がある。 	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
取出地区急傾斜地崩壊対策事業 長野県	3.0	11	【内訳】 直接的被害軽減便益：11億円 【主な根拠】 人家：22戸 重要公共施設：1施設 市道：360m	2.7	3.9	<ul style="list-style-type: none"> ・本地区には、避難所である公民館、避難路である市道が存在する。 ・平成11年の豪雨により法面崩壊が生じ、市道の路肩が被災した。 ・次期出水により倒木箇所やオーバーハング箇所が崩壊する可能性がある。 ・地元の防災意識は高く、防災活動を積極的に行っている。 ・地元の事業要望も強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する必要がある。 	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
桜坂小瀬幅地区急傾斜地崩壊対策事業 長野県	4.0	23	【内訳】 直接的被害軽減便益：23億円 【主な根拠】 人家：61戸 市道：1,500m	3.5	6.7	<ul style="list-style-type: none"> ・本地区には、避難路となる市道が存在する。 ・落石が頻発しており、地元では自衛で落石対策を行っている。 ・次期出水により、がけ崩れが発生する可能性がある。 ・地元の防災意識は高く、防災活動を積極的に行っている。 ・地元の事業要望も強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する必要がある。 	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)

牧野地区急傾斜地崩壊対策事業 新潟県	1.7	3.2	【内訳】 直接的被害軽減便益：3.2億円 【主な根拠】 人家：7戸 町道：100m 橋梁：1橋	1.6	2.0	・本地区には、町道および橋梁が存在する。 ・平成11年に小規模な崩壊が発生した。 ・今後の降雨によりけが崩れが発生する可能性がある。 ・地元より事業の要望がある。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
間瀬一区・本村地区急傾斜地崩壊対策事業 新潟県	0.90	14	【内訳】 直接的被害軽減便益：14億円 【主な根拠】 人家：31戸 国道：55m 県道：130m 市道：325m	0.86	16.6	・本地区には、国道402号、県道55号線、市道が存在する。 ・平成15年の豪雨により崩壊が発生した。 ・今後の降雨によりけが崩れが発生する可能性がある。 ・地元より事業の要望がある。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
古屋(2)地区急傾斜地崩壊対策事業 和歌山県	0.80	2.6	【内訳】 直接的被害軽減便益：2.6億円 【主な根拠】 人家：6戸 県道：50m 町道：100m	0.76	3.4	・本地区には、地域防災計画上の避難路である県道滝切目停車場線等の重要公共施設が存在する。 ・大規模な災害履歴はないが、毎年梅雨・台風時には小規模な落石や崩土が発生している。 ・今後起こりうる南海・東南海地震等により大規模土砂災害の危険がある。 ・地元の防災に対する協力的体制も盛んな地域であり、事業要望もある。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
松原2地区急傾斜地崩壊対策事業 鳥根県	1.0	13	【内訳】 直接的被害軽減便益：13億円 【主な根拠】 人家：26戸 重要公共施設：1施設 県道：120m 市道：80m	0.94	13.6	・本地区には、重要公共施設である松原集会所(避難所)、県道益田種三隅線(避難路)が存在する。 ・平成18年5月には、斜面崩壊が発生している。過去にも小規模な落石が頻りに発生している。 ・斜面には、岩塊の抜け落ち、亀裂等が多数確認され、次期出水等により斜面崩壊、落石等の災害が発生する可能性がある。 ・地元の防災に対する協力的体制も盛んな地域であり、事業要望もある。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
西岡(2)地区急傾斜地崩壊対策事業 徳島県	1.4	16	【内訳】 直接的被害軽減便益：16億円 【主な根拠】 人家：3戸 重要公共施設：1施設 県道：50m 市道：120m 災害時要援護者施設：1施設	1.3	12.6	・本地区には、人家3戸及び避難場所である西岡小学校があり、災害時の避難路でもある市道・県道が存在する。 ・幼稚園・グループホームといった災害時要援護者施設を含んでおり、当該斜面も強風化岩を主体とした段丘堆積物である為、脆弱で不安定な状況となっている。 ・以上のことから、本地区の保全、避難所・避難路の一体的な保全するため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
阿川小地区急傾斜地崩壊対策事業 徳島県	1.2	8.1	【内訳】 直接的被害軽減便益：8.1億円 【主な根拠】 人家：16戸 重要公共施設：2施設 県道：190m 市道：45m	1.1	7.4	・本地区には、人家16戸及び避難場所である阿川小学校体育館・公民館を含み、また迂回路のない県道(避難路)も保全対象として含んでいる。 ・当該斜面は強風化岩を主体としており一部岩盤露頭部での剝離による浮石等も多く見受けられ、不安定な状況となっている。 ・以上のことから、本地区の保全、避難所・避難路の一体的な保全するため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
森滝地区急傾斜地崩壊対策事業 香川県	1.0	9.1	【内訳】 直接的被害軽減便益：9.1億円 【主な根拠】 人家：17戸 重要公共施設：1施設 町道：270m	0.96	9.5	・本地区には、人家17戸、地域防災計画で避難所に指定されている集会所や避難路に指定されている町道が存在する。 ・当該斜面は表面風化が進み、不安定な状況になっている。 ・地元の防災意識は高く、事業に対する要望が強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)

稲浦B地区急傾斜地崩壊対策事業 愛媛県	2.0	11	【内訳】 直接的被害軽減便益：11億円 【主な根拠】 人家：30戸 町道：300m	1.8	5.8	・本地区には、人家30戸及び迂回路がない町道稲浦幹線が存在する。 ・当該斜面は花崗岩の強風化岩を主体とした脆弱な地質であり、不安定な状態となっている。 ・平成16年9月に斜面の一部が小崩壊しており今後、集中豪雨等により斜面が崩壊する恐れがある。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
相の島地区急傾斜地崩壊対策事業 福岡県	1.9	16	【内訳】 直接的被害軽減便益：16億円 【主な根拠】 人家：72戸 重要公共施設：1施設 県道：140m	1.8	9.1	・本地区には、人家72戸、県道、漁協が存在し、被災すると地域に重大な影響を与える。 ・平成17年に行け崩れが発生しており、また、斜面には表層崩壊や落石に発展する浮き石・転石がみられ危険な状態である。 ・土砂災害警戒情報が提供されている。 ・地元の防災意識は高く強い要望がある。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から保全するため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
神の前地区急傾斜地崩壊対策事業 福岡県	1.8	4.8	【内訳】 直接的被害軽減便益：4.8億円 【主な根拠】 人家：22戸 町道：60m	1.7	2.8	・本地区には、人家22戸、避難路である町道が存在し、被災すると地域に重大な影響を与える。 ・斜面は風化が進んでおり、オーバーハング等の崩壊箇所が多く見られ、直近では平成17年に小規模崩壊が発生しており危険な状態である。 ・土砂災害警戒情報が提供されている。 ・地元の防災意識は高く強い要望がある。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から保全するため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
上有所地区急傾斜地崩壊対策事業 熊本県	1.0	4.4	【内訳】 直接的被害軽減便益：4.4億円 【主な根拠】 人家：10戸 市道：260m	0.95	4.6	・本地区には、避難路である市道有所座連線が存在している。 ・平成18年の豪雨の際、斜面崩壊が発生しており、住民が一時避難している。 ・地元住民の防災意識が高く地元の協力体制も整っている。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から保全するため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)

下黒土地区急傾斜地崩壊対策事業 大分県	1.2	10	【内訳】 直接的被害軽減便益：10億円 【主な根拠】 人家：15戸 県道：270m 災害時要援護者施設：1施設	1.1	9.2	・本地区には、人家15戸、県道、災害時要援護者施設（病院）が存在し、被災すると地域に重大な影響を与える。 ・大規模な災害履歴はないが、梅雨・台風時には小規模な落石や崩土が発生している。 ・地元住民の防災意識は高く、事業に対する要望が強い。 ・以上のことから、地域住民の人命等を保護するため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
中勝3地区急傾斜地崩壊対策事業 鹿児島県	5.8	6.0	【内訳】 直接的被害軽減便益：6.0億円 【主な根拠】 人家：19戸 町道：450m	4.9	1.2	・本地区は、砂岩・頁岩互層からなるがけ高80m、傾斜度30度の急斜面、斜面下部には近接した人家19戸が密集している地区である。 ・平成20年6月2日の豪雨により人家裏のがけが幅13m、高さ17mにわたってがけ崩れが発生しており、次期出水で斜面直下の危険性が高い斜面がある。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から保全するため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
上田(1)地区急傾斜地崩壊対策事業 沖縄県	2.9	15	【内訳】 直接的被害軽減便益：15億円 【主な根拠】 人家：45戸 市道：180m	2.7	5.4	・本地区は、豊見城市の中心地市街地にあり、平成19年6月の集中豪雨により、斜面の一部が崩壊し、災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業を採択されたところである。 ・本地区の残斜面においても変動を示す亀裂等の変状が確認され、地元住民より崩壊防止対策の要望もあることから早急の実施する必要がある。 ・土砂災害防止月間期間中に避難訓練を実施するなど防災に対する意識が高い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から保全するため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)

【海岸事業】

(直轄事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			
		便益の内訳及び主な根拠					
和歌山下津港海岸 直轄海岸保全施設整備 事業 近畿地方整備局	250	1,787	【内訳】 浸水防護便益：1,787億円 【主な根拠】 浸水防護面積：387ha 浸水防護戸数：5,224戸	201	8.9	・浸水区域には海南市役所、消防署等の行政・防災関連機関等の中枢機能が集積しており、防護することにより、発災後の危機管理体制が確保できる。 ・浸水区域には国道42号、JR海南駅(紀勢本線)等の地域における主要交通施設が集積しており、防護することにより、発災後の緊急輸送ネットワークを確保できる。 ・浸水区域には世界的シェアを誇る企業群が集積しており、防護することにより、甚大な経済損失を回避できる。	本省港湾局 海岸・防災課 (課長 小野憲司)

【海岸事業】
（補助事業等）

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			
		便益の内訳及び主な根拠					
柴町海岸高潮対策事業 新潟県	11	28	【内訳】 浸水防護便益：28億円 【主な根拠】 浸水防護面積：5.9ha 浸水防護戸数：89戸	13	2.1	<ul style="list-style-type: none"> ・本海岸は、日本海の猛烈な外洋波浪が直接入射する位置にあるため、越波・浸水被害が頻発している。 ・平成16年8月の台風15号による高波では、床上浸水5戸、床下浸水11戸、浸水事業所5事業所、多数の船舶被害が発生したほか、基幹道路であり地域にとって唯一の生活道路である主要地方道佐渡一周線が冠水するなど、背後地の公共施設や人家に多大な浸水被害をもたらした。 ・このため、高潮による浸水被害を早期に解消する必要がある。 	本省河川局海岸室 (室長 野田徹)
伊福海岸高潮対策事業 佐賀県	4.0	5.9	【内訳】 浸水防護便益：5.9億円 【主な根拠】 浸水防護面積：4.4ha 浸水防護戸数：7戸	3.7	1.6	<ul style="list-style-type: none"> ・本海岸は、近年において過去3回の地区住民の避難実績があるなど、常に災害の危険性にさらされている。 ・当該海岸の沿線道路である国道207号は、長崎県南部と佐賀県を結ぶ重要な路線であり、高潮時の交通障害は地域間の交通、物流において重大な影響を及ぼす恐れがある。 ・また、当該国道は、海岸背後集落の唯一の生活道路、かつ災害時の避難路となっており、通行止めとなれば、集落は地域内に孤立する状況となる。 ・このため、高潮や波浪による災害を未然に防止する必要がある。 	本省河川局海岸室 (室長 野田徹)
半田海岸高潮対策事業 長崎県	4.5	30	【内訳】 浸水防護便益：30億円 【主な根拠】 浸水防護面積：1.6ha 浸水防護戸数：28戸	4.4	6.8	<ul style="list-style-type: none"> ・半田海岸は、平成16年9月の台風18号の越波により、人家等に被害をもたらした。 ・背後浸水想定区域には唯一の避難道路である市道が存在することから、越波浸水被害が発生すると、当地区は孤立し、多大な被害を被ることになる。 ・このため、高潮による浸水被害を早期に解消する必要がある。 	本省河川局海岸室 (室長 野田徹)
管鈍海岸高潮対策事業 鹿児島県	2.6	16	【内訳】 浸水防護便益：16億円 【主な根拠】 浸水防護面積：7.4ha 浸水防護戸数：21戸	2.5	6.5	<ul style="list-style-type: none"> ・当海岸は過去の台風において、背後地の家屋、道路等への越波浸水被害が発生しており、再度災害防止を図る必要がある。 ・海岸沿いの県道は市街地へ通じる唯一の連絡道路であることから、越波浸水被害が発生すると、災害時の交通に多大な影響が発生する。 ・このため、高潮による浸水被害を早期に解消する必要がある。 	本省河川局海岸室 (室長 野田徹)
茅ヶ崎海岸侵食対策事業 神奈川県	21	78	【内訳】 侵食防護便益：1.3億円 浸水防護便益：33億円 海岸利用便益：44億円 【主な根拠】 侵食防護面積：3.4ha 浸水防護面積：14ha 浸水防護戸数：1,947戸 海岸利用人数：476,700人/年	34	2.3	<ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎海岸を含む湘南海岸は全国的に高名で、通年に渡り多くの人々が訪れる海岸であり、重要な観光スポットとなっている。また、地引網漁やサーフィングが盛んであり、地域経済の重要な役割を果たしている。 ・当海岸では、昭和40年代から侵食が進み、護岸被害が度々生じており、今後更に背後にある砂防林や国道134号への被害拡大が危惧されている。 ・このため、侵食による被害を未然に防止する必要がある。 	本省河川局海岸室 (室長 野田徹)
内野浜海岸侵食対策事業 新潟県	24	62	【内訳】 侵食防護便益：62億円 【主な根拠】 侵食防護面積：65ha 侵食防護戸数：11戸	25	2.5	<ul style="list-style-type: none"> ・本海岸は、汀線が昭和60年から最大約60m後退し、平成11年から平成16年までの侵食速度は4m/年にも達している。 ・前浜が消失したため、海水浴場は平成16年から閉鎖されており、防潮工は毎年被害が生じている状況にある。 ・このため、侵食による被害を未然に防止する必要がある。 	本省河川局海岸室 (室長 野田徹)

北海道海岸耐震対策緊急事業(白糠海岸) 北海道	11	22	【内訳】 浸水防護便益：22億円 【主な根拠】 浸水防護面積：31ha 浸水防護戸数：292戸	9.8	2.3	・平成18年2月に日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定され、大規模地震による津波被害が想定される。 ・浸水想定区域内に災害救護活動の拠点となる消防署や病院等があり、被災すると避難や復興に支障をきたす。 ・国道38号が被災した場合、物流交通等に広域のかつ多大な支障をきたす。 ・このため、津波等による浸水被害を早期に解消する必要がある。	北海道開発局 建設部地方整備課 (課長 渋谷元)
青森県海岸耐震対策緊急事業(泊海岸) 青森県	3.9	4.2	【内訳】 浸水防護便益：4.2億円 【主な根拠】 浸水防護面積：7ha 浸水防護戸数：66戸	3.7	1.1	・泊海岸は太平洋に面した砂浜海岸であり、背後地には人家が集中し、また、国道338号が平行している。 ・当地域は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されている。 ・護岸は昭和40年代に築造したもので、老朽化により損傷が著しく、機能が低下していることもあり、地元住民から改修の要望がある。 ・このため、津波等による浸水被害を早期に解消する必要がある。	東北地方整備局 河川部地域河川課 (課長 國松廣志)
福島県海岸堤防等老朽化対策緊急事業(角部内海岸) 福島県	3.0	49	【内訳】 浸水防護便益：49億円 【主な根拠】 浸水防護面積：16ha 浸水防護戸数：60戸	2.8	17.3	・当海岸の堤防は、築造後約40年が経過しており、天端、波返し等が損傷するなど老朽化が著しい。 ・平成19年には、天端が突然の陥没を起こすなど危険な状況となっている。 ・背後の人家、道路の保全および海岸利用の安全確保のため、既設堤防の機能強化を図る必要がある。	東北地方整備局 河川部地域河川課 (課長 國松廣志)
福島県海岸堤防等老朽化対策緊急事業(豊間海岸) 福島県	2.8	28	【内訳】 浸水防護便益：28億円 【主な根拠】 浸水防護面積：2ha 浸水防護戸数：48戸	2.6	11.0	・当海岸の堤防は、築造後40余年が経過しており、天端、波返しに段差や亀裂が発生するなど老朽化が著しく、倒壊が懸念される。 ・海岸は海水浴場として利用され、背後には人家および主要な県道等が存在している。 ・このため、堤防の機能強化を図る必要がある。	東北地方整備局 河川部地域河川課 (課長 國松廣志)
東京都海岸堤防等老朽化対策緊急事業(前浜海岸) 東京都	2.6	9.1	【内訳】 浸食防護便益：0.22億円 海岸利用便益：8.9億円 【主な根拠】 浸食防護面積：0.84ha 海岸利用人数：861人/年	4.5	2.0	・当海岸の護岸は築造から約40年経過し老朽化が著しく、災害発生の危険性が高い。 ・海岸背後には防災拠点広がり、被災した場合の被害は甚大である。 ・釣り等様々な利用がなされており、地域活性化に寄与する重要な観光資源である。	関東地方整備局 河川部地域河川課 (課長 長野拓朗)
静岡県海岸堤防等老朽化対策緊急事業(浜松五島海岸) 静岡県	18	89	【内訳】 浸水防護便益：89億円 【主な根拠】 浸水防護面積：31ha 浸水防護戸数：1戸	17	5.4	・東海地震防災対策強化地域、東南海・南海地震対策推進地域に指定され、巨大地震による津波被害が想定されている。 ・当海岸の護岸は、築造後約40年経過し、老朽化が著しく、災害発生の危険性が高い。 ・海岸背後には、下水処理場が存在しており、被災した場合の被害は甚大である。	中部地方整備局 河川部地域河川課 (課長 大石誠)
愛知県海岸堤防等老朽化対策緊急事業(南知多海岸) 愛知県	14	376	【内訳】 浸水防護便益：376億円 【主な根拠】 浸水防護面積：74ha 浸水防護戸数：849戸	13	29.0	・海岸背後は住宅が密集し、緊急輸送道路である国道247号が存在していることから、浸水被害が発生すると、災害時の交通に多大な影響を及ぼす。 ・当海岸の護岸は、築造後約50年経過し、老朽化が著しく、災害発生の危険性が高い。 ・このため、護岸の防護機能を向上させ、背後地の保全を図る必要がある。	中部地方整備局 河川部地域河川課 (課長 大石誠)
大阪府海岸堤防等老朽化対策緊急事業(泉州海岸) 大阪府	10	52	【内訳】 浸水防護便益：52億円 【主な根拠】 浸水防護面積：80ha 浸水防護戸数：1804戸	9.5	5.5	・当地区の海岸は、近年発生が危惧されている東南海・南海地震の防災対策推進地域に指定されており、早急な地震津波対策が求められている。 ・整備後約40年が経過し老朽化の進行が著しく、災害発生の危険性が高い。 ・当地区の背後には、大阪湾南部の人口集中地区が広がっており、被災した場合の被害は甚大である。	近畿地方整備局 河川部地域河川課 (課長 山岡康伸)

和歌山県海岸堤防等老朽化対策緊急事業（那智勝浦海岸） 和歌山県	10	159	【内訳】 浸水防護便益：159億円 【主な根拠】 浸水防護面積：33ha 浸水防護戸数：222戸	9.7	16.4	・当海岸の海岸保全施設は、部材の経年変化や波浪等の影響により機能が著しく低下しており、災害発生の危険性が高い。 ・背後には、国道42号、JR紀勢本線、病院等の重要公共施設が存在し、被災による壊滅的な被害が懸念されている。 ・このため、護岸の防護機能を向上させ、背後地の保全を図る必要がある。	近畿地方整備局 河川部地域河川課 （課長 山岡康伸）
岡山県海岸堤防等老朽化対策緊急事業（三幡九幡海岸） 岡山県	2.0	13	【内訳】 浸水防護便益：13億円 【主な根拠】 浸水防護面積：118ha 浸水防護戸数：330戸	2.0	6.7	・当海岸は築造後約50年程度経過しており、災害発生の危険性が高くなっている。 ・背後にゼロメートル地帯が広がっており、市街東部の中心地を形成していることから、被災した場合の被害は甚大である。 ・重要港湾岡山港に隣接していることから付近には工場等も多数立地しており、被災により地域住民の職場が失われることになる。	中国地方整備局 河川部地域河川課 （課長 野津保之）
沖縄県海岸堤防等老朽化対策緊急事業（松田潟原海岸） 沖縄県	2.5	12	【内訳】 浸水防護便益：12億円 【主な根拠】 浸水防護面積：5.3ha 浸水防護戸数：9戸	2.4	5.0	・松田潟原海岸は、平成19年7月の台風4号により護岸や県道の被災、床上浸水4戸、6世帯が自主避難する浸水被害が発生した。 ・既設護岸は、昭和40年代に築造された護岸であり、老朽化による鉄筋の露出や空洞箇所が存在し、海岸保全施設の機能低下が著しく進行している。 ・当該区域にはオカヤドカリ（国指定天然記念物）が生息しており、既設護岸の改良によって、陸域とのアクセスが可能となることから生息環境が大幅に改善される。 ・このため、高潮による被害を未然に防止し、生物の生息環境に配慮した護岸の改良を実施する必要がある。	沖縄総合事務局 開発建設部河川課 （記）
文里港海岸 高潮対策事業 和歌山県	15	51	【内訳】 浸水防護便益：51億円 【主な根拠】 浸水防護面積：12ha 浸水防護戸数：132戸	12	4.1	・浸水区域には第五管区田辺海上保安本部庁舎が立地しており、防護することにより、防災関連機関への被災リスクを低減し、危機管理体制の確保が図られる。 ・浸水区域背後には避難場所が設けられており、防護することにより、避難経路を確保でき、発災時には地元住民の安全な避難が可能となる。 ・当該地域においては、自主防災組織を形成するなど地元住民の防災意識が高く、毎年2回程度、地元住民も参加した防災訓練が実施されている。	近畿地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課 （課長 谷島義孝）
直島港海岸 高潮対策事業 香川県	7.0	235	【内訳】 浸水防護便益：235億円 【主な根拠】 浸水防護面積：5.5ha 浸水防護戸数：119戸	6.3	37.6	・直島町は、平成16年8月の台風16号による高潮により床上浸水270戸の被害が発生している。 ・南海・東南海地震防災対策推進地域に指定されており、東南海・南海地震に伴う津波被害が想定されている。 ・ハザードマップを平成17年8月に公表しており、平成18年10月より防災訓練も行われている。	四国地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課 （課長 佐野正佳）
与路港海岸 高潮対策事業 瀬戸内町	2.8	28	【内訳】 浸水防護便益：28億円 【主な根拠】 浸水防護面積：1.5ha 浸水防護戸数：40戸	2.5	11.4	・当該地区の施設は築造後40年以上が経過しており、災害発生の危険性が高い。 ・平成16年10月台風23号の高波により護岸が倒壊した。（L=49.3m） ・護岸背後集落全世帯に防災無線を完備しており、地元の防災意識は高い。 ・越波被害のため他地域への移住を余儀なくされていた住民が、当該事業実施により帰ってくる事ができる。	九州地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課 （課長 濱田浩二）
松山港海岸 高潮対策事業 愛媛県	1.5	42	【内訳】 浸水防護便益：42億円 【主な根拠】 浸水防護面積：3.8ha 浸水防護戸数：52戸	1.5	29.2	・松山市においては、平成16年8月の台風16号による高潮により床上浸水8戸の被害が発生している。 ・南海・東南海地震防災対策推進地域に指定されており、特に梅津寺地区の背後は地盤の低い地域となっており、地震時の津波では被害発生が想定される。 ・ハザードマップを平成18年3月に公表し、市内全戸に配布している。また、平成18年より年に1度住民参加による防災訓練も行われている。	本省港湾局 海岸・防災課 （課長 小野憲司）

増毛港海岸 高潮対策事業 増毛町	1.0	27	【内訳】 浸水防護便益：27億円 【主な根拠】 浸水防護面積：1.1ha 浸水防護戸数：12戸	0.97	27.3	・当該地域背後には、当町の主産業である水産業関連の施設が立地し、産業活動及び雇用の場として重要な地域であり、今後の生産維持・雇用確保が図られる。 ・当該地域は、低気圧・冬期風浪等により浸水被害や越波・飛沫被害が発生しており、再度災害防止を図る必要がある。 ・背後の道路等の浸水被害を防止し、隣接する港湾の輸送機能を確保することが出来る。	北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 (課長 川合紀章)
八戸港海岸 耐震対策緊急事業 青森県	5.3	41	【内訳】 浸水防護便益：41億円 【主な根拠】 浸水防護面積：83ha 浸水防護戸数：483戸	5.6	7.4	・当該地域は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定されており、地震に伴う津波被害が想定されている。 ・当該施設は地震による影響で構造破壊が予測されることから、災害発生の危険性が高い。 ・津波発生時に避難所指定となる小学校の浸水被害を防止することが出来る。 ・背後の流域下水道本管並びにポンプ施設の浸水被害を防止し、被災時にもライフラインの機能確保が出来る。また、緊急時に重要な役割を果たす、防衛施設局所管の油送管が敷設されている。	本省港湾局 海岸・防災課 (課長 小野憲司)
名古屋港海岸 老朽化対策緊急事業 名古屋港管理組合	1.0	4.7	【内訳】 浸水防護便益：4.7億円 【主な根拠】 浸水防護面積：649ha 浸水防護戸数：7,865戸	0.91	5.2	・当該地域の施設は、昭和50年代に築造された鋼矢板護岸であり、経年劣化により腐食が進んでいることから、災害発生の危険性が高い。 ・当該地域の背後には人家、事業所等が密集していることから、高潮災害が発生した場合には甚大な被害が発生する恐れがある。 ・浸水区域には工場、商業施設、名古屋環状線などがあり、防護することにより、甚大な経済損失を回避できる。	中部地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課 (課長 笹岡信正)
境港海岸 老朽化対策緊急事業 境港管理組合	1.5	7.0	【内訳】 浸水防護便益 7.0億円 【主な根拠】 浸水防護面積：13ha 浸水防護戸数：2戸	1.4	5.1	・当該地域の施設は、昭和40年代に築造された矢板式護岸であり、腐食による老朽化が進行しており、災害発生の危険性が高い。 ・当該施設背後の緑地は、地域防災計画の一時避難場所に指定されている。 ・当該地域では観光用タワーや物産店などが、商業活動を行っており、浸水被害による経済活動の停滞を防止することができる。	中国地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課 (課長 梶谷則正)
福山港海岸 老朽化対策緊急事業 広島県	1.2	88	【内訳】 浸水防護便益：88億円 【主な根拠】 浸水防護面積：7.8ha 浸水防護戸数：90戸	1.1	79.7	・当該地域の施設は、昭和40年代に築造された護岸であり、老朽化が著しく災害発生の危険性が高い。 ・当該地域は、平成16年8月の台風により浸水被害が発生しており、再度災害防止を図る必要がある。 ・当該施設の背後には、地域住民にとって重要な交通網である県道が存在しており、高潮時における交通障害を防止することができる。	中国地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課 (課長 梶谷則正)
三田尻中間港海岸 老朽化対策緊急事業 山口県	1.6	2,117	【内訳】 浸水防護便益：2,117億円 【主な根拠】 浸水防護面積：127ha 浸水防護戸数：575戸	139	15.3	・当該地域の施設は、老朽化による排水機能低下が著しく災害発生の危険性が高い。 ・当該地域に存在する、老人ホームなど災害弱者の施設を守ることができる。 ・当該施設の背後には、地域住民にとって重要な交通網である国道が存在しており、高潮時における交通障害を防止することができる。	中国地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課 (課長 梶谷則正)
由宇港海岸 老朽化対策緊急事業 山口県	1.8	2,232	【内訳】 浸水防護便益：2,232億円 【主な根拠】 浸水防護面積：38ha 浸水防護戸数：289戸	89	25.1	・当該地域の施設は、老朽化による排水機能低下が著しく災害発生の危険性が高い。 ・当該地域に存在するスポーツセンターは、市の避難場所に指定されている。 ・当該施設の背後には、地域住民にとって重要な交通網である国道が存在しており、高潮時における交通障害を防止することができる。	中国地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課 (課長 梶谷則正)

北木島港海岸 老朽化対策緊急事業 岡山県	5.2	9.8	【内訳】 浸水防護便益：9.8億円 【主な根拠】 浸水防護面積：8.0ha 浸水防護戸数：37戸	4.8	2.1	・当該地域の施設は、明治～昭和40年代にかけて築造された石積護岸であり、老朽化による施設の機能低下が著しく、災害発生の危険性が高い。 ・当該地域は、平成16年8月の台風により浸水被害が発生しており、再度災害防止を図る必要がある。 ・当該施設の背後には、地域住民にとって重要な交通網である県道が存在しており、高潮時における交通障害を防止することができる。	中国地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課 (課長 梶谷則正)
松前港海岸 老朽化対策緊急事業 愛媛県	4.0	138	【内訳】 浸水防護便益：138億円 【主な根拠】 浸水防護面積：14ha 浸水防護戸数：167戸	3.8	36.7	・当該地域の施設は築造後50年が経過しており、災害発生の危険性が高い。 ・松前町においては、平成3年9月の台風19号による高潮により床上浸水106戸の被害が発生している。 ・ハザードマップを平成18年3月に公表し、防災訓練についても年に1回実施している。	四国地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課 (課長 佐野正佳)
観音寺港海岸 老朽化対策緊急事業 香川県	0.90	11	【内訳】 浸水防護便益：11億円 【主な根拠】 浸水防護面積：1.8ha 浸水防護戸数：42戸	0.88	12.9	・観音寺市においては、平成16年8月の台風16号による高潮により床上浸水90戸の被害が発生している。 ・南海・東南海地震防災対策推進地域に指定されており、東南海・南海地震に伴う津波被害が想定されている。 ・ハザードマップを平成17年6月に公表しており、平成18年12月より防災訓練も行われている。	四国地方整備局 港湾空港部 港湾空港防災・危機管理課 (課長 佐野正佳)
中城湾港海岸 老朽化対策緊急事業 沖縄県	10	56	【内訳】 浸水防護便益：56億円 【主な根拠】 浸水防護面積：24ha 浸水防護戸数：50戸	9.0	6.1	・中城湾港海岸（豊原地区）は、平成13年及び平成14年の異常潮位等により背後地の耕作地等が浸水する被害が発生した。 ・当海岸の背後には、近年大型商業施設や住宅等が増加し、市街地化が進展していることから、護岸が崩壊した場合、多大な被害が発生する恐れがある。 ・当該地域については、津波・高潮ハザードマップを平成18年度に公表しており、地元の防災意識が高い。	沖縄総合事務局 開発建設部 港湾計画課 (課長 川崎俊正)
安護の浦港海岸 老朽化対策緊急事業 沖縄県	0.70	1.1	【内訳】 浸水防護便益：1.1億円 【主な根拠】 浸水防護面積：1.1ha 浸水防護戸数：33戸	0.68	1.7	・護岸背後にある公民館等の公共施設への浸水被害を防止することができる。 ・護岸背後の道路は、同地区への唯一の連絡道路であるため、護岸が崩壊した場合には、同地区が孤立し、住民生活へ甚大な被害を与える。 ・当海岸のある座間味島は多数の観光客が訪れる島であり、護岸が崩壊した場合、地域経済に与える影響は甚大である。	沖縄総合事務局 開発建設部 港湾計画課 (課長 川崎俊正)
平良港海岸 老朽化対策緊急事業 宮古島市	1.5	3.4	【内訳】 侵食防護便益：3.4億円 【主な根拠】 侵食防護面積：2.1ha 侵食防護戸数：2戸	1.4	2.4	・護岸背後にある交流施設等の公共施設への浸水被害を防止することができる。 ・護岸背後の道路は、幹線道路であるため、護岸が崩壊した場合、住民生活へ甚大な被害を与える。 ・当海岸は市街地に最も近い場として市民及び観光客の交流場となっているため、護岸が崩壊した場合、地域経済に与える影響は甚大である。	沖縄総合事務局 開発建設部 港湾計画課 (課長 川崎俊正)

【道路・街路事業】
（直轄事業等）

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			
		便益の内訳及び主な根拠					
一般国道18号 上田バイパス(延伸) 関東地方整備局	179	372	【内訳】 走行時間短縮便益: 350 億円 走行経費減少便益: 9.8 億円 交通事故減少便益: 12 億円 【主な根拠】 計画交通量: 14,000~ 42,700台/日	141	2.6	・国道18号のバイパス機能が発揮され、通過交通がバイパスに転換し、渋滞を解消する。 ・商業施設の進出に伴い増加する交通需要への的確な対応と地域の更なる活性化を支援する。	道路局 国道防災課 (課長 深澤淳志)
一般国道50号 桜川筑西IC関連(延伸) 関東地方整備局	20	50	【内訳】 走行時間短縮便益: 47億 円 走行経費減少便益: 3.7 億円 交通事故減少便益: - 0.41億円 【主な根拠】 計画交通量: 31,900台/ 日	16	3.1	・開発が予定されている長方商業施設と北関東自動車道桜川筑西ICとの連携を強化する。 ・国道50号の幹線道路としての機能を強化し、広域的な幹線道路の円滑な交通を確保する。	道路局 国道防災課 (課長 深澤淳志)
地域高規格道路 富山外郭環状道路 一般国道8号 豊田新屋立体 北陸地方整備局	230	816	【内訳】 走行時間短縮便益: 626 億円 走行経費減少便益: 127 億円 交通事故減少便益: 63 億円 【主な根拠】 計画交通量: 47,700~ 47,900台/日	193	4.2	・死傷事故率が高い当該区間(死傷事故率660件/億台キロ)の事故が減少し、交通の安全性が向上する。 ・国道8号の渋滞が解消され、高岡市~富山市間のアクセス向上となる。(約10分短縮 約55分約45分) ・北陸新幹線整備に伴う富山駅周辺へのアクセス機能強化が図られる。	道路局 国道・防災課 (課長 深澤淳志)
一般国道1号 袋井バイパス 中部地方整備局	140	827	【内訳】 走行時間短縮便益: 772 億円 走行経費減少便益: 45億 円 交通事故減少便益: 10億 円 【主な根拠】 計画交通量: 60,000台/ 日	133	6.2	・袋井バイパスの渋滞損失時間の改善(約5割削減)が見込まれる。 ・主要渋滞ポイント3箇所の渋滞緩和が期待される。 ・並行する県道の交通事故件数の改善(約5割削減)が見込まれる。	道路局 国道・防災課 (課長 深澤淳志)
地域高規格道路 岡山環状道路 一般国道180号 岡山環状南道路 中国地方整備局	223	507	【内訳】 走行時間短縮便益: 425 億円 走行経費減少便益: 64億 円 交通事故減少便益: 17億 円 【主な根拠】 計画交通量: 29,800~ 94,000台/日	174	2.9	・現道部の渋滞損失時間490.1千人時間/年・扣(笹ヶ瀬橋交差点付近)の改善が見込まれる。 ・現道部の事故率399.0件/億台・扣(泉田交差点付近)の改善が見込まれる。 ・玉野市方面から岡山駅までの所要時間短縮(宇野港から岡山駅の所要時間が5分短縮【37分32分】) ・岡山市南部方面から岡山ICまでの所要時間短縮(岡山港から岡山ICの所要時間が約11分短縮【25分 14分】)	道路局 国道・防災課 (課長 深澤淳志)
地域高規格道路 熊本天草幹線道路 一般国道57号 宇土道路 九州地方整備局	257	312	【内訳】 走行時間短縮便益: 225 億円 走行経費減少便益: 55 億円 交通事故減少便益: 33 億円 【主な根拠】 計画交通量: 14,500台/ 日	192	1.6	・現道に存在する特殊通行規制区間(越波、延長4km)の規制に伴う迂回移動が回避される。 ・天草市から第3次医療施設(熊本赤十字病院)への救急搬送に寄与する。 ・年間観光客数415万人の天草地域へのアクセス性が向上し、観光アクセス道路としての機能が強化され、観光産業を支援する。 ・現道部における渋滞損失時間約37万人・時間/年の改善が見込まれる。	道路局 国道・防災課 (課長 深澤淳志)

【道路・街路事業】
（補助事業等）

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			
		便益の内訳及び主な根拠					
一般国道394号 榎林バイパス 青森県	25	33	【内訳】 走行時間短縮便益:30億円 走行経費減少便益:0.93億円 交通事故減少便益:1.7億円 【主な根拠】 計画交通量:4,700~5,200台/日	22	1.5	・死傷事故率が高い区間の事故の減少(101件/億台キロ(県平均60.4件/億台キロ)) ・現道は歩道未整備の通道路であるが、バイパスへの通過交通の転換により歩行者の安全性を確保 ・東北町から公立七戸病院(第二次救急医療施設)のアクセスが向上(24分 20分) ・七戸町からむつ小川原開発地域へのアクセス機能向上(70分 66分)	道路局 国道・防災課 (課長 深澤淳志)
地域高規格道路 常総・宇都宮東部連絡 道路 一般国道408号 宇都宮高根沢バイパス 栃木県	130	365	【内訳】 走行時間短縮便益:356億円 走行経費減少便益:1.3億円 交通事故減少便益:7.4億円 【主な根拠】 計画交通量:29,500台/日	105	3.5	・常磐自動車道谷和原ICから東北自動車道矢板ICを連絡する地域高規格道路の一部を構成するもので、基幹ネットワークの形成が図られる。 ・現道狭隘(w 5.5m:L=1,500m、i>5%:L=250m、R<100m:8箇所)が解消される。 ・つくばみらい市から矢板市間の所要時間が80分短縮される。(175分 95分) ・現道や周辺道路における混雑多発箇所(4箇所)の緩和を図る。 ・通過交通をバイパスに転換することで、現道における死傷事故率の低減を図る。(114.4件/億台* ₀ (全国平均の約1.1倍)、事故に伴う全面通行止めが過去10年で11回(延べ26時間、最長9時間39分)発生)	道路局 国道防災課 (課長 深澤淳志)
地域高規格道路 上信自動車道 一般国道145号 吾妻西バイパス 群馬県	97	134	【内訳】 走行時間短縮便益:82億円 走行経費減少便益:24億円 交通事故減少便益:28億円 【主な根拠】 計画交通量:12,700台/日	80	1.7	・ 関越自動車道渋川伊香保ICより、ハツ場ダム代替地及び観光地(草津温泉等)へのアクセス向上 ・ 現国道145号の地すべり危険箇所・防災点検対策箇所を回避することで第1次緊急輸送道路の代替機能の確保。 ・ 2次救急医療への30分カバー圏が5千人拡大するとともに、ハツ場ダム代替地を全てカバーすることで、移転地の生活再建を支援。等を目的とする。	道路局 国道防災課 (課長 深澤淳志)
地域高規格道路 上信自動車道 一般国道353号 川島バイパス 群馬県	49	60	【内訳】 走行時間短縮便益:17億円 走行経費減少便益:31億円 交通事故減少便益:13億円 【主な根拠】 計画交通量:13,500台/日	40	1.5	・ 関越自動車道渋川伊香保ICより、ハツ場ダム代替地及び観光地(草津温泉等)へのアクセスが向上する。	道路局 国道防災課 (課長 深澤淳志)
一般国道304号 高宮バイパス 富山県	30	35	【内訳】 走行時間短縮便益:38億円 走行経費減少便益:-3.2億円 交通事故減少便益:-0.13億円 【主な根拠】 計画交通量:8,900台/日	24	1.5	・ 現道区間の所要時間6.9分に対して、バイパス区間の所要時間5.1分となり、1.8分の所要時間短縮効果がある。 ・ 当該区間の事故発生件数が3.6件/年に対して、3.0件/年に減少する。 ・ 第3次救急医療施設30分圏内の拡大。 (新たに人口約3,200人をカバーできる) ・ 福光中心市街地内の渋滞ポイントの回避。 (所要時間3.0分短縮) ・ 対象区域の渋滞損失削減時間が86,850人・時間/年となる。 (整備前211,151人・時間/年 整備後124,301人・時間/年) ・ 対象区域のCO ₂ 排出削減量が400t/年となる。 ・ 対象区域NO ₂ 排出削減量が1.2t/年となる。 ・ 対象区域SPM排出削減量が0.3t/年となる。 ・ 広域観光周遊ルートの構築が大きく前進する。 ・ 鉄道分断されている地区がバイパス整備により直結されることで地域の一体化促進が期待される。 ・ バイパス整備により、現道の通過交通が排除され、通道路の安全性が向上される。	道路局 国道・防災課 (課長 深澤淳志)

一般国道449号 本部北道路 沖縄県	51	168	【内訳】 走行時間短縮便益：165 億円 走行経費減少便益：2.4 億円 交通事故減少便益：0.65 億円 【主な根拠】 計画交通量：14,100～ 15,300台/日	43	3.9	【必要性】 ・当該道路は主要観光拠点へのアクセス道路で交通量が増加しており、渋滞損失時間約2.7万人・時間/年km（県平均の約0.66倍）の改善が図られる。 ・死傷事故率約489件/億台キロ（県平均の6.24倍）の改善が見込まれる。 【有効性】 ・隣接する道路事業との連携整備により事業効果が早期発現され、地域産業振興に寄与する。 ・緊急輸送道路の機能が強化され、信頼性が確保される。 ・混雑が緩和することにより、CO2、NOX、SPM等の排出量が削減される。 ・隣接市の救急病院へのアクセス性向上が図られる。	道路局 国道・防災課 (課長 深澤淳志)
主要地方道 成田小見川鹿島港線 駒井野 期 千葉県	10	31	【内訳】 走行時間短縮便益：19 億円 走行経費減少便益：11 億円 交通事故減少便益：1.1 億円 【主な根拠】 計画交通量：27,000台/ 日	9.2	3.4	・成田国際物流複合基地と空港周辺に点在する大型物流施設(フォワーダー)の有機的な連携が可能となり、物流の効率化に寄与する。 ・首都圏中央連絡道路(仮)成田小見川鹿島港線ICと連携し、地域生活や空港関連業務における交通便利性及び空港アクセス性が向上する。	関東地方整備局 地域道路課 (課長 田村俊彦)
主要地方道 成田松尾線 千代田 期 千葉県	15	57	【内訳】 走行時間短縮便益：45 億円 走行経費減少便益：12 億円 交通事故減少便益：0.18 億円 【主な根拠】 計画交通量：6,400台/日	13	4.3	・点在する物流施設を連携する安全で効率的な物流ルートが確保され、物流の効率化に寄与する。 ・空港東側の東西軸の整備により環状機能が形成され、東西地域格差の是正が見込まれる。	関東地方整備局 地域道路課 (課長 田村俊彦)
市道 01-008号線 千葉県富里市	20	62	【内訳】 走行時間短縮便益：61 億円 走行経費減少便益：0.31 億円 交通事故減少便益：1.6 億円 【主な根拠】 計画交通量：13,000台/ 日	18	3.4	・成田国際空港第6ゲートから東関東自動車道(仮)酒々井ICへのアクセス道路となり、東京方面と成田国際空港間の物流の効率化に寄与する。 ・東関東自動車道(仮)酒々井ICとあわせて整備することにより、周辺地域との連携強化、産業振興に寄与する。	関東地方整備局 地域道路課 (課長 田村俊彦)
地域高規格道路 新山梨環状道路 主要地方道 韮崎南アルプス中央線 若草工区 山梨県	30	142	【内訳】 走行時間短縮便益：133 億円 走行経費減少便益：7.2 億円 交通事故減少便益：1.7 億円 【主な根拠】 計画交通量：27,700台/ 日	29	4.9	・現道における渋滞損失時間の改善が見込まれる。 (21.1万人時間/年の削減) ・第2次緊急輸送路の機能強化が図られる。	道路局 地方道・環境課 (課長 吉崎 収)
主要地方道 佐渡一周線 東海岸道路(原黒バイ パス工区延伸) 新潟県	9.5	29	【内訳】 走行時間短縮便益：27 億円 走行経費減少便益：2.2 億円 交通事故減少便益：0.21 億円 【主な根拠】 計画交通量：2,900台/日	8.7	3.4	・重要港湾(両津港)のアクセス性の向上による物流の効率化・活性化、重要港湾の利便性の向上に寄与する。 ・第2次緊急輸送道路の安全性、信頼性の向上に寄与する。	北陸地方整備局 地域道路課 (課長 渡部長務)
市道 那加小綱線 岐阜県各務原市	128	310	【内訳】 走行時間短縮便益：112 億円 走行経費減少便益：204 億円 交通事故減少便益：-5.9 億円 【主な根拠】 計画交通量：9,400台/日	124	2.5	・緊急輸送路に指定されている(主)川島三輪線(もぐり橋)の代替ルートが確保される。 ・平成16年に合併した旧川島町と市中心部を結び、旧市町間の連携強化に寄与する。	中部地方整備局 地域道路課 (課長 花木道治)

主要地方道 上中田烏線 福井県	28	141	【内訳】 走行時間短縮便益：96 億円 走行経費減少便益：31 億円 交通事故減少便益：14 億円 【主な根拠】 計画交通量：2,500台/日	26	5.4	・高次医療施設(公立小浜病院)へのアクセス向上が見込まれる。 ・原子力災害時の緊急避難道路として、信頼性の高い道路網が形成される。	近畿地方整備局 地域道路課 (課長 浜野利彦)
一般県道 河原インター線 (二期工区) 鳥取県	33	56	【内訳】 走行時間短縮便益：54 億円 走行経費減少便益：1.8 億円 交通事故減少便益：0.25 億円 【主な根拠】 計画交通量：4,800台/日	29	1.9	・高速道路ICへのアクセス性の向上による物流の効率化 (国道29号～河原IC：所要時間14分6分) ・八頭町、若桜町各所の観光地(安徳の里姫路公園、氷の山(スキー場)等)へのアクセス向上による観光振興、地域活性化が見込まれる。	中国地方整備局 地域道路課 (課長 内海一幸)
一般県道 南浦金光線 岡山県	21	27	【内訳】 走行時間短縮便益：19 億円 走行経費減少便益：5.7 億円 交通事故減少便益：2.1 億円 【主な根拠】 計画交通量：6,000台/日	19	1.4	・旧寄島町から救急告示病院(金光病院)への速達性の向上が見込まれる。 (所要時間22分16分) ・計画中の浅口市工業団地から山陽自動車道鴨方ICへのアクセス性の向上による物流の効率化、産業支援が見込まれる。	中国地方整備局 地域道路課 (課長 内海一幸)
地域高規格道路 岡山環状道路 市道 藤田浦安南町線 岡山市	86	289	【内訳】 走行時間短縮便益：269 億円 走行経費減少便益：14 億円 交通事故減少便益：5.6 億円 【主な根拠】 計画交通量：27,400～ 30,600台/日	70	4.1	・岡山市の環状道路を形成する道路であり、通過交通の排除、流入交通の分散導入による市中心部の渋滞の緩和が見込まれる。 ・笹ヶ瀬川で分断されている岡山市南部地域を連絡し、広域的な連携、交流に寄与する。	道路局 地方道・環境課 (課長 吉崎 収)
一般県道 高知空港インター線 高知県	21	51	【内訳】 走行時間短縮便益：35 億円 走行経費減少便益：11 億円 交通事故減少便益：4.8 億円 【主な根拠】 計画交通量：7,700台/日	19	2.7	・三次医療施設(高知医療センター)へのアクセス向上が見込まれる。 ・高松市街地から高知龍馬空港までのアクセス時間の短縮による空港利便性の向上が見込まれる。 (高知龍馬空港～高知市中心街所要時間：33分20分)	四国地方整備局 地域道路課 (課長 馬瀬真吾)
主要地方道 棧原小茂田線 上見坂工区 長崎県	50	46	【内訳】 走行時間短縮便益：42 億円 走行経費減少便益：2.6 億円 交通事故減少便益：1.3 億円 【主な根拠】 計画交通量：1,300台/日	43	1.1	・第二次救急医療施設(対馬巖原病院)への搬送時間短縮に寄与する。 (小茂田地区～対馬巖原病院 所要時間：32分17分) ・主要な観光施設へのアクセス向上に資する。	九州地方整備局 地域道路課 (課長 春田義信)
主要地方道 那覇北中城線 沖縄県	102	153	【内訳】 走行時間短縮便益：143 億円 走行経費減少便益：7.9 億円 交通事故減少便益：1.8 億円 【主な根拠】 計画交通量：16,800台/日	83	1.8	・慢性的な渋滞が発生している現道の渋滞緩和が見込まれる。 ・第三次救急医療施設(琉球大学医学部付属病院)への搬送時間短縮に寄与する。	沖縄総合事務局 道路建設課 (課長 金城 博)

主要地方道 浦添西原線 沖縄県	249	982	【内訳】 走行時間短縮便益：870 億円 走行経費減少便益：92 億円 交通事故減少便益：20 億円 【主な根拠】 計画交通量：27,800台/ 日	206	4.8	・主要渋滞ポイントの坂田交差点など、交通容量 の拡大により渋滞緩和が見込まれる。 ・第三次救急医療施設（琉球大学医学部付属病 院）への搬送時間短縮に寄与する。 （西原町役場～琉球大学医学部付属病院 所要時 間：21分 14分）	道路局 地方道・環境課 （課長 吉崎 収）
都市計画道路 南大通大橋	59	78	【内訳】 走行時間短縮便益：68億 円 走行経費減少便益：7.8 億円 交通事故減少便益：2.0 億円 【主な根拠】 計画交通量：13,200台/ 日	49	1.6	・当路線を整備することで交通量が分散され、混 雑や渋滞の解消が期待される。 ・千歳川による分断が解消され、都市幹線道路と して江別市の東部と中心部を結ぶ新たなネット ワークが形成される。 ・第二次医療施設へのアクセス向上が期待でき る。 ・地域防災計画において、当該地域の洪水時避難 先に指定されている野幌・大麻方面への新たな避 難ルートが整備され、市民の安全確保が期待され る。	北海道開発局 都市住宅課 （課長 小田島 聖）
都市計画道路 坂井四ツ谷線（幸町） 喜多方市	27	47	【内訳】 走行時間短縮便益：44億 円 走行経費減少便益：2.5 億円 交通事故減少便益：0億 円 【主な根拠】 計画交通量：7,500台/日	23	2.0	・無散水消雪工の実施により、冬期間の歩行環境 が大幅に改善される。 ・無電柱化により「蔵のまち」に相応しい良好な 景観が創出される。 ・蔵やラーメン店の多い当該地区において、観光 客が安全に回遊できる歩道を整備することによ り、観光客の増加が見込まれる。 ・無電柱化によりライフラインが強化されるほ か、延焼遮断帯としての機能が期待できる。	東北地方整備局 都市・住宅整備課 （課長 堂園洋 昭）
都市計画道路 西中根田彦線 ひたちなか市	13	34	【内訳】 走行時間短縮便益：32億 円 走行経費減少便益：2.2億 円 交通事故減少便益：0.14 億円 【主な根拠】 計画交通量：9,200台/日	12	2.9	・新規路線の整備にあたり競合2路線（県内渋滞 ポイント上位2割）の渋滞が解消される。 県道1：8.4%（整備前） 16.2%（整備後） 県道2：15.1%（整備前） 28.8%（整備後） （県内渋滞損失順位率） ・隣接する東海村に原子力施設が存在することか ら、災害時には緊急避難道路としての役割を担 う。 ・本事業で、狭隘で見通しの悪い踏切を除去し、 JR跨線部を立体交差化することで、交通危険箇所 を解消し、住民の安全を確保する。 （踏切遮断交通量4,975台時/日・踏切付近の事 故：13件（過去5年間））	関東地方整備局 都市整備課 （課長 赤星健太 郎）
西武新宿線他2路線 連続立体交差事業（東 村山駅付近） 東京都	580	682	【内訳】 移動時間短縮便益 ：646億円 走行経費減少便益 ：35億円 交通事故減少便益 ：1.0億円 【主な根拠】 踏切交通遮断量 ：約18万台時/日	375	1.8	・踏切箇所5箇所（うちボトルネック踏切3箇 所）を撤去することにより、地域分断の解消、良 好な市街地形成が図られる。 ・歩行者及び自転車交通の利便性、安全性の向上 が図られる。 ・踏切内交差点が解消される。	都市・地域整備局 街路交通施設課 （課長 松井直 人）
都市計画道路 腰越大船線他1 神奈川県	45	47	【内訳】 走行時間短縮便益 ：32億円 走行経費減少便益 ：5.3億円 交通事故減少便益 ：9.7億円 【主な根拠】 計画交通量 ：11,500台/日	38	1.2	・歩道整備により歩行者、自転車の安全性が向上 し、近隣にある歩行者ボトルネック踏切（田園踏 切）を緩和する。 ・現道はバス路線であり大船駅への利便性が向上 する。 ・既設跨線橋から交差道路へのアクセスが可能に なり、道路網が強化され、地域の活性化が図れ る。 ・大船地区のすれ違い困難な隘路を解消し、交通 の円滑化を図る	都市・地域整備局 街路交通施設課 （課長 松井直 人）

都市計画道路 西脇山口線（園部・六十谷） 和歌山県	148	161	【内訳】 走行時間短縮便益：128億円 走行経費減少便益：23億円 交通事故減少便益：9.7億円 【主な根拠】 計画交通量：23,300-31,800台/日	136	1.2	本事業区間は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく重点整備地区における生活関連経路に設定されている。本事業において移動円滑化基準に適合した歩道整備を行うことにより、バリアフリー化の促進が図られる。	近畿地方整備局 都市整備課 （課長 奥田 諒夫）
西日本旅客鉄道東海道 線支線連続立体交差事業 大阪市	560	567	【内訳】 移動時間短縮便益：510億円 走行経費減少便益：38億円 交通事故減少便益：19億円 【主な根拠】 踏切交通遮断量：約8万台時/日	325	1.7	歩行者自転車等踏切交通遮断量が81,605人(台)時/日と多いが、本事業により歩行者自転車交通の円滑化、安全性や快適性の向上が期待でき、新駅や駅前広場等を一体的に整備することにより、交通結節機能が強化され、利便性が向上する。また、既設の立体交差している道路の高さ制限を解消することにより物流の効率化が図られる。	都市・地域整備局 街路交通施設課 （課長 松井直人）
南海高野線（堺東） 連続立体交差事業 堺市	500	328	【内訳】 移動時間短縮便益：297億円 走行経費減少便益：25億円 交通事故減少便益：16億円 【主な根拠】 踏切交通遮断量：19万台時/日	274	1.2	・東西の市街地の一体化による地域の活性化 ・都市再生緊急整備地域（堺東駅西地域）における商業・文化・交流機能の強化 ・救急・消防活動の円滑化 ・高架下空間の有効利用	都市・地域整備局 街路交通施設課 （課長 松井直人）
都市計画道路 3.3.30号 城山北公園線（2工区） 島根県	50	51	【内訳】 走行時間短縮便益：48億円 走行経費減少便益：3.0億円 交通事故減少便益：0億円 【主な根拠】 計画交通量：19,800台/日	42	1.2	・当路線の整備により内環状道路が概成し、市内交通量の分散が期待される ・第3次医療施設（H24年度指定予定）である病院へのアクセス向上が期待される ・無電柱化により「城下町松江」にふさわしい景観が創出される ・市内に原子力施設が存在し、災害時の緊急輸送道路（第1次緊急輸送道路）として重要な役割を担う ・県管理路線で2番目の渋滞する路線が解消され、現道の交通環境を改善できる。	中国地方整備局 都市・住宅整備課 （課長 松井 康治）
都市計画道路 汀良翁長線 沖縄県	110	166	【内訳】 走行時間短縮便益：157億円 走行経費減少便益：11億円 交通事故減少便益：-2.0億円 【主な根拠】 計画交通量：23,900台/日	91	1.8	・現道部における渋滞損失時間約28万人・時間/年の改善が見込まれる。 ・事故率の高い県内9箇所の事故危険箇所のうち2箇所が整備予定区間に位置しており、中央帯等の整備により、事故対策が行われる。 ・3次救急医療を担う琉球大学付属病院や南部医療センター・こども医療センターへのアクセス向上が図られる。	内閣府沖縄総合事務局 建設産業・地方整備課 （課長 竹富信也）
沖縄都市モノレール 都市計画道路 浦添西原線 他3線 沖縄県	306	362	【内訳】 利用者便益：309億円 供給者便益：50億円 残存価値：3.0億円 【主な根拠】 計画交通量：12,700台/日	240	1.5	・現道部における渋滞損失時間約18万人・時間/年の改善が見込まれる。 ・定時・定速の交通サービスが拡大し、中北部地域までの公共交通基幹軸が形成される。 ・交通渋滞の緩和による低炭素社会の実現が推進される。 ・駅を核とした沿線開発や地域活性化等まちづくりが促進される。 ・駅とコミュニティバスの連携により、車を運転出来ない高齢者の移動手段の確保や安心して住めるまちづくりが促進される。	都市・地域整備局 街路交通施設課 （課長 松井直人）

【都市防災総合推進事業】

(補助事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			
		便益の内訳及び主な根拠					B / C
都市防災総合推進事業 (東郊線地区) 愛知県名古屋市	11	77	【内訳】 延焼遮断効果:77億円 【主な根拠】 被害低減棟数:4,963棟	9.6	8.0	・不燃化促進事業により、避難路周辺に耐火建築物が建設され落下物防止対策が講じられるため、避難路の安全性が向上する。 ・東郊線は緊急輸送路に指定されており、沿線の不燃化により道路の安全性が確保されることで、災害時の緊急輸送道路としての機能が確保できる。 ・補助事業を実施することで燃えないまちづくりを誘導・促進し、震災に強いまちづくりの早期実現に寄与できる。	都市・地域整備局 都市・地域安全課 (課長 高橋 忍)
都市防災総合推進事業 (東京大学附属中等教育学校周辺地区) 東京都中野区	8.7	162	(内訳) 人命保護効果162億円 (主な根拠) 救命予想人数:9,900人	11	14.7	10年以内に当該地区の不燃化率70%以上が見込めることから、小規模な避難場所(避難地)にあって避難有効面積の向上と大火の際の輻射熱軽減など更なる防災性の向上が期待できる。東京大学海洋研究所移転に伴う南部防災公園の整備と合わせ、大規模な公園が見られない、区南部の防災拠点構想の実現に多大な効果が見込まれる。	都市・地域整備局 都市・地域安全課 (課長 高橋 忍)
都市防災総合推進事業 (環状8号線板橋西地区) 東京都板橋区	4.2	67	【内訳】 人命保護効果:28億円 延焼遮断効果:39億円 【主な根拠】 救命予想人数:164人 被害低減棟数:2248棟	4.2	15.9	・環状8号線は、「東京都防災都市づくり推進計画」において、広域的な都市構造から見て骨格的な役割を担う「骨格防災軸」として位置づけられる。 ・当地区周辺は、低層、狭小な木造住宅等が密集し、地震等に対して脆弱な都市構造となっている。このため、避難路周辺の建築物の不燃化を促進することにより、震災時等における住民の避難安全性を確保し、都市構造の防災性を高めていくことが必要である。 ・現在の不燃化率は約48%と低く、とりわけ、地区によっては不燃化率が20%台のところも見られる。環状8号線が全区間に渡って、骨格防災軸として機能するためには、早期に不燃化を促進する必要がある。 ・地元意向調査からも、地域住民の防災意識は高く、事業に対する要望が強い。 以上のことから、当地区に都市防災不燃化促進事業を実施する必要がある。	都市・地域整備局 都市・地域安全課 (課長 高橋 忍)
都市防災総合推進事業 (滝王子通り地区) 東京都品川区	3.1	37	(内訳) 人命保護効果20.4億円 延焼遮断効果16.3億円 (主な根拠) 救命予想人数:560人 被害低減棟数:950棟	2.6	14.2	10年以内に当該地区の不燃化率70%以上が見込めることから、広域避難場所への安全な避難路及び延焼遮断帯としての効果が期待でき、周辺密集市街地の防災性を大きく向上することができる。また、費用対効果分析の結果からも本事業に取り組む事で、大きな事業効果が期待できる。	都市・地域整備局 都市・地域安全課 (課長 高橋 忍)

【都市・地域交通戦略推進事業】

(都市交通システム整備事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			
		便益の内訳及び主な根拠					B / C
西武立川駅地区 東京都立川市	9.2	15	【内訳】 歩行者便益:15億円 【主な根拠】 歩行者数:3,130人/日	10	1.5	歩行者の安全性向上	都市・地域整備局 街路交通施設課 (課長 松井直人)

浜松町駅地区 東京都港区	66	201	[内訳] 歩行者便益:201億円 [主な根拠] 歩行者数:170,000人/日	77	2.6	歩行者の安全性向上	都市・地域整備局 街路交通施設課 (課長 松井直人)
JR網干駅周辺地区 兵庫県姫路市	1.4	2.3	[内訳] 歩行者便益:2.3億円 [主な根拠] 歩行者数:16,980人/日	1.5	1.5	歩行者の安全性向上	都市・地域整備局 街路交通施設課 (課長 松井直人)

【港湾整備事業】

(直轄事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)	費用:C (億円)	B / C			
新潟港 東港区西ふ頭地区 国際海上コンテナターミナル整備事業 北陸地方整備局	77 [54]	517	【内訳】 輸送コストの削減便益:502億円 震災時における輸送コスト削減便益:6.0億円 震災時の施設被害回避便益:7.4億円 その他の便益:0.98億円 【主な根拠】 平成22年度予測取扱貨物量:6.2万TEU/年	77	6.7	・コンテナ貨物の需要の増加に対応することで物流効率化が図られ、地域産業の国際競争力の向上を図ることができる。 ・港湾貨物の輸送効率化により、CO2及びNOxの排出量が軽減される。	本省港湾局 計画課 (課長 難波喬司)
名古屋港 鍋田ふ頭地区 国際海上コンテナターミナル整備事業 中部地方整備局	264 [194]	1,376	【内訳】 輸送コストの削減便益:1,314億円 震災時における輸送コスト削減便益:43億円 震災時の施設被害回避便益:13億円 その他の便益:6.5億円 【主な根拠】 平成24年度予測取扱貨物量:22万TEU/年	250	5.5	・コンテナ貨物の需要の増加に対応することで物流効率化が図られ、地域産業の国際競争力の向上を図ることができる。 ・港湾貨物の輸送効率化により、CO2及びNOxの排出量が軽減される。	本省港湾局 計画課 (課長 難波喬司)
川崎港 東扇島～水江町地区 臨港道路整備事業 関東地方整備局	540 [540]	853	【内訳】 走行時間短縮便益:690億円 走行経費減少便益:143億円 交通事故減少削減便益:15億円 その他の便益:4.2億円 【主な根拠】 平成29年度予測交通量:21,700台/日	418	2.0	・大規模災害時に基幹的広域防災拠点や、耐震強化岸壁から内陸部方面への緊急物資輸送路のリダンダンシーが確保される。 ・港湾貨物の輸送効率化により、CO2及びNOxの排出量が軽減される。	本省港湾局 計画課 (課長 難波喬司)
徳島小松島港 沖洲(外)地区 複合一貫輸送ターミナル整備事業 四国地方整備局	127 [118]	270	【内訳】 輸送コストの削減便益:219億円 移動コストの削減便益:27億円 震災時における輸送コスト削減便益:8.1億円 震災時における施設被害の回避便益:16億円 その他の便益:0.9億円 【主な根拠】 平成26年度予測取扱貨物量:210万トン/年	106	2.5	・四国における物流機能の効率化が促進され、地域産業の安定・発展が図られる。 ・港湾貨物の輸送効率化により、CO2及びNOxの排出量が軽減される。	本省港湾局 計画課 (課長 難波喬司)

仙台塩釜港仙台区 中野地区 複合一貫輸送ターミナル(耐震)改良事業 東北地方整備局	101 [79]	353	【内訳】 輸送コストの削減便益：339億円 震災時における輸送コスト削減便益：4.3億円 震災時の施設被害回避便益：9.9億円 【主な根拠】 平成24年度予測取扱貨物量：163万トン/年	88	4.0	・耐震強化岸壁の整備により、大量で安定的な緊急物資の輸送ルートが供給されることにより人命被害の回避等、地域住民の生活維持に寄与することができる。 ・港湾貨物の輸送効率化により、CO2及びNOxの排出量が軽減される。	本省港湾局 計画課 (課長 難波喬司)
伊万里港 七ツ島地区 臨港道路整備事業 九州地方整備局	44 [44]	87	【内訳】 輸送コストの削減便益：4.6億円 その他の便益：0.28億円 【主な根拠】 平成26年度予想交通量：4,666台/日	37	2.4	・背後の道路の渋滞が解消されることにより、騒音が軽減され、周辺環境が改善される。 ・港湾貨物の輸送効率化により、CO2及びNOxの排出量が軽減される。	本省港湾局 計画課 (課長 難波喬司)

[]内は内数で港湾整備事業費

【港湾整備事業】
(補助事業等)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円) 便益の内訳及び主な根拠	費用:C (億円)	B / C			
茨城港常陸那珂港区中央ふ頭地区 廃棄物埋立護岸整備事業 茨城県	20 [20]	115	【内訳】 処分コスト縮減便益：64億円 その他の便益：51億円 【主な根拠】 平成23～29年受入土量：150万m ³	17	6.8	・運搬距離の低減により排出ガスが減少し、CO2、NOxの減少が見込まれる。	本省港湾局 計画課 (課長 難波喬司)
姫川港 西ふ頭地区 国内物流ターミナル整備事業 新潟県	39 [37]	218	【内訳】 陸上輸送コストの削減便益：217億円 その他の便益：1億円 【主な根拠】 平成25年度将来予測取扱貨物量：108万トン/年	33	6.6	・背後圏における物流機能の効率化が促進され、地域産業の安定・発展が図られる。 ・港湾貨物の輸送効率化により、CO2及びNOxの排出量が軽減される。	本省港湾局 計画課 (課長 難波喬司)
名古屋港 港内地区 廃棄物海面処分場整備事業 名古屋港管理組合	64 [52]	88	【内訳】 処分コストの削減便益：53億円 その他の便益：35億円 【主な根拠】 処分容量：110万m ³	52	1.7	・一般廃棄物の自区内処理が可能となる。 ・浚渫土等の発生場所に近い処分地を確保することにより、CO2及びNOxの排出量が軽減される。	本省港湾局 計画課 (課長 難波喬司)

水島港 玉島地区 航路拡幅事業 岡山県	17 [17]	34	【内訳】 輸送コストの削減便益：33億円 その他の便益：1億円 【主な根拠】 平成27年度将来予測取扱貨物量：50万トン/年	14	2.4	・船舶の航行安全が確保される。 ・物流機能の信頼性の向上により、地元企業の競争力が強化される。 ・港湾貨物の輸送効率化により、CO2及びNOXの排出量が軽減される。	本省港湾局 計画課 (課長 難波喬司)
宇部港 栄川運河地区 港湾公害防止対策事業 山口県	8.0 [8.0]	12	【内訳】 公害被害の防止便益：12億円 【主な根拠】 周辺地域世帯数：60,912世帯	7.2	1.7	・底質の改善により、周辺住民の安全・安心な生活環境が確保される。	本省港湾局 計画課 (課長 難波喬司)
博多港 中央ふ頭地区 国際旅客船ターミナル 改良事業(水深9m) 等 福岡市	28 [18]	65	【内訳】 定期運航確保による削減便益：44億円 出入国審査及び乗船待ち時間削減便益：14億円 パースシフト削減便益：4.4億円 その他の便益：1.8億円 【主な根拠】 平成19年取扱貨物量：約7万TEU	28	2.3	・港湾貨物等の輸送効率化により、CO2及びNOXの排出量が軽減される。 ・バリアフリー化した施設整備を行なうことで、一般利用客の利便性の向上を図ることができる。 ・当地区全体の機能配置の再編が行なわれることで、パースの狭隘化が解消され、旅客の安全が確保される。	本省港湾局 計画課 (課長 難波喬司)

[]内は内数で港湾整備事業費

【航空路整備事業】
(直轄事業等)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)
		貨幣換算した便益:B(億円)	費用:C (億円)	B / C		
久米島洋上航空路監視 レーダー(ORSR)整備 事業 大阪航空局	9.9	144	4.9	29.6	<ul style="list-style-type: none"> ・B576のレーダー管制化により、当該航空路の容量が増加し、B576を主に飛行する韓国-東南アジア便の利便性が向上することから、関係する韓国との協議が進み、B576とA593の高度配分が見直され、A593への配分高度の増加が見込まれる。 ・これまでも、MIKES-APITO-中国南方を結ぶ航空路の設定を関係国である中国に求めてきた。MIKES-APITO経路がレーダー管制化することで、当該経路の容量や運航する航空機の利便性が向上することとなり、国際協議が進むことが見込まれる。当該航空路が設定されれば、A593の交通量の分散化が図れることとなり、日中間の処理容量全体が増大することとなる。 ・B576やMIKES-APITO経路のレーダー管制化により、航空機の位置把握が容易になることで管制官や乗務員の負荷軽減が図られ、安全性が向上する。加えて、石垣空港付近のレーダー領域が二重化されることにより、宮古島ORSRの保守・障害時においても継続してレーダー管制業務を提供することが可能となる。 	本省航空局 管制技術課 (課長 加藤 敏)

【都市・幹線鉄道整備事業】
 (幹線鉄道等活性化事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			
		便益の内訳及び主な根拠					
青い森鉄道駅整備事業 地域公共交通活性化・ 再生協議会	12	18	[内訳] 利用者便益:14億円 供給者便益:4億円 【主な根拠】 野内駅 乗車人員:H27年 度 113千人/年 H37年度 89千人/年 筒井駅 乗車人員:H27年 度 201千人/年 H37年度 164千人/年	11	1.6	・本事業は、青森市を中心とした地域の協議会における合意形成を経て実施されるものであり、地域のニーズに適切に対応した取組みとして、当該路線の利用促進と沿線地域の活性化が図られる。	本省鉄道局 財務課 (課長 瓦林康人)
ひたちなか海浜鉄道輸 送改善事業 地域公共交通活性化・ 再生協議会	1.4	4.0	[内訳] 利用者便益:5.3億円 供給者便益: 1.3億円 【主な根拠】 平日ピーク時利用者数: 376人/日	1.3	3.1	・本事業は、ひたちなか市を中心とした地域の協議会における合意形成を経て実施されるものであり、地域のニーズに適切に対応した取組みにより、当該路線の利用促進と沿線地域の活性化が図られる。	本省鉄道局 財務課 (課長 瓦林康人)
富山地方鉄道輸送改善 事業 地域公共交通活性化・ 再生協議会	17	20	[内訳] 利用者便益:20億円 【主な根拠】 環状区間利用者:2,399人 /日	17	1.2	・本事業は、富山市を中心とした地域の協議会における合意形成を経て実施されるものであり、地域のニーズに適切に対応した取組みとして、当該路線の利用促進と沿線地域の活性化が図られる。	本省鉄道局 財務課 (課長 瓦林康人)
福井鉄道駅整備事業 地域公共交通活性化・ 再生協議会	0.75	3.6	[内訳] 利用者便益:0.08億円 供給者便益:3.5億円 【主な根拠】 新駅利用者数:104千人/ 年	0.70	5.2	・本事業は、福井市を中心とした地域の協議会における合意形成を経て実施されるものであり、地域のニーズに適切に対応した取組みとして、当該路線の利用促進と沿線地域の活性化が図られる。	本省鉄道局 財務課 (課長 瓦林康人)
阪急電鉄駅整備事業 地域公共交通活性化・ 再生協議会	20	56	[内訳] 利用者便益:47億円 供給者便益:7.9億円 環境改善便益:0.08億円 【主な根拠】 新駅利用者数:8000人/ 日	18	3.1	・本事業は、長岡京市を中心とした地域の協議会における合意形成を経て実施されるものであり、地域のニーズに適切に対応した取組みとして、当該路線の利用促進と沿線地域の活性化が図られる。	本省鉄道局 財務課 (課長 瓦林康人)
和歌山電鐵輸送改善事 業 地域公共交通活性化・ 再生協議会	4.5	20	[内訳] 利用者便益:20億円 供給者便益:0.38億円 【主な根拠】 輸送人員:212万人/年	3.7	5.6	・本事業は、和歌山市を中心とした地域の協議会における合意形成を経て実施されるものであり、地域のニーズに適切に対応した取組みにより、当該路線の利用促進と沿線地域の活性化が図られる。	本省鉄道局 財務課 (課長 瓦林康人)
J R西日本輸送改善事 業 地域公共交通活性化・ 再生協議会	8	89	[内訳] 利用者便益:87億円 供給者便益:2.9億円 環境改善便益:0.04億円 【主な根拠】 利用者数:6,306人/日	31	2.8	・本事業は、広島市を中心とした地域の協議会における合意形成を経て実施されるものであり、地域のニーズに適切に対応した取組みとして、当該路線の利用促進と沿線地域の活性化が図られる。	本省鉄道局 財務課 (課長 瓦林康人)

【都市・幹線鉄道整備事業】
 (都市鉄道整備事業(地下高速鉄道整備事業(大規模改良工事)))

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	事業内容	評価	担当課 (担当課長名)
地下高速鉄道整備事業 (大規模改良工事) (東京都交通局 浅草線 東銀座駅) 東京都交通局	0.1	車椅子対応トイレ	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体疲労軽減に資する	本省鉄道局 財務課 (課長 瓦林康人)
地下高速鉄道整備事業 (大規模改良工事) (東京地下鉄株式会社 有楽町線 桜田門駅) 東京地下鉄株式会社	3.5	エレベーター 1基	・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体疲労軽減に資する	本省鉄道局 財務課 (課長 瓦林康人)

地下高速鉄道整備事業 (大規模改良工事) (東京地下鉄株式会社 半蔵門線 青山一丁目 駅) 東京地下鉄株式会社	2.3	エレベーター 1基	<ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体疲労軽減に資する 	本省鉄道局 財務課 (課長 瓦林康人)
地下高速鉄道整備事業 (大規模改良工事) (名古屋市交通局 名城 線 市役所駅) 名古屋市交通局	1.2	エレベーター 1基	<ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体疲労軽減に資する 	本省鉄道局 財務課 (課長 瓦林康人)
地下高速鉄道整備事業 (大規模改良工事) (名古屋市交通局 名港 線 名古屋港駅) 名古屋市交通局	1.6	エレベーター 1基	<ul style="list-style-type: none"> ・移動円滑化の促進に関する基本方針対応 ・高齢者、身体障害者等の移動可能性に係るボトルネックの解消 ・自力での移動可能性の確保に資する ・肉体疲労軽減に資する 	本省鉄道局 財務課 (課長 瓦林康人)

【鉄道防災事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	事業内容	評価	担当課 (担当課長名)
石北線(安国～生野) JR北海道	0.15	落石止擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い 	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
室蘭線(御崎～母恋) JR北海道	0.74	のり面工	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い 	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
根室線(音別～古瀬) JR北海道	0.15	護岸擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い 	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
函館線(山越～八雲) JR北海道	0.15	護岸擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い 	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
日高線(豊郷～清昌) JR北海道	0.15	護岸壁	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い 	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
日高線(厚賀～大狩部) JR北海道	0.15	護岸根固	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い 	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
日高線(大狩部～節婦) JR北海道	0.12	護岸擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い 	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
日高線(節婦～新冠) JR北海道	0.15	護岸擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い 	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
日高線(新冠～静内) JR北海道	0.14	護岸壁	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い 	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
室蘭線(豊浦～洞爺) JR北海道	0.15	護岸擁壁	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い 	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
高徳線(鶴羽～丹生) JR四国	0.06	土砂止柵	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い 	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
予讃線(関川～多喜浜) JR四国	0.08	土砂止柵	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い 	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)

予讃線(伊予立川～内子) JR四国	0.07	落石防護網	・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
予讃線(伊予上灘～下灘) JR四国	0.14	土砂止柵	・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
予讃線(春賀～五郎) JR四国	0.10	落石防護網	・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
予土線(出目～松丸) JR四国	0.03	落石防護網	・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
予土線(真土～西ヶ方) JR四国	0.10	落石防護網	・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
予土線(西ヶ方～江川崎) JR四国	0.11	土砂止柵	・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
土讃線(小歩危～大歩危) JR四国	0.09	落石防護網	・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
徳島線(江口～三加茂) JR四国	0.10	土砂止柵	・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
土讃線(土佐岩原～豊永) JR四国	0.11	落石防護網	・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
土讃線(土佐穴内～大杉) JR四国	0.12	落石防護網	・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
予土線(半家～十川) JR四国	0.03	土砂止柵	・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
予土線(土佐大正～打井川) JR四国	0.08	土砂止柵	・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
筑肥線(鹿家～浜崎) JR九州	0.28	落石防護網	・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
肥薩線(瀬戸石～海路) JR九州	0.18	落石止擁壁	・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
肥薩線(海路～吉尾) JR九州	0.18	のり面工	・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
肥薩線(白石～球泉洞) JR九州	0.21	のり面工	・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)
指宿枕崎線(前之浜～生見) JR九州	0.30	土砂止擁壁	・鉄道施設のみならず鉄道沿線の一般住民、道路等の保全保護に寄与する ・防災工事の必要性が高い ・需要及びネットワーク面等からみた路線の重要性が高い	本省鉄道局 施設課 (課長 高橋俊晴)

【土地区画整理事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			
		便益の内訳及び主な根拠					B / C
安城南明治第二土地区画整理事業 安城市	48	44	【内訳】 走行時間短縮便益：42億円 走行費用減少便益：1.6億円 交通事故減少便益：0.33億円	18	2.5	・安全な生活環境の確保【歩道付道路延長 210m 600m】 ・良好な市街地の形成【電線類地中化延長 0m 330m】 ・病院跡地の新たな土地利用整備（中心市街地活性化用地） 【病院跡地1.2ha】	
寺家地区土地区画整理事業 東広島市	28	22	【内訳】 走行時間短縮便益：16億円 走行費用短縮便益：4.0億円 交通事故減少便益：2.1億円 【主な根拠】 計画交通量：10,200台/日	6.5	3.4	・鉄道新駅のための駅前広場を整備し、公共交通機関の利用の促進に資する。 ・鉄道新駅設置と一体となった事業であり、宅地整備により駅前の立地条件を生かした都市機能の集積が図られる。 ・本地区内の通学路に歩道が整備され、安全な生活環境が確保される。（歩道付道路延長0m 380m） ・幅員6m未満の道路のため消火活動が困難な地区が存在するが、本事業により消火活動困難地区が解消され、災害に強いまちづくりが推進される。（6m以上の道路整備380m 2,800m） ・街区公園の整備により防災安全街区等の避難拠点が整備される。 ・本地区に隣接して、街路事業が実施され、市の幹線道路整備が促進される。	中国地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 松井康治)
与原土地区画整理事業 苅田町	57	15	【内訳】 走行時間短縮便益：12億円 走行経費減少便益：3.9億円 交通事故減少便益：-0.74億円	9.7	1.5	・地域・都市の基盤の形成（道路整備と一体になった住宅宅地供給（1,040戸・27.6ha）の実現） ・道路の防災対策・危機管理の充実（幅員6m以上の道路がない消火活動困難地区の解消）	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 福本仁志)
長崎駅周辺土地区画整理事業 長崎市	154	79	【内訳】 走行時間短縮便益：61億円 走行費用減少便益：17億円 交通事故減少便益：1.2億円	66	1.2	・連続立体交差事業（事業主体：長崎県）と一体的に事業を進めることにより、長崎駅周辺地区の土地利用の転換と有効利用を図る。 ・駅前広場を整備することにより、駅へのアクセスが向上し、公共交通への乗り換えが容易になる。（東口駅前交通広場約7,000㎡ 約15,000㎡、西口駅前交通広場0㎡ 約3,000㎡） ・従前の区域内には公共用地はほとんど存在しないが、整備後は、駅へのアクセス道路や広場等が整備され、公共用地率が上がる。これにより各街区へのアクセスが向上する。（11.8% 34.7%） ・現在、当該地区は準工業地域（200/60）となっているが、本事業を行うことにより、商業地域（400/80）へ用途地域を変更し、高度利用可能な土地への転換を図る。	都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 松田秀夫)
松小路土地区画整理事業 宮崎市	21	11	【内訳】 走行時間短縮便益：11億円 走行経費減少便益：0.37億円 交通事故減少便益：0.00億円	9.5	1.2	・安全な生活環境の確保（通学路等の歩道整備） ・良好な環境の保全・形成（公園、緑地整備等によりゆとりある良好な市街地環境の形成） ・道路の防災対策危機管理の充実（防災拠点への導線や緊急車両の進入可能な道路幅員の確保）	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 福本仁志)
谷山第三地区土地区画整理事業 鹿児島市	248	85	【内訳】 走行時間短縮便益：80億円 走行経費減少便益：3.8億円 交通事故減少便益：1.7億円	29	3.0	・都市圏の交通円滑化の推進（都市計画道路の整備による新たな渋滞対策プログラムの位置付け箇所の解消） ・安全な生活環境の確保（歩道付道路延長が約510m 約2,100m） ・良好な環境の保全・形成（土地区画整理事業の事業計画決定に合わせて地区計画を定める） ・道路の防災対策・危機管理の充実（幅員4m未満道路の解消）	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 福本仁志)
安慶田地区土地区画整理事業 沖縄市	67	45	【内訳】 走行時間短縮便益：42億円 走行費用減少便益：4.2億円 交通事故減少便益：-0.83億円	29	1.5	・街区の再編を行い住環境の向上を図る ・商業地と密接な連携を図ることで中心市街地の活性化を図る ・歩道や通学路の整備を行い安全な生活環境の確保が出来る ・幅員6m以上の道路がないため消火活動ができない地域が存在する、これら狭路の解消により防災対策の充実を図る。また公園や公共・公益施設の整備により避難拠点を設ける	内閣府沖縄総合事務局建設産業・地方整備課 (課長 竹富信也)

読谷大湾東地区土地 画整理事業 読谷大湾東地区土地 画整理組合	28	31	【内訳】 走行時間短縮便益：30億円 走行費用減少便益：1.9億円 交通事故減少便益：-1.5億円	8.0	3.9	・現道の混雑度が2.0以上であり、本事業により交通円滑化の推進を図る ・道路整備と一体となった住宅地供給を実施し地域基盤の形成を図る ・地区計画等による宅地側の良好な環境の形成を図る ・幅員6m以上の道路がないため消火活動ができない地域が存在する、これら狭隘道路の解消により防災対策の充実に資する。 また公園や公共・公益施設の整備により避難拠点を設ける	内閣府沖縄総合事務 局建設産業・地方整備課 (課長 竹富信也)
--	----	----	--	-----	-----	--	---------------------------------------

【市街地再開発事業】
(市街地再開発事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			
		便益の内訳及び主な根拠					
中央通り地区 市街地再開発組合	29	33	【内訳】 域内便益：31億円 域外便益：1億円 【主な根拠】 周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 14,000㎡)の収益向上	28	1.2	・(戦略的な整備が必要な地区)虫食い状の土地が散在し、又は敷地が狭小であるなど現状の敷地では土地の高度利用が困難 ・(都市の拠点形成)都市の商業拠点、業務拠点又は情報・交流拠点を形成する	都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 松田秀夫)
泉町1丁目北地区 市街地再開発組合	156	307	【内訳】 域内便益：165億円 域外便益：142億円 【主な根拠】 周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 57,000㎡)の収益向上	148	2.1	・(戦略的な整備が必要な地区)虫食い状の土地が散在し、又は敷地が狭小であるなど現状の敷地では土地の高度利用が困難 ・(都市の拠点形成)都市の商業拠点、業務拠点又は情報・交流拠点を形成する	都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 松田秀夫)
金山町12番地区 市街地再開発組合	150	172	【内訳】 域内便益：150億円 域外便益：21億円 【主な根拠】 周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 39,000㎡)の収益向上	140	1.2	・(戦略的な整備が必要な地区)虫食い状の土地が散在し、又は敷地が狭小であるなど現状の敷地では土地の高度利用が困難 ・(良好な都市環境の整備)シンボル性の発揮又は地域との調和など良好な景観の創出、アメニティの向上に資する	都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 松田秀夫)
京成曳舟駅前東第三地区 市街地再開発組合	96	174	【内訳】 域内便益：85億円 域外便益：89億円 【主な根拠】 周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 26,000㎡)の収益向上	115	1.5	・(戦略的な整備が必要な地区)虫食い状の土地が散在し、又は敷地が狭小であるなど現状の敷地では土地の高度利用が困難 ・(良好な都市環境の整備)シンボル性の発揮又は地域との調和など良好な景観の創出、アメニティの向上に資する	都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 松田秀夫)
京急蒲田西口駅前地区 市街地再開発組合	199	413	【内訳】 域内便益：216億円 域外便益：197億円 【主な根拠】 周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 34,000㎡)の収益向上	225	1.8	・(戦略的な整備が必要な地区)虫食い状の土地が散在し、又は敷地が狭小であるなど現状の敷地では土地の高度利用が困難 ・(都市の拠点形成)都市の商業拠点、業務拠点又は情報・交流拠点を形成する	都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 松田秀夫)
西富久地区 市街地再開発組合	601	2,120	【内訳】 域内便益：710億円 域外便益：1410億円 【主な根拠】 周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 140,000㎡)の収益向上	719	2.9	・(戦略的な整備が必要な地区)虫食い状の土地が散在し、又は敷地が狭小であるなど現状の敷地では土地の高度利用が困難 ・(都市の拠点形成)都市の商業拠点、業務拠点又は情報・交流拠点を形成する	都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 松田秀夫)
三田駅前Bブロック地区 市街地再開発組合	108	153	【内訳】 域内便益：130億円 域外便益：22億円 【主な根拠】 周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 12,000㎡)の収益向上	102	1.5	・(戦略的な整備が必要な地区)虫食い状の土地が散在し、又は敷地が狭小であるなど現状の敷地では土地の高度利用が困難 ・(良好な都市環境の整備)シンボル性の発揮又は地域との調和など良好な景観の創出、アメニティの向上に資する	都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 松田秀夫)
東4条街区 会社	28	34	【内訳】 域内便益27億円 域外便益7億円 【主な根拠】 周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 8,337㎡)の収益向上	32	1.1	(良好な都市環境の整備)シンボル性の発揮又は地域との調和など良好な景観の創出、アメニティの向上に資する (都市の拠点形成)都市の商業拠点、業務拠点又は情報・交流拠点を形成する	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)

一番町二丁目四番地区 市街地再開発組合	55	129	【内訳】 域内便益67億円 域外便益62億円 【主な根拠】 周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 12,000㎡)の収益向上	71	1.8	(都市の拠点形成)都市の商業拠点、業務拠点又は 情報・交流拠点を形成する (良好な都市環境の整備)シンボル性の発揮又は 地域との調和など良好な景観の創出、アメニティ の向上に資する	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)
郡山駅前一丁目第二地区 個人	70	73	【内訳】 域内便益68億円 域外便益1億円 【主な根拠】 周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 21,800㎡)の収益向上	65	1.1	(高齢者・障害者対策)高齢者・障害者に配慮した 建築物を整備 (公共・公益的施設の適正立地への貢献)地域に 不足する社会教育施設、社会福祉施設、文化施 設、医療施設等の立地を可能とする事業である	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)
京橋二丁目西地区 市街地再開発組合	647	3,879	【内訳】 域内便益1136億円 域外便益2743億円 【主な根拠】 周辺50m - 500mの地価上 昇 区域内施設(延床面積約 115,243㎡)の収益向上	1,335	2.9	(良好な都市環境の整備)シンボル性の発揮又は 地域との調和など良好な景観の創出、アメニティ の向上に資する (都市の拠点形成)都市の商業拠点、業務拠点又は 情報・交流拠点を形成する	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)
月島一丁目3, 4, 5 番地区 市街地再開発組合	319	843	【内訳】 域内便益420億円 域外便益423億円 【主な根拠】 周辺500m - 10kmの地価上 昇 区域内施設(延床面積約 86,500㎡)の収益向上	461	1.8	(良好な都市環境の整備)シンボル性の発揮又は 地域との調和など良好な景観の創出、アメニティ の向上に資する (都市の拠点形成)都市の商業拠点、業務拠点又は 情報・交流拠点を形成する	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)
湊二丁目東地区 市街地再開発組合	156	228	【内訳】 域内便益202億円 域外便益25億円 【主な根拠】 周辺500m - 10kmの地価上 昇 区域内施設(延床面積約 46,451㎡)の収益向上	199	1.1	(良好な都市環境の整備)シンボル性の発揮又は 地域との調和など良好な景観の創出、アメニティ の向上に資する (都市の拠点形成)都市の商業拠点、業務拠点又は 情報・交流拠点を形成する	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)
勝どき五丁目地区 市街地再開発組合	540	840	【内訳】 域内便益587億円 域外便益253億円 【主な根拠】 周辺500m - 10kmの地価上 昇 区域内施設(延床面積約 156,610㎡)の収益向上	717	1.2	(都市の拠点形成)都市の商業拠点、業務拠点又は 情報・交流拠点を形成する (良好な都市環境の整備)シンボル性の発揮又は 地域との調和など良好な景観の創出、アメニティ の向上に資する	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)
虎ノ門・六本木地区 市街地再開発組合	673	2,133	【内訳】 域内便益1372億円 域外便益761億円 【主な根拠】 土地の高度利用、都市機 能更新による域内便益の 高さ 交通インフラが整った立地 性による事業区域外への 波及効果	878	2.4	(都市の拠点形成)都市の商業拠点、業務拠点又は 情報・交流拠点を形成する (良好な都市環境の整備)シンボル性の発揮又は 地域との調和など良好な景観の創出、アメニティ の向上に資する	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)
南池袋二丁目A地区 市街地再開発組合	416	1,267	【内訳】 域内便益243億円 域外便益1,024億円 【主な根拠】 周辺の地価上昇 区域内施設(延床面積約 93,700㎡)の収益向上	552	2.3	(都市の拠点形成)都市の商業拠点、業務拠点又は 情報・交流拠点を形成する (良好な都市環境の整備)シンボル性の発揮又は 地域との調和など良好な景観の創出、アメニティ の向上に資する	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)
金町六丁目駅前地区 市街地再開発組合	77	184	【内訳】 域内便益89億円 域外便益95億円 【主な根拠】 周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 24,300㎡)の収益向上	96	1.9	(都市の拠点形成)都市の商業拠点、業務拠点又は 情報・交流拠点を形成する (良好な都市環境の整備)シンボル性の発揮又は 地域との調和など良好な景観の創出、アメニティ の向上に資する	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)
静岡呉服町第一地区 市街地再開発組合	167	167	【内訳】 域内便益124億円 域外便益42億円 【主な根拠】 周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 56,000㎡)の収益向上	137	1.2	(都市の拠点形成)都市の商業拠点、業務拠点又は 情報・交流拠点を形成する (良好な都市環境の整備)シンボル性の発揮又は 地域との調和など良好な景観の創出、アメニティ の向上に資する	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)

大津駅西地区 市街地再開発組合	66	112	【内訳】 域内便益37億円 域外便益75億円 【主な根拠】 周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約 22,000㎡)の収益向上	68	1.7	(都市の拠点形成)都市の商業拠点、業務拠点又は 情報・交流拠点を形成する (良好な都市環境の整備)シンボル性の発揮又は 地域との調和など良好な景観の創出、アメニティ の向上に資する	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)
塩尻駅南地区 市街地再開発組合	30	29	【内訳】 域内便益28億円 域外便益1億円 【主な根拠】 周辺10kmの地価上昇 区域内施設の収益向上	26	1.1	(都市の拠点形成)都市の商業拠点、業務拠点又は 情報・交流拠点を形成する (良好な都市環境の整備)シンボル性の発揮又は 地域との調和など良好な景観の創出、アメニティ の向上に資する	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)

(暮らし・にぎわい再生事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			
		便益の内訳及び主な根拠					
沼津駅北拠点 沼津市	51	96	【内訳】 域内便益:77億円 域外便益:18億円 【主な根拠】周辺500mの 地価上昇 区域内施設(延床面積約 8,000㎡)の収益向上	79	1.2	・(暮らし・にぎわいの増進) 交流人口が増加する ・(都市機能の適正立地の推進) 都市の商業拠点、業務拠点、情報・交流拠点を形 成する	都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 松田秀 夫)
守山中心市街地 守山市	3	6	【内訳】 域内便益:4億円 域外便益:2億円 【主な根拠】周辺500mの 地価上昇 区域内施設(延床面積約 1,000㎡)の収益向上	4	1.8	・(暮らし・にぎわいの増進) 交流人口が増加する ・(都市機能の適正立地の推進) 都市の商業拠点、業務拠点、情報・交流拠点を形 成する	都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 松田秀 夫)
下関駅にぎわいプロ ジェクト 下関市	80	102	【内訳】 域内便益:101億円 域外便益:1億円 【主な根拠】周辺500mの 地価上昇 区域内施設(延床面積約 38,000㎡)の収益向上	79	1.3	・(暮らし・にぎわいの増進) 交流人口が増加する ・(都市機能の適正立地の推進) 都市の商業拠点、業務拠点、情報・交流拠点を形 成する	都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 松田秀 夫)
黒崎駅西 北九州市	12	91	【内訳】 域内便益:52億円 域外便益:39億円 【主な根拠】周辺500mの 地価上昇 区域内施設(延床面積約 29,000㎡)の収益向上	50	1.8	・(暮らし・にぎわいの増進) 交流人口が増加する ・(都市機能の適正立地の推進) 都市の商業拠点、業務拠点、情報・交流拠点を形 成する	都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 松田秀 夫)
東千石町19番街区 鹿児島市	19	31	【内訳】 域内便益:17億円 域外便益:14億円 【主な根拠】 周辺500mの地価上昇 区域内施設(延床面積約 7,000㎡)の収益向上	26	1.2	・(暮らし・にぎわいの増進) 交流人口が増加する ・(都市機能の適正立地の推進) 都市の商業拠点、業務拠点、情報・交流拠点を形 成する	都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 松田秀 夫)
開広団地地区 帯広市	39	42	【内訳】 域内便益38億円 域外便益4.1億円 【主な根拠】 周辺500mの地価上昇 区域内施設(延床面積約 14,320㎡)の収益向上	33	1.3	(高齢者・障害者対策)高齢者・障害者に配慮し た建築物を整備 (都市の拠点形成)都市の商業拠点、業務拠点又 は情報・交流拠点を形成する	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)
5・2地区 岩見沢市	210	3.3	【内訳】 域内便益262億円 域外便益66億円 【主な根拠】 周辺500mの地価上昇 区域内施設(延床面積約 1,489㎡)の収益向上	2.9	1.1	(暮らし・賑わいの増進)就業人口が増加する。 交流人口が増加する (都市機能の適正立地の推進)市民の利便性向上 に資する。都市の商業拠点、業務居k点、情報・ 交流拠点を形成する	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)
6・7丁目A地区 十和田市	7.3	11	【内訳】 域内便益9.5億円 域外便益1.1億円 【主な根拠】 周辺500mの地価上昇 区域内施設(延床面積約 3,000㎡)の収益向上	8.0	1.3	(暮らし・にぎわいの増進)交流人口が増加する (都市機能の立地の推進)市民の利便性向上に資 する。都市の商業拠点、業務拠点、情報・交流拠 点を形成する	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)

文化センター地区 藤枝市	0.8	2.7	【内訳】 域内便益2.7億円 域外便益0億円 【主な根拠】 周辺500mの地価上昇 区域内施設(延床面積約 2,691㎡)の収益向上	1.7	1.6	(暮らし・にぎわいの増進)交流人口が増加する (都市機能の立地の推進)市民の利便性向上に資 する。都市の商業拠点、業務拠点、情報・交流拠 点を形成する	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)
鹿児島中央駅周辺地区 鹿児島市	206	389	【内訳】 域内便益385億円 域外便益 4億円 【主な根拠】 区域内施設(延床面積約 51,000㎡)の収益向上	369	1.1	(暮らし・にぎわいの増進)就業人口が増加する (都市機能の適正立地の増進)市民の利便性向上 に資する	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)

(バリアフリー環境整備促進事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B / C
		便益の内訳及び主な根拠					
土浦市有明地区 土浦市	0.70	2.0	【内訳】 歩行者の時間短縮:1.6億円 上下移動快適性向上:0.4億円 【主な根拠】 乗降客数:35,048人/日 歩行(利用)者数:2,587人/日	0.91	2.2	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性の向上 ・一般利用者における利便性、快適性の向上 ・代替経路の確保 ・ボトルネックの解消 ・安心感の確保 ・自力での移動可能性の向上 	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)
米子市明治町地区 米子市	0.12	0.20	【内訳】 歩行者の時間短縮:0.035億円(350万円) 歩行者の移動サービス向上:0.048億円(480万円) 滞留・交流機会増大等:0.006億円(60万円) 施設利用:0.114億円(1,140万円) 【主な根拠】 滞留・交流機会増大等17人/日 施設利用20人/日	0.12	1.7	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性の向上 ・代替経路の確保 ・ボトルネックの解消 ・安心感の確保 ・自力での移動可能性の向上 	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)

【都市再生推進事業】
(都市再生区画整理事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B / C
		便益の内訳及び主な根拠					
中神土地区画整理事業 (第二工区) 昭島市	186	608	【主な根拠】 事業有りの総地代:133億円/年 事業無しの総地代:111億円/年	395	1.5	<ul style="list-style-type: none"> ・防災上安全な市街地の形成(移転計画に合わせた老朽住宅の建替え促進、公園整備による災害時避難場所の確保) ・活力ある地域づくり都市づくり(JR中神駅北口に新たに駅前広場及び駅前通りの新設、電線類地中化の実施) ・良好な生活環境の実現(地区計画を活用した土地利用の誘導、公共下水道の整備) 	都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 松田秀夫)
稲城矢野口駅周辺土地 区画整理事業 稲城市	247	414	【主な根拠】 事業有りの総地代:93億円/年 事業無しの総地代:72億円/年	255	1.6	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の活性化(街区の再編、低未利用地の入れ替え・集約) ・都市圏の交通円滑化の推進(駅前周辺を整備することによる公共交通機関の利用の促進) ・防災上安全な市街地の形成(幅員6m未満の狭隘道路の解消、公園や公共・公益施設の集中立地による防災安全街区等の避難拠点の整備) ・良好な生活環境の実現(地区計画等による宅地の良好な環境の形成) ・他事業との連携(JR南武線連続立体交差事業、多3・1・6号南多摩尾根幹線整備事業、矢野口地区高規格堤防整備事業) 	都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 松田秀夫)
内谷・会ノ谷特定土地 区画整理事業 内谷・会ノ谷特定土地 区画整理組合	82	104	【主な根拠】 事業有りの総地代:54億円/年 事業無しの総地代:49億円/年	90	1.2	<ul style="list-style-type: none"> ・活力ある地域づくり都市づくり(大都市法に基づく重点供給地域内において実施) ・防災上安全な市街地の形成(消防活動・救急活動が困難な区域において実施) ・より良い生活環境の実現(公共下水道の整備) 	都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 松田秀夫)
沼津駅南第一地区土地 区画整理事業 沼津市	53	102	【主な根拠】 事業有りの総地代:56億円/年 事業無しの総地代:54億円/年	61	1.7	<ul style="list-style-type: none"> ・拠点市街地の形成による中心市街地の活性化 ・一体的な地域・都市の基盤の形成(鉄道の高架により、一体的発展が阻害されている地区の解消) ・土地の有効・高度利用の促進(鉄道高架により発生する鉄道空間地の有効活用) 	都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 松田秀夫)
幸田駅前土地区画整理 事業 幸田町	52	50	【主な根拠】 事業有りの総地代:25億円/年 事業無しの総地代:23億円/年	49	1.0	<ul style="list-style-type: none"> ・防災上安全な市街地の形成(老朽化住宅(老朽住宅棟数率89.3%)の解消) ・中心市街地の活性化(任意の申出換地を行った区域において、組合(民間)による店舗及び住宅の共同化事業を実施) ・福祉社会への対応(歩道未整備の都市計画道路の歩道道分離化) ・良好な生活環境の実現(公園や公共・公益施設の集中立地による土地の有効利用の促進) 	都市・地域整備局 市街地整備課 (課長 松田秀夫)

<p>大津駅西第一土地区画 整理事業 大津市</p>	72	86	<p>【主な根拠】 事業有りの総地代：42億円/年 事業無しの総地代：37億円/年</p>	67	1.3	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の活性化（認定中心市街地活性化基本計画区域内の事業） ・防災上安全な市街地の形成（住環境の改善を目的とした老朽建物の建て替えと不燃化の促進） ・土地の有効・高度利用の推進（駅前広場に面した街区において、組合施行の再開発事業の実施） 	<p>都市・地域整備局 市街地整備課 （課長 松田秀夫）</p>
<p>吹田操車場跡地土地区画 整理事業 都市再生機構</p>	110	266	<p>【主な根拠】 事業有りの総地代：122億円/年 事業無しの総地代：107億円/年</p>	118	2.3	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地の活性化（岸辺駅北交通広場の新設、岸辺駅へのアクセス改善、摂津市域街区に都市型居住ゾーンの整備） ・防災上安全な市街地の形成（本事業で整備する都市計画道路を防災公園への避難路として位置付け予定） ・土地の有効・高度利用の推進（旧国鉄操車場跡地の土地利用転換による拠点市街地の整備） ・活力ある地域づくり都市づくり（電線類地中化の実施） ・より良い生活環境の実現（地区計画を活用した土地利用の誘導を予定） 	<p>都市・地域整備局 市街地整備課 （課長 松田秀夫）</p>

【都市再生推進事業（都市再生総合整備事業）】

（補助事業）

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B / C
		便益の内訳及び主な根拠					
長崎市中央部・臨海地域 長崎県等	18	795	【内訳】 用途転換による便益:327億円 アケビリ向上便益:468億円 【主な根拠】 周辺5km圏の地価上昇	653.0	1.2	・交通ネットワークが改善され、地域全体でのポテンシャルや魅力が有効に活かされた民間開発事業が促進される。 ・歴史・文化・観光資源と連携した広域交流拠点としての魅力が高まり、ソフト施策の開発や資源の保全再生整備につながる。	都市・地域整備局 まちづくり推進課 (課長 佐々木 晶二)
名駅四丁目A地区 愛知県	146	146	ホール、展示場、会議室、事務室等を整備することにより地域活性化と来訪者の利便性の増大が見込まれる	146	1.0	関連事業や基幹的事業との相乗波及効果、他施策との連携効果、事業全体としての促進効果、都市拠点の形成効果等の定性評価	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)

【住宅市街地基盤整備事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B / C
		便益の内訳及び主な根拠					
七里駅周辺地区						・埼玉県住生活基本計画において重点供給地域に位置づけられた住宅地事業。 ・規制誘導措置（地区計画）を適用。 ・さいたま市中心部から約6kmに位置し、職住近接を実現。	関東地方整備局 建設部 住宅整備課 (課長 粟津貴史)
県道東門前蓮田線 (地方道) さいたま市	5.0	56	【内訳】 住宅地供給効果：56億円 【主な根拠】 計画戸数：125戸	47	1.2	・団地内の南北方向の主要な道路であり、火災延焼防止の役割を果たす等地区内の安全性の向上。 ・団地から七里駅へのアクセスの利便性を高めることで、住宅地の更なる供給が促進される。	
東浦和第二						・埼玉県住生活基本計画において重点供給地域に位置付けられた住宅地事業。 ・良好な居住水準を備えた住宅地事業。 ・さいたま市中心部から約3kmに位置し、職住近接を実現。	関東地方整備局 建設部 住宅整備課 (課長 粟津貴史)
東浦和北通り線 (街路) さいたま市	8.5	204	【内訳】 住宅地供給効果：204億円 【主な根拠】 計画戸数：435戸	143	1.4	・団地～東浦和駅間の狭隘な道路を整備することにより、駅へのアクセス利便性及び交通安全性が向上。	
成台中地区						・千葉県住生活基本計画において重点供給地域に位置づけられた住宅地事業。 ・地区計画等の規制誘導措置を適用。 ・千葉市中心部から約10kmに位置し、職住近接を実現。	関東地方整備局 建設部 住宅整備課 (課長 粟津貴史)
市道山梨白井線 (地方道) 四街道市	26	320	【内訳】 住宅地供給効果：320億円 【主な根拠】 計画戸数：800戸	301	1.1	・団地住民が生活や通勤等で利用するJ R物井駅や四街道ICへの円滑な交通を確保。 ・団地から小学校への通学路であり、歩道整備により安全な通学環境を確保。	
豊橋牛川西部土地区画 整理						・愛知県住生活基本計画において重点供給地域に位置づけられた住宅地事業。 ・豊橋市住宅マスタープランにおいて良質な住宅地の供給を行う地区と位置づけられた住宅地事業。 ・良好な居住水準を備えた住宅地事業。	中部地方整備局 建設部 住宅整備課 (課長 中崎ふじの)
豊橋鳳来線 (地方道) 愛知県	9.6	433	【内訳】 住宅地供給効果：433億円 【主な根拠】 計画戸数：901戸	295	1.5	・団地から豊川市や浜松市への日常生活道路であり、歩道の整備、線形不良箇所解消や老朽橋の架け替えにより安全・安心な交通環境を確保。	

大久保西脇地区						<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県住生活基本計画において重点供給地域に位置づけられた住宅地事業。 ・規制誘導措置（高度地区）を適用。 ・D I D地区内に位置し、まちなか居住を実現。 	
市道魚住2号線 (地方道) 明石市	8.2	24	【内訳】 走行時間短縮便益：25億円 走行経費減少便益：0.4億円 交通事故減少便益：0.8億円 【主な根拠】 計画交通量：8,746台/日	6.9	3.4	<ul style="list-style-type: none"> ・団地から国道2号へのアクセス路線が追加されることで、団地供給に伴う新たな交通負荷を抑えることができるため、周辺の渋滞が緩和される。 	近畿地方整備局 建設部 住宅整備課 (課長 椎名大介)
アイランドシティ団地						<ul style="list-style-type: none"> ・地区計画等の規制誘導措置を適用。 ・住宅のバリアフリー化による高齢化への対応。 ・良好な居住水準を備えた住宅地事業。 	
都市計画道路海の中道 アイランド線 (街路) 福岡市	90	323	【内訳】 走行時間短縮便益：305億円 走行経費減少便益：15億円 交通事故減少便益：3.2億円 【主な根拠】 計画交通量：30,600台/日	80	4.0	<ul style="list-style-type: none"> ・団地と主要幹線道路を結ぶ区間の渋滞が緩和され、団地から最寄り駅や福祉医療施設への交通利便性が向上。 	九州地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 (課長 福本仁志)
新座地区						<ul style="list-style-type: none"> ・埼玉県地域住宅計画において良好な居住環境の創出・維持を図るものとして位置づけ。 ・住宅及び公共公益施設のバリアフリー化による高齢化への対応。 	
多目的広場 (基盤) 都市再生機構	0.03	4.6	【内訳】 住宅地供給効果：4.6億円 【主な根拠】 計画戸数：243戸	3.3	1.4	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的広場及び通路の段差解消等の実施により、高齢者その他の団地住民及び周辺住民が安全・安心に暮らせる良好な居住環境を形成する。 	住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室 (室長 岡崎敦夫)
通路 (基盤) 都市再生機構	0.21						
通路 (基盤) 都市再生機構	0.28						
南神大寺地区						<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市地域住宅計画において良好な居住環境の創出・維持を図るものとして位置づけ。 ・住宅及び公共公益施設のバリアフリー化による高齢化への対応。 	
多目的広場 (基盤) 都市再生機構	0.05	9.3	【内訳】 住宅地供給効果：9.3億円 【主な根拠】 計画戸数：499戸	8.0	1.2	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的広場及び通路の歩きやすい舗装等の実施により、高齢者その他の団地住民及び周辺住民が安全・安心に暮らせる良好な居住環境を形成する。 	住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室 (室長 岡崎敦夫)
通路 (基盤) 都市再生機構	0.03						
中宮第一地区						<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府住生活基本計画において重点供給地域に位置づけられた良好な住宅地事業 ・規制誘導措置（高度地区）を適用。 ・防災安全性の向上に資する住宅地事業。 	
道路 (基盤) 都市再生機構	5.2	31	【内訳】 住宅地供給効果：31億円 【主な根拠】 計画戸数：130戸	27	1.2	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の整備による通勤・通学など周辺住民の生活利便性の向上 	住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室 (室長 岡崎敦夫)
鶴舞 期地区						<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県住生活基本計画において重点供給地域に位置づけられた住宅地事業 ・地区計画等の規制誘導措置を適用。 ・防災安全性の向上に資する住宅地事業 	
多目的広場 (基盤) 都市再生機構	1.1	96	【内訳】 住宅地供給効果：96億円 【主な根拠】 計画戸数：432戸	83	1.2	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的広場の整備による周辺住民の居住環境の向上 ・都市計画道路と一体的となる歩行空間（公開空地）の整備による安全性、快適性の向上 	住宅局 住宅総合整備課 住環境整備室 (室長 岡崎敦夫)
公開空地 (基盤) 都市再生機構	0.06						

【住宅市街地総合整備事業】

(住宅市街地総合整備事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)	費用:C (億円)	B / C			
			便益の内訳及び主な根拠				
川岸地区住宅市街地総合整備事業 埼玉県戸田市	12	10	[内訳] 公共施設整備による便益:約2億円、建替促進による便益:約8億円 [主な根拠] 道路や公園整備による住環境の向上、建替による良質な住宅ストック形成及び防災性の向上	9	1.1	・「防災性の向上」事業の実施により、大規模地震時の延焼危険度を低減。 ・「公共空間の確保」事業の実施により、道路等の公共空間を確保する。	住宅局 市街地住宅整備室 (室長 伊藤明子)
二子玉川東地区住宅市街地総合整備事業 東京都世田谷区	1599	2171	[内訳] 整備計画区域内の便益:約1,294億円、影響圏への:便益877億円 [主な根拠] 街路、広場整備による住環境の向上、民間商業施設の家賃収入	1599	1.3	・道路公園等公共空間確保による、防災機能の向上 ・高規格堤防整備による生命・財産への安全性の向上	関東地方整備局 建設部住宅整備課 (課長 粟津貴史)
尾久地区住宅市街地総合整備事業 東京都荒川区	15	204	[内訳] 公共施設整備による便益:約75億円、建替促進による便益:約128億円 [主な根拠] 道路や公園整備による住環境の向上、建替による良質な住宅ストック形成	114	1.8	・「公共空間の確保」事業の実施により、道路、公園等の整備を行う。 ・「防災性の向上」事業の実施により、大規模地震時の延焼危険度や倒壊出火の危険性を低減。 ・「密集住宅市街地整備の必要性」防災再開発促進地区に指定されている。	住宅局 市街地住宅整備室 (室長 伊藤明子)
中葛西八丁目地区住宅市街地総合整備事業 東京都江戸川区	41	69	[内訳] 公共施設整備による便益:約37億円、建替促進による便益:約32億円 [主な根拠] 道路や公園整備による住環境の向上、建替による良質な住宅ストック形成	46	1.5	・「公共空間の確保」事業の実施により、道路、公園等の整備を行う。 ・「防災性の向上」事業の実施により、大規模地震時の延焼危険度や倒壊出火の危険性を低減。 ・「密集住宅市街地整備の必要性」住宅マスタープランにおいて計画が位置づけられている。	住宅局 市街地住宅整備室 (室長 伊藤明子)
本郷町3丁目地区住宅市街地総合整備事業 神奈川県横浜市	18	37	[内訳] 公共施設整備による便益:約28億円、建替促進による便益:約8億円 [主な根拠] 道路や公園整備等による住環境の向上、建替・耐震改修促進による良質な住宅ストック形成及び防災性の向上	16	2.3	・「防災性の向上」事業の実施により、耐震性に問題のある住宅の耐震改修を促進。 ・「良質な住宅供給」事業の実施により、良質な市街地住宅を供給し居住環境の整備を行っている。	住宅局 市街地住宅整備室 (室長 伊藤明子)
西戸部町地区住宅市街地総合整備事業 神奈川県横浜市	28	48	[内訳] 公共施設整備による便益:約29億円、建替促進による便益:約19億円 [主な根拠] 道路や公園整備等による住環境の向上、建替・耐震改修促進による良質な住宅ストック形成及び防災性の向上	32	1.5	・「防災性の向上」事業の実施により、耐震性に問題のある住宅の耐震改修を促進。 ・「良質な住宅供給」事業の実施により、良質な市街地住宅を供給し居住環境の整備を行っている。	住宅局 市街地住宅整備室 (室長 伊藤明子)
東高浜地区住宅市街地総合整備事業 鳥根県江津市	17	21	[内訳] 地区整備による便益等:約21億円 [主な根拠] 道路や公園整備による住環境の向上、公営住宅の建設による良質な住宅ストック形成	15	1.4	・「公共空間の確保」事業の実施により、道路、公園等の確保を行う。 ・「密集住宅市街地整備の必要性」住宅マスタープランにおいて計画が位置づけられている。	住宅局 市街地住宅整備室 (室長 伊藤明子)

春吉二丁目地区住宅市街地総合整備事業 福岡県福岡市	28	53	〔内訳〕公共施設整備による 便益：約18億円、建替促進等 による便益：約35億円 〔主な根拠〕道路や小広場整 備による地価等の向上、民間 住宅等整備の家賃収入	47	1.1	・「防災性の向上」事業の実施により、大規模地 震時の延焼危険度を低減 ・「計画の位置付け」福岡市住宅マスタープラン において計画が位置付けられている。	住宅局市街地住宅 整備室 (室長 伊藤明子)
------------------------------	----	----	--	----	-----	--	------------------------------

【住宅市街地総合整備事業】
(都心共同住宅供給事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)	費用:C (億円)	B / C			
		便益の内訳及び主な根拠					
北島山二丁目第1期地区 都心共同住宅供給事業 東京都世田谷区	28	67	〔内訳〕地区整備による便 益等：約67億円 〔主な根拠〕地区整備による 資産価値増加分、施設の 事業活用による収益など	52	1.2	・「良質な都心住宅の供給」住宅整備259戸のうち、 認定住戸を119戸整備する。 ・「住環境の向上」老朽化（築51年）した住戸6棟の 建替により防災性の向上を図る。	関東地方整備局 建政部住宅整備課 (課長 粟津貴 史)
小竹町一丁目第2期都 心共同住宅供給事業 東京都練馬区	13	30	〔内訳〕地区整備による便 益等：約30億円 〔主な根拠〕地区整備による 資産価値増加分、施設の 事業活用による収益など	24	1.2	・「良質な都心住宅の供給」住宅整備134戸のうち、 認定住戸を50戸整備する。 ・「住環境の向上」老朽化（築53～54年）した住戸4 棟の建替により防災性の向上を図る。	関東地方整備局 建政部住宅整備課 (課長 粟津貴 史)

【住宅市街地総合整備事業】
(街なみ環境整備事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)	費用:C (億円)	B / C			
		便益の内訳及び主な根拠					
鉦屋町・大慈寺町界限 地区街なみ環境整備事 業 岩手県盛岡市	5	28	(内訳) 仮想市場における支払 い意思額：約28億円 (主な根拠) CVM方式によるアン ケート	5	5.7	「住宅等の修景」事業の実施により、条例等（盛 岡市都市景観形成建築等指導要綱）に沿った住宅 等の修景が実施される。 「計画の位置付け」 条例等（盛岡市都市景観形成建築等指導要綱）で 景観形成が必要な地区として位置付けられている。	東北地方整備局 建政部都市・住宅 整備課 (課長 堂園洋 昭)
信州新町 街なみ環境整備事業 (新町・里穂刈地区) 長野県	5	5	〔内訳〕仮想市場における 支払い意思額：約5億円 〔主な根拠〕CVM方式に よるアンケート	4	1.4	・「住宅等の修景」事業の実施により、まちづく り協定に沿った住宅等の修景が実施される。 ・「信州新町まちづくり要綱」で景観形成が必要 な地区として位置付けられている。 ・子供からお年寄りまで安全、快適に住み続ける 町、歴史や文化などを大切に作る町を目標とし て、自然景観と調和する小公園・緑地の整備や、 街なみに配慮した生活環境施設の整備などを行う 計画であり、地域の良好な景観形成などを寄与す るものと考えられる。	関東地方整備局 建政部住宅整備課 (課長 粟津貴 史)
和島島崎地区街なみ環 境整備事業 新潟県長岡市	4.8	42	〔内訳〕仮想市場におけ る支払い意思額：約42億 円 〔主な根拠〕CVM方式 によるアンケート	4.1	10	・「住宅等の修景」事業の実施により、まちづく り協定に沿った住宅等の修景が実施される。 ・「計画の位置付け」条例・街づくり要綱等で景 観形成が必要な地区として位置付けられている。	北陸地方整備局 建政部 都市・住宅整備課 (課長 細宮英也)

摂田屋地区街なみ環境整備事業 新潟県長岡市	5.9	31	〔内訳〕 仮想市場における支払い意思額：約31億円 〔主な根拠〕 CVM方式によるアンケート	4.9	6.4	・「住宅等の修景」事業の実施により、まちづくり協定に沿った住宅等の修景が実施される。 ・「計画の位置付け」条例・街づくり要綱等で景観形成が必要な地区として位置付けられている。	北陸地方整備局 建設部 都市・住宅整備課 (課長 細直英也)
犬山城下町地区街なみ環境整備事業	7	15	〔内訳〕 仮想市場における支払い意思額：約15億円 〔主な根拠〕 CVM方式によるアンケート	7	2.0	・「住宅等の修景」事業の実施により、まちづくり協定に沿った住宅等の修景が実施される。 ・「計画の位置付け」条例・街づくり要綱等で景観形成が必要な地区として位置付けられている。	中部地方整備局 建設部住宅整備課 (課長 中崎ふじの)
光地区街なみ環境整備事業 鳥取県琴浦町	0.7	5.8	〔内訳〕 仮想市場における支払い意思額：約5.8億円 〔主な根拠〕 CVM方式によるアンケート	2.1	2.8	・「住宅等の修景」事業の実施により、まちづくり協定に沿った住宅等の修景が実施される。 ・「計画の位置付け」条例・街づくり要綱等で景観形成が必要な地区として位置付けられている。	中国地方整備局 建設部都市・住宅整備課 (課長 松井康治)
杵築地区街なみ環境整備事業 大分県杵築市	1	20	〔内訳〕 仮想市場における支払い意思額：約20億円 〔主な根拠〕 CVM方式によるアンケート	1	25	・「住宅等の修景」事業の実施により、まちづくり協定に沿った住宅等の修景が実施される。 ・「計画の位置付け」条例・街づくり要綱等で景観形成が必要な地区として位置付けられている。	九州地方整備局 建設部都市・住宅整備課 (課長 福本仁志)

【住宅市街地総合整備事業】
(優良建築物等整備事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)
		貨幣換算した便益:B(億円)	費用:C (億円)	B/C		
砂川西2北3 北海道砂川市	9.5	11	11	1.0	(高齢者・障害者対策) 高齢者・障害者に配慮した建築物を整備 (公共・公益的施設の適正立地への貢献) 地域に不足する社会教育施設、社会福祉施設、文化施設、医療施設等の立地を可能とする事業である	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)
新町二丁目地区 青森県青森市	53	57	52	1.1	(都市の拠点形成) 都市の商業拠点、業務拠点又は情報・交流拠点を形成する (公共・公益的施設の適正立地への貢献) 地域に不足する社会教育施設、社会福祉施設、文化施設、医療施設等の立地を可能とする事業である	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)
大町地区 秋田県大館市	7.3	9.7	7.8	1.2	(都市の拠点形成) 都市の商業拠点、業務拠点又は情報・交流拠点を形成する (高齢者・障害者対策) 高齢者・障害者に配慮した建築物を整備	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)
甲府県庁地区 山梨県	148	154	117	1.3	(都市の拠点形成) 都市の商業拠点、業務拠点又は情報・交流拠点を形成する (都市の拠点形成) 都市の商業拠点、業務拠点又は情報・交流拠点を形成する	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)
甲府市役所地区 山梨県甲府市	110	154	110	1.3	(都市の拠点形成) 都市の商業拠点、業務拠点又は情報・交流拠点を形成する (都市の拠点形成) 都市の商業拠点、業務拠点又は情報・交流拠点を形成する	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)

新島田ショッピングビル地区 静岡県島田市	18	20	【内訳】 域内便益17億円 域外便益3.7億円 【主な根拠】 周辺500mの地価上昇 区域内施設(延床面積約9,049㎡)の収益向上	19	1.1	(高齢者・障害者対策)高齢者・障害者に配慮した建築物を整備 (良好な都市環境の整備)シンボル性の発揮又は地域との調和など良好な景観の創出、アメニティの向上に資する	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)
清水駅西第二地区 静岡県静岡市	9.1	12	【内訳】 域内便益11億円 域外便益1億円 【主な根拠】 周辺500mの地価上昇 区域内施設(延床面積約3,600㎡)の収益向上	10	1.2	(戦略的な整備が必要な地区)地域活性化プロジェクトの要件に合致する。虫食い上の土地が散在し、又は敷地が狭小であるなど現状の敷地では土地の高度利用が困難 (高齢者・障害者対策)高齢者・障害者に配慮した建築物を整備	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)
七本松市街地住宅整備事業 都市再生機構	39	35	【内訳】 域内便益33億円 域外便益7億円 【主な根拠】 周辺500mの地価上昇 区域内施設(延床面積約23,000㎡)の収益向上	30	1.2	(高齢者・障害者対策)高齢者・障害者に配慮した建築物を整備 (良好な都市環境の整備)シンボル性の発揮又は地域との調和など良好な景観の創出、アメニティの向上に資する	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)
新世界地区(第二期工区) 福岡県久留米市	58	113	【内訳】 域内便益46億円 域外便益67億円 【主な根拠】 周辺10kmの地価上昇 区域内施設(延床面積約23,025㎡)の収益向上	61	1.9	(公共・公益的施設の適正立地への貢献)地域に不足する社会教育施設、社会福祉施設、文化施設、医療施設等の立地を可能とする事業である (都市の拠点形成)都市の商業拠点、業務拠点又は情報・交流拠点を形成する	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)
大門銀座通り地区 長野県塩尻市	12	11	【内訳】 域内便益9億円 域外便益2億円 【主な根拠】 周辺500mの地価上昇 区域内施設の収益向上	10	1.1	(都市の拠点形成)都市の商業拠点、業務拠点又は情報・交流拠点を形成する (良好な都市環境の整備)シンボル性の発揮又は地域との調和など良好な景観の創出、アメニティの向上に資する	住宅局 市街地建築課 (課長 橋本公博)

【下水道事業】
(補助事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)	費用:C (億円)	B / C			
長久手町特定環境保全 公共下水道事業 愛知県長久手町	5.3	38	【内訳】 生活環境の改善:31億円 公共用水域の水質保全効果:7.2億円 【主な根拠】 便益算定人口:0.15万人	13	2.8	・地理解が得られている。 ・閉鎖性水域である伊勢湾の水質保全に資する。 等	本省都市・地域整備局 下水道部下水道事業課 (課長 岡久 宏史)
二丈町特定環境保全公共 下水道事業 福岡県二丈町	110	119	【内訳】 生活環境の改善:77億円 住居環境の改善:42億円 【主な根拠】 便益算定人口:1.1万人	96	1.2	・地理解が得られている。 ・玄海国定公園に指定されており、その水質保全に資する。 等	本省都市・地域整備局 下水道部下水道事業課 (課長 岡久 宏史)

【都市公園事業】
(補助事業等)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)	費用:C (億円)	B / C			
弘前市中心市街地地区 弘前市	8.6	20	【内訳】 利用価値 :20億円 【主な根拠】 誘致距離 :0.75km 誘致圏人口:1.3万人	4.8	4.1	・平成20年7月9日認定の「弘前市中心市街地活性化計画」に位置づけられた公園の整備により、賑わいの場や地域イベントなどの交流拠点となり、中心市街地の活性化に資する。 ・JR弘前駅東側に隣接することから、不特定多数が多目的に利用可能であり、交通結節機能を補完する。 ・中心市街地に安全な公開空地を整備することにより、災害時の一時避難地として利活用可能となる。	東北地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 堂園洋昭)

八戸市安全安心対策事業 八戸市	2.4	123	[内訳] 利用価値 :123億円 [主な根拠] 誘致距離 :1.5km 誘致圏人口 :2.9万人	4.7	26.3	・八戸市緑の基本計画において一人あたり都市公園等面積の目標値を達成する一つの公園である。 ・八戸市地域防災計画において、一次避難地に位置づけられており、有効避難面積の確保に資する。(有効避難面積:2.4㎡/人)	東北地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 堂園洋昭)
山形市吸収源対策事業 山形市	4.0	25	[内訳] 利用価値 :25億円 [主な根拠] 誘致距離 :3.0km 誘致圏人口 :6.5万人	15	1.7	・山形市の緑の基本計画において、当該地区は緑化重点地区に位置づけられており、整備を推進する必要がある。 ・温室効果ガス吸収源対策となる、高木を含む緑化率80%以上の公園等を5箇所整備することにより、地球温暖化対策の一層の推進に資する。	東北地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 堂園洋昭)
河北町安全安心対策事業 河北町	8.4	60	[内訳] 利用価値 :60億円 [主な根拠] 誘致距離 :3.0km 誘致圏人口 :2.1万人	25	2.3	・長年地区民から愛され、親しまれてきた公園であり、今後とも安全に利用できるよう、老朽施設の更新が必要である。また、町防災計画において、避難場所に指定されており災害時における消火用水、生活用水の確保が必要である。	東北地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 堂園洋昭)
下高井近隣公園 取手市	12	63	[内訳] 利用価値 :63億円 [主な根拠] 誘致距離 :1.5km 誘致圏人口 :2.5万人	13	5.0	取手市の緑の基本計画において、下高井地区の緑の拠点として位置づけられており、公園整備をする必要がある。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
伊奈・谷和原丘陵部地区公園 つくばみらい市	7.1	18	[内訳] 利用価値 :18億円 [主な根拠] 誘致距離 :3.0km 誘致圏人口 :2.7万人	8.2	2.1	・主要な施設においてはバリアフリー化を実施し、安心・安全な空間の整備を推進する。 ・魅力ある都市公園を整備し、土地区画整理事業における住宅・宅地開発の支援を行う。 ・市総合計画により自然に親しめる公園のほか、災害時の拠点となる避難場所として位置づける予定である。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
守谷市安全安心対策事業 守谷市	0.20	95	[内訳] 利用価値 :95億円 [主な根拠] 誘致距離 :1.5km 誘致圏人口 :2.4万人	56	1.7	・守谷市地域防災計画において、避難場所として位置づけられており、この事業により園路の段差解消を図り、避難の拠点となる広場へのアクセスを容易にするほか、併せて便所、水飲場のバリアフリー化をはかり、高齢者や、障害者も避難所として利用できる安全・安心な公園とすることが出来る。 ・バリアフリー新法の施行に伴い、既存公園の園路、広場および便所等のバリアフリー化を図り、市内全域において安全で安心して利用できる公園の再整備を実施する必要がある。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
前橋市安全安心対策事業 前橋市	0.12	205	[内訳] 利用価値 :205億円 [主な根拠] 誘致距離 :1.5km 誘致圏人口 :2.5万人	5.0	41.1	・バリアフリー新法施行に伴い、既存公園の園路広場及び便所等のバリアフリー化を図る必要がある。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
なぐわし公園 川越市	87	679	[内訳] 利用価値 :679億円 [主な根拠] 誘致距離 :10km 誘致圏人口 :85万人	121	5.6	・本公園は本市の第三次川越市総合計画において、レクリエーション・スポーツの拠点として位置づけられた事業であり、健康増進運動施設等の整備を推進していく。 ・本公園周辺は緑、水に恵まれた自然環境が豊かな場所であり、本市緑の基本計画において、小畔川と連携した水辺拠点として位置づけられており、整備を推進する必要がある。 ・本公園は災害時には物資の備蓄等の拠点として、活用する予定であり、整備することにより本市の防災拠点が強化される。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
あさひ山展望公園 飯能市	9.7	23	[内訳] 利用価値 :23億円 [主な根拠] 誘致距離 :0.50km 誘致圏人口 :0.60万人	13	1.8	・土地区画整理事業の進捗に伴い周辺人口の増加が顕著であり、居住環境の向上を図るべく整備が求められている。 ・第4次飯能市総合振興計画に基づき飯能市都市計画マスタープランの改定において、位置付けを明確化する予定であり、整備を推進する必要がある。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
綾瀬川左岸防災公園 草加市	99	241	[内訳] 利用価値 :241億円 [主な根拠] 誘致距離 :30km 誘致圏人口 :18万人	102	2.4	・草加市緑の基本計画において、綾瀬川左岸地区の地区公園として位置づけられており、整備を推進することとされている。 ・草加市の地域防災計画において、一次避難地位置づけを予定し、有効避難面積の確保に資する。(2㎡/人)	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)

行田市安全安心対策事業 行田市	0.08	25	【内訳】 利用価値 :25億円 【主な根拠】 誘致距離 :0.75km 誘致圏人口:1.4万人	8.6	2.9	・行田市みどりの基本計画において、身近な公園として位置づけられており、身近な場所における、安全、安心して利用できる子どもの遊び場、地域住民の健康運動の場の確保に資する。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
北本市安全安心対策事業 北本市	1.6	18	【内訳】 利用価値 :18億円 【主な根拠】 誘致距離 :0.75km 誘致圏人口:1.1万人	5.5	3.2	・北本市の緑の基本計画において、中丸地区における日常的レクリエーションを担う街区公園として認識されており、この地区の街区公園については、機能分担等により多様なニーズに対応した個性ある公園として整備を推進するものとしている。 ・北本市都市マスタープランにおいて、中丸地域における既存公園の1つとして整備をすすめるものとしている。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
所沢加チャパーク 所沢市	147	611	【内訳】 利用価値 :611億円 【主な根拠】 誘致距離 :20km 誘致圏人口:789万人	196	3.1	・所沢市の緑の基本計画において、自然とのふれあい、充実した余暇を過ごすことのできる個性豊かな公園として位置づけられており、重点的に整備を推進することとされている。 ・所沢市総合計画においても、地域の特性を活かした公園整備の中で、中心事業として位置づけられている。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
浦安市運動公園 浦安市	31	1,288	【内訳】 利用価値 :1,288億円 【主な根拠】 誘致距離 :12km 誘致圏人口:264万人	1,120	1.2	・浦安市地域防災計画において、避難場所に位置づけられている。 ・浦安市第2期基本計画の第1次実施計画において、市民の需要動向を踏まえたスポーツ環境施設の整備を行うこととされている。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
潤井戸1号近隣公園 市原市	15	28	【内訳】 利用価値 :28億円 【主な根拠】 誘致距離 :1.5km 誘致圏人口:0.61万人	15	1.9	・本公園は、市原市地域防災計画において一次避難地として位置づけられている。 ・本公園は、市原市緑の基本計画において、新たな緑の交流・活動拠点として位置づけているとともに、市民との連携により、良好な水辺空間の維持・活用などに取り組むものとしている。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
市原市安全安心対策事業 市原市	0.20	216	【内訳】 利用価値 :216億円 【主な根拠】 誘致距離 :1.5km 誘致圏人口:3.5万人	15	14.2	市原市の緑の基本計画において五井地区の重要な近隣公園として位置づけられていると併に、地域防災計画においても一次避難地に位置づけられているので、バリアフリー化を実施することにより、地域環境の改善と災害時の安全確保が図られる。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
袖ヶ浦市安全安心対策事業 袖ヶ浦市	1.3	46	【内訳】 利用価値 :46億円 【主な根拠】 誘致距離 :6.0km 誘致圏人口:4.0万人	42	1.1	・袖ヶ浦市の緑の基本計画において、総合公園に次ぐ緑の拠点公園として位置づけられており、公園施設の適正な維持管理及びバリアフリー化を推進する必要がある。 ・袖ヶ浦市地域防災計画において、一時避難場所として位置づけられており、災害時における地域住民活動の拠点となる公園であり、耐震性貯水槽を設け防災機能の向上を図る。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
千葉市安全安心対策事業 千葉市	0.14	30	【内訳】 利用価値 :30億円 【主な根拠】 誘致距離 :0.75km 誘致圏人口:1.8万人	5.0	6.0	・「千葉市緑と水辺の基本計画」において、早急に緑地を創出または確保する必要性の高い地域に位置する重要な公園であることから、安全性を確保し、憩いと安らぎの場の提供に資する公園として整備を進める必要がある。 ・既存遊具の再整備に併せ健康遊具の設置を進め、近隣住民の健康運動の場の確保に資する。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
日比谷公園 東京都	5.0	3,846	【内訳】 利用価値 :3,846億円 【主な根拠】 誘致距離 :7.0km 誘致圏人口:318万人	1,951	2.0	・東京都の地域防災計画において、「医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸候補地」に位置付けられており、発災時に備え早急に整備することとされている	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
武蔵野中央公園 東京都	3.0	6,453	【内訳】 利用価値 :6,453億円 【主な根拠】 誘致距離 :7.0km 誘致圏人口:273万人	293	22.0	・東京都の地域防災計画において、「医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸候補地」に位置付けられており、発災時に備え早急に整備することとされている	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
東大和南公園 東京都	3.0	3,706	【内訳】 利用価値 :3,706億円 【主な根拠】 誘致距離 :7.0km 誘致圏人口:156万人	244	15.2	・東京都の地域防災計画において、「医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸候補地」に位置付けられており、発災時に備え早急に整備することとされている	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
砧公園 東京都	6.2	10,091	【内訳】 利用価値 :10,091億円 【主な根拠】 誘致距離 :8.0km 誘致圏人口:601万人	1,419	7.1	・東京都の地域防災計画において、「ヘリコプター緊急離着陸候補地」に位置付けられており、発災時に備え早急に整備することとされている	都市・地域整備局 公園緑地・景観課 (課長 小林昭)

浜離宮公園 東京都	5.0	4,260	[内訳] 利用価値 : 4.260億円 [主な根拠] 誘致距離 : 7.0km 誘致圏人口 : 266万人	2,575	1.7	・「10年後の東京」への実行プログラム2008において、施策7「美しい都市景観の創出」に位置付けられ、文化財庭園の復元による歴史的・文化的価値の向上を目指すとしてされている	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
石神井公園 東京都	489	5,840	[内訳] 利用価値 : 5.840億円 [主な根拠] 誘致距離 : 7.0km 誘致圏人口 : 435万人	648	9.0	・東京都の地域防災計画において、「ヘリコプター緊急離着陸場候補地」に位置付けられており、発災時に備え早急に整備することとされている	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
東糀谷四丁目公園 大田区	4.0	567	[内訳] 利用価値 : 567億円 [主な根拠] 誘致距離 : 3.0km 誘致圏人口 : 22万人	39	14.6	・大田区都市計画マスタープランにおいて、糀谷・羽田周辺の防災複合拠点として有効活用を図るべき箇所とされており、災害時における一時避難地となる防災公園を整備する。 ・計画・設計への住民参加により、地域のまちづくりへの関心の向上に資する。 ・都市公園の園路・広場、便所のバリアフリー化率がそれぞれ約70%、約90%、約15%である大田区において、バリアフリー化を推進し、高齢者、障がい者を含め、だれもが快適に生活できるまちづくりの推進を図る必要がある。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
長崎中学校跡地近隣公園 豊島区	29	246	[内訳] 利用価値 : 246億円 [主な根拠] 誘致距離 : 3.0km 誘致圏人口 : 5.6万人	64	3.8	旧長崎中学校は、豊島区地域防災計画において、救援センターとして位置づけられているため、震災時の地域の避難所であるとともに、応急救護活動の拠点となる。この機能は、公園として整備した後でも残す方針であり、ほぼ同じ避難人口(1193人)を受け入れる想定である。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
錦糸公園 墨田区	11	654	[内訳] 利用価値 : 654億円 [主な根拠] 誘致距離 : 3.0km 誘致圏人口 : 61万人	487	1.3	・東京都の地域防災計画において避難場所として位置づけられており、避難計画人口は23,400人で、1人当りの避難面積は1.93㎡となっている。 ・錦糸公園は「区の顔となる公園のひとつであり、副都心錦糸町のまちの顔として、緑と融合した賑わいの広場を創出し、来街者を呼び寄せることが出来るような機能の再配置を含めた再整備を行う。」と位置付けられている。 ・芝生広場等で緑被率の向上を図り、都市のヒートアイランド現象の緩和に貢献する。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
中央五丁目緑地 大田区	17	148	[内訳] 利用価値 : 148億円 [主な根拠] 誘致距離 : 1.5km 誘致圏人口 : 3.2万人	16	9.2	・温室効果ガス吸収源対策となる、高木を含む緑被率ほぼ100%の緑地を保全することにより、地球温暖化対策の一層の推進に資する。 ・地域の貴重な自然資源である崖線樹林地の二次林の保全・活用が図られ、優良な自然環境の次世代への継承に資する。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
南馬込二丁目緑地 大田区	3.3	167	[内訳] 利用価値 : 167億円 [主な根拠] 誘致距離 : 1.5km 誘致圏人口 : 3.9万人	5.1	32.7	・温室効果ガス吸収源対策となる、高木を含む緑被率ほぼ100%の緑地を保全することにより、地球温暖化対策の一層の推進に資する。 ・地域の貴重な自然資源である二次林の保全・活用が図られ、優良な自然環境の次世代への継承に資する。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
大田区安全安心対策事業 大田区	0.44	974	[内訳] 利用価値 : 974億円 [主な根拠] 誘致距離 : 3.0km 誘致圏人口 : 25万人	190	5.1	・都市公園の園路・広場、便所のバリアフリー化率がそれぞれ約70%、約90%、約15%である大田区において、バリアフリー化を推進し、高齢者、障がい者を含め、だれもが快適に生活できるまちづくりの推進を図る必要がある。 ・都市基幹公園のバリアフリー化整備により、広域レクリエーション活動の充実に資する。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
中野区安全安心対策事業 中野区	0.20	22	[内訳] 利用価値 : 22億円 [主な根拠] 誘致距離 : 0.75km 誘致圏人口 : 4.8万人	3.4	6.3	中野区における都市公園の園路・広場、駐車場、便所のバリアフリー化率はそれぞれ約76%、33%、55%(H20末)であり、高齢者、オストメイトを含めた障がい者等を含め、誰もが快適に生活できる都市公園の形成を図る必要がある。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
葛飾区安全安心対策事業 葛飾区	0.65	142	[内訳] 利用価値 : 142億円 [主な根拠] 誘致距離 : 0.75km 誘致圏人口 : 4.3万人	19	7.3	都市公園の園路・広場、駐車場、便所のバリアフリー化率がそれぞれ33%、0%、7%である葛飾区(H20末)において、バリアフリー化を推進し、高齢者、障害者を含め、誰もが快適に生活できる都市公園の形成を図る必要がある。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)

二ヶ村緑地 府中市	9.2	80	【内訳】 利用価値 :80億円 【主な根拠】 誘致距離 :3.0km 誘致圏人口 :17万人	64	1.3	・府中市緑の基本計画（平成21年改訂予定）において、当該区域は緑の拠点として位置づけられており、整備を推進する必要がある。 ・第5次府中市総合計画後期基本計画において、水と緑のネットワーク化が重点プロジェクトの一つに挙げられている。当該区域は水と緑の拠点として位置づけられており、観光の視点も含めて見直し、整備する必要がある。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
七ツ塚公園 日野市	139	94	【内訳】 利用価値 :94億円 【主な根拠】 誘致距離 :3.0km 誘致圏人口 :8.4万人	60	1.6	・日野市みどりの基本計画において、東光寺地区農の拠点として位置づけられており台地上の農地とともに段丘崖の樹林地や貴重植物、湧水を活用した公園等の整備を推進することとされている。 ・市指定文化財である七ツ塚遺跡、七ツ塚古墳群があり、この遺跡を活用した公園の整備を推進する。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
保土ヶ谷公園 神奈川県	11	972	【内訳】 利用価値 :972億円 【主な根拠】 誘致距離 :10km 誘致圏人口 :206万人	453	2.2	・横浜市の水と緑の基本計画において、川島・仏向の丘地区の主な緑の拠点として位置づけられており、公園整備（再整備）を推進する必要がある。 ・住民参加による公園再整備計画に基づき、公園整備を推進する必要がある。 ・神奈川県地域防災計画において、広域避難場所及び広域活動拠点に位置づけられている。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
大磯城山公園 神奈川県	45	82	【内訳】 利用価値 :82億円 【主な根拠】 誘致距離 :6.0km 誘致圏人口 :8.5万人	50	1.6	・大磯町の緑の基本計画において、水と緑の拠点として位置づけられている。 ・神奈川県地域防災計画において、広域避難場所に位置づけられている。 ・神奈川県が推進する邸宅・庭園の保全活用を図る邸園文化圏再生構想の中核をなす事業となっている。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
横須賀市安全安心対策事業 横須賀市	2.6	687	【内訳】 利用価値 :687億円 【主な根拠】 誘致距離 :3.0km 誘致圏人口 :21万人	20	34.4	・都市公園の園路・広場、駐車場、便所のバリアフリー化率がそれぞれ27%、46%、16%である横須賀市において、バリアフリー化を推進し、高齢者、障害者を含め、誰もが快適に生活できる地域の形成を図る必要がある。 ・横須賀市の緑の基本計画において、近隣公園である神明公園はレクリエーション拠点、防災機能を持つ公園、骨格となる緑地と位置づけられており整備が必要となっている。 ・横須賀市地域防災計画では、神明公園を含む神明小・中学校付近一帯は、約3万人を収容可能員とする広域避難場所に位置づけられており、有効避難面積の確保に資する。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
川崎市安全安心対策事業 川崎市	0.36	57	【内訳】 利用価値 :57億円 【主な根拠】 誘致距離 :0.75km 誘致圏人口 :36万人	32	1.8	・都市公園の園路・広場、便所のバリアフリー化率がそれぞれ約19%、約5%である川崎市において、バリアフリー化を推進し、高齢者、障がい者を含め、だれもが快適に生活できるまちづくりの推進を図る必要がある。 ・都市基幹公園のバリアフリー化整備により、地域コミュニティ活動の充実に資する。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
南向公園 長野市	29	77	【内訳】 利用価値 :77億円 【主な根拠】 誘致距離 :1.5km 誘致圏人口 :3.7万人	22	3.5	・長野市の緑の基本計画において、優先して整備する公園として位置づけられており、整備を推進する必要がある。 ・地域の貴重な歴史的資源であり長野市指定文化財である南向塚古墳の保全・活用が図られ地域振興の拠点の形成に資する。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
長野市安全安心対策事業 長野市	0.05	188	【内訳】 利用価値 :188億円 【主な根拠】 誘致距離 :1.5km 誘致圏人口 :5.2万人	49	3.8	・公園の供用開始から20年以上が経過し、施設の老朽化が進んでいる。 H21に実施予定の大型遊具は、遊具の安全点検診断の結果、危険と判定された。	関東地方整備局 都市整備課 (課長 赤星健太郎)
長岡ニュータウン運動公園 長岡市	53	324	【内訳】 利用価値 :324億円 【主な根拠】 誘致距離 :20km 誘致圏人口 :43万人	76	4.3	・新潟県中越地震の経験を踏まえて、長岡市地域防災計画において、地域防災拠点として位置づけられており、災害時における活動拠点として活用が図られる。 ・隣接する国営越後丘陵公園との相互連携により、公園の魅力度の向上が図られるとともに、災害時における北陸管内の活動拠点として活用が図られる。	北陸地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 細萱英也)
湯沢町安全安心対策事業 湯沢町	48	221	【内訳】 利用価値 :221億円 【主な根拠】 誘致距離 :20km 誘致圏人口 :19万人	164	1.4	・都市公園の園路・広場、駐車場、便所のバリアフリー化率がそれぞれ22%、33%、9%である湯沢町において、バリアフリー化率100%を目指して整備を推進し、高齢者、障害者を含め誰もが使いやすい都市公園とする必要がある。	北陸地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 細萱英也)

本多の森公園 石川県	8.6	273	【内訳】 利用価値 :273億円 【主な根拠】 誘致距離 :3.0km 誘致圏人口:18万人	115	2.4	・特別名勝「兼六園」に隣接する立地で、公園内外に歴史的建造物や文化施設が点在する。これら金沢都心部の観光上重要な施設の景観上の調和、回遊性の向上を図る。	北陸地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 細萱英也)
白山市安全安心対策事業 白山市	102	1,467	【内訳】 利用価値 :1,467億円 【主な根拠】 誘致距離 :14km 誘致圏人口:77万人	279	5.2	・白山市地域防災計画において広域避難場所に位置づけられており、障害者はもとより、児童や高齢者が安心して利用できる安全性の高い施設整備が必要。 ・白山市総合計画においてバリアフリー化の推進が位置づけられており、園路・広場、駐車場、便所のバリアフリー化率がそれぞれ79%、13%、24%である白山市において、バリアフリー化の目標(H24末)をそれぞれ93%、100%、36%に置いて整備を推進している。	北陸地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 細萱英也)
内灘町安全安心対策事業 内灘町	33	568	【内訳】 利用価値 :568億円 【主な根拠】 誘致距離 :15km 誘致圏人口:54万人	57	9.9	・都市公園の園路・広場のバリアフリー化率が24%である内灘町において、バリアフリー化率55%(H25末)を目指して整備を推進し、高齢者、障害者を含め誰もが使いやすい都市公園とする必要がある。	北陸地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 細萱英也)
大夫浜運動公園 新潟市	5.0	170	【内訳】 利用価値 :170億円 【主な根拠】 誘致距離 :20km 誘致圏人口:133万人	16	11	新潟市緑の基本計画(現在策定中)において北区の公園緑地として位置づけられる予定であり、公園整備を推進する必要がある。	北陸地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 細萱英也)
新潟市安全安心対策事業 新潟市	15	74	【内訳】 利用価値 :74億円 【主な根拠】 誘致距離 :20km 誘致圏人口:123万人	69	1.1	・バリアフリー新法施行に伴い、既存公園の園路広場及び便所等のバリアフリー化を図る必要がある。	北陸地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 細萱英也)
北公園 大垣市	2.9	86	【内訳】 利用価値 :86億円 【主な根拠】 誘致距離 :3.0km 誘致圏人口:9.3万人	37	2.3	・平成24年秋に第67回国民体育大会の軟式野球(成人男子)の競技会場に決定しており中央競技団体や軟式野球連盟等から施設基準を満たすように要望を受けている。 ・平成12年策定の大垣市緑の基本計画において、北小学校区の水と緑のネットワークの拠点として位置づけられており、整備を推進する。	都市・地域整備局 公園緑地・景観課 (課長 小林昭)
瑞浪市民公園 瑞浪市	3.5	579	【内訳】 利用価値 :579億円 【主な根拠】 誘致距離 :20km 誘致圏人口:47万人	164	3.5	・平成24年秋に第67回国民体育大会のソフトテニス(成人女子・少年男子)の競技会場に決定しており中央競技団体や連盟等から施設基準を満たすように要望を受けている。 ・瑞浪市の街づくり計画(総合計画)の施策方針において、快適な生活空間を確保するため、整備を推進する。 ・市民公園再整備計画においては、高齢者、障がい者を含む誰もが使いやすい、ゆとり空間を創出することとされており、バリアフリー化を図る必要がある。	都市・地域整備局 公園緑地・景観課 (課長 小林昭)
岐阜メモリアルセンター 岐阜県	30	1,434	【内訳】 利用価値 :1,434億円 【主な根拠】 誘致距離 :15km 誘致圏人口:160万人	1,075	1.3	・平成24年度開催の国体では、開会式、閉会式、陸上、競泳、シンクロ、飛び込み、野球、テニス、体操、新体操の会場となっており、この国家的事業を適切に開催するため整備が必要である。 ・広域避難場所に指定されているとともに、「岐阜県災害時広域受援計画」において、「県広域防災拠点」に指定されており、整備を推進する必要がある。	都市・地域整備局 公園緑地・景観課 (課長 小林昭)
関市安全安心対策事業 関市	2.2	12	【内訳】 利用価値 :12億円 【主な根拠】 誘致距離 :0.80km 誘致圏人口:0.70万人	4.7	2.6	都市公園の園路広場、駐車場、便所のバリアフリー化率がそれぞれ園路広場77%、駐車場63%、便所19%である関市において、バリアフリー化を推進し、園路広場83%、駐車場75%、便所55%にバリアフリー化率を向上させ、高齢者、障がい者を含め、誰もが快適に生活できる都市の形成を図る必要がある。	中部地方整備局 都市整備課 (課長 中西賢也)
荒曽根公園 安城市	24	60	【内訳】 利用価値 :60億円 【主な根拠】 誘致距離 :0.50km 誘致圏人口:0.52万人	29	2.1	・安城市の緑の基本計画において、公園利用不便地区を解消するため、近隣公園として整備を推進することが位置づけられている。 ・安城市の地域防災計画において、一次避難地に位置づけられており、有効避難面積の確保に資する。(0.9㎡/人 5.8㎡/人)	中部地方整備局 都市整備課 (課長 中西賢也)

ひので公園 弥富市	3.2	46	【内訳】 利用価値 :46億円 【主な根拠】 誘致距離 :1.5km 誘致圏人口:1.5万人	12	3.8	・『緑の基本計画(旧弥富町)』(平成7年3月)において、市街地の公園不足区域の解消と地域の核となる公園を創出するため、新たに整備が必要な公園として位置づけられている。 ・弥富市の地域防災計画において、一次避難地に位置づけられており、有効避難面積の確保に資する。(有効避難面積:1.5㎡/人 4.4㎡/人)	中部地方整備局 都市整備課 (課長 中西賢也)
木曾川沿川緑地 一宮市	25	565	【内訳】 利用価値 :565億円 【主な根拠】 誘致距離 :20km 誘致圏人口:238万人	44	12.8	・一宮市の第6次総合計画の中で、「自然の中で安全に遊べる場所を確保する」施策に位置づけられており、現在策定中の緑の基本計画においても同様に位置付けられる予定であり、整備を推進することとされている。	中部地方整備局 都市整備課 (課長 中西賢也)
にれ公園 豊田市	0.50	7	【内訳】 利用価値 :7.3億円 【主な根拠】 誘致距離 :0.75km 誘致圏人口:0.46万人	3.0	2.4	・豊田市の緑の基本計画において浄水地区では基本方針「ふやす」の公園づくりの中で、今後10年間の市街地整備に併せ、住区基幹公園の整備を推進する必要がある。 ・温室効果ガス吸収源対策となる、高木を含む緑化率80%以上の公園を整備することにより、地球温暖化対策の一層の推進に資する。	中部地方整備局 都市整備課 (課長 中西賢也)
南さくら公園 豊田市	0.50	8	【内訳】 利用価値 :8.3億円 【主な根拠】 誘致距離 :0.75km 誘致圏人口:0.34万人	4.2	2.0	・豊田市の緑の基本計画において浄水地区では基本方針「ふやす」の公園づくりの中で、今後10年間の市街地整備に併せ、住区基幹公園の整備を推進する必要がある。 ・温室効果ガス吸収源対策となる、高木を含む緑化率80%以上の公園を整備することにより、地球温暖化対策の一層の推進に資する。	中部地方整備局 都市整備課 (課長 中西賢也)
津市安全安心対策事業 津市	1.1	51	【内訳】 利用価値 :51億円 【主な根拠】 誘致距離 :3.0km 誘致圏人口:1.9万人	19	2.7	津市総合計画において、Eco-デザインモデル地域づくりに位置づけられており、便所・園路等のバリアフリー化を推進する必要性がある。	中部地方整備局 都市整備課 (課長 中西賢也)
鳥羽市安全安心対策事業 鳥羽市	10	56	【内訳】 利用価値 :56億円 【主な根拠】 誘致距離 :3.0km 誘致圏人口:1.3万人	35	1.6	鳥羽市のバリアフリーのまちづくり基本計画において、モデル地区として位置づけられており、既設公園施設のバリアフリー化を推進する必要がある。	中部地方整備局 都市整備課 (課長 中西賢也)
阿児文化公園 志摩市	56	157	【内訳】 利用価値 :157億円 【主な根拠】 誘致距離 :20km 誘致圏人口:24万人	111	1.4	・志摩地域防災計画において、公園内の多目的体育館が一次避難所に、多目的広場がヘリコプター臨時離着陸場に位置づけられており、公園整備を推進する必要がある。	中部地方整備局 都市整備課 (課長 中西賢也)
天竜川鹿島上島緑地 浜松市	4.3	19	【内訳】 利用価値 :19億円 【主な根拠】 誘致距離 :15km 誘致圏人口:31万人	6.2	3.1	浜松都市計画マスタープラン及び緑の基本計画において、市民が健康的で文化的な都市生活に必要な緑地として位置づけられ、また、国土交通省の河川環境基本計画・河川管理基本計画においても、人々が集い賑わう場として天竜川の積極的活用を目指すエリア「遠州ブロック」として位置づけられている。このため、河川空間を市民の憩いの緑地として整備し、環境保全、レクリエーション、景観形成等の機能を効果的に発揮するよう、平成20年2月18日浜松都市計画緑地として都市計画決定された。	中部地方整備局 都市整備課 (課長 中西賢也)
福井市安全安心対策事業 福井市	0.67	42	【内訳】 利用価値 :42億円 【主な根拠】 誘致距離 :1.5km 誘致圏人口:2.9万人	15	2.9	・都市公園の園路・広場、便所のバリアフリー化率がそれぞれ7.1%、11.4%である福井市において、バリアフリー化を推進し、高齢者、障害者を含め、誰もが快適に生活できる都市空間の形成を図る必要がある。 ・福井市の緑の基本計画において、住区基幹公園整備区域(市街化区域)を『増やして育てる街の緑』の区域として位置づけられており、整備を推進する必要がある。	近畿地方整備局 都市整備課 (課長 奥田舘夫)
木津城址公園 木津川市	22	53	【内訳】 利用価値 :53億円 【主な根拠】 誘致距離 :3.0km 誘致圏人口:4.4万人	23	2.4	・「関西文化学術研究都市建設促進法」及び「関西文化学術研究都市(京都府域)の建設に関する計画」により事業が進められている「木津中央特定土地区画整理事業」の開発に伴い、区内にある歴史的、文化的遺産としての価値のある木津城址の保全と合わせ、地域住民のレクリエーション活動や休養を目的とした公園の整備を図る。 ・貴重な文化財として木津町史にも記載されている。	近畿地方整備局 都市整備課 (課長 奥田舘夫)

竜田古道の里山公園 柏原市	2.6	9	【内訳】 利用価値 :8.9億円 【主な根拠】 誘致距離 :3.0km 誘致圏人口:3.7万人	3.3	2.7	・「第3次柏原市総合計画」において、東山整備の推進として位置づけられており、レクリエーション機能をもった公的施設の整備を図ることとされている。 ・「柏原市緑の基本計画」において、東山地区は市の発展と自然環境保全の整合性に留意しつつ、人と自然の共生が図れる整備を推進することとされている。	近畿地方整備局 都市整備課 (課長 奥田舘夫)
大阪国際空港周辺緑地 2号公園 豊中市	0.76	19	【内訳】 利用価値 :19億円 【主な根拠】 誘致距離 :0.75km 誘致圏人口:0.78万人	6.4	3.0	・豊中市みどりの基本計画において、核となるみどりと位置づけられており、整備を推進することとされている。 ・緩衝機能を果たすべき緑地として、国土交通省航空局との連携により整備を推進することとされている。	近畿地方整備局 都市整備課 (課長 奥田舘夫)
野中・砂子公園 赤穂市	10	28	【内訳】 利用価値 :28億円 【主な根拠】 誘致距離 :3.0km 誘致圏人口:4.4万人	12	2.3	・赤穂市地域防災計画において、一次避難地に位置づけられており、有効避難面積の確保に資する。(有効避難面積:11.1㎡/人 17.8㎡/人) ・赤穂市の緑の基本計画において、野中地区の緑の拠点として位置づけられており、整備を推進する必要がある。	近畿地方整備局 都市整備課 (課長 奥田舘夫)
浄化センター公園 奈良県	108	676	【内訳】 利用価値 :675.9億円 【主な根拠】 誘致距離 :12.0km 誘致圏人口:109.5万人	107	6.3	・新県営プールの建設により健康運動施設の充実が図られ、県大会等の会場となる。 ・大和郡山市緑の基本計画において都市の根幹的な緑地となる運動公園に位置づけられている。 ・奈良県広域緑地計画において、緑と歴史の軸プランとして、平城宮跡と藤原宮跡・飛鳥を結ぶ軸線上の施設緑地として位置づけられている。	近畿地方整備局 都市整備課 (課長 奥田舘夫)
京都市安全安心対策事業 京都市	0.24	25	【内訳】 利用価値 :25億円 【主な根拠】 誘致距離 :0.75km 誘致圏人口:1.6万人	8.2	3.1	・京都市緑の基本計画における緑化重点地区に位置づけられており整備を推進する。 ・バリアが存在し老朽化している公園を低予算で再整備し、市内公園のバリアフリー化を促進する。 ・歩いていける身近なみどりのネットワーク率が60%以下である市域において、公園の再整備を促進する。	近畿地方整備局 都市整備課 (課長 奥田舘夫)
堺市安全安心対策事業 堺市	0.77	109	【内訳】 利用価値 :109億円 【主な根拠】 誘致距離 :3.0km 誘致圏人口:17万人	49	2.2	・都市公園の園路・広場、駐車場、便所のバリアフリー化率がそれぞれ90.9%、85.7%、54.2%である堺市において、バリアフリー化を推進し、高齢者、障害者を含め、誰もが快適に生活できる都市公安の形成を図る必要がある。 ・堺市の地域防災計画において、広域避難地として位置づけられており、防災機能の向上に資する。	近畿地方整備局 都市整備課 (課長 奥田舘夫)
西新町公園 出雲市	22	87	【内訳】 利用価値 :87億円 【主な根拠】 誘致距離 :25km 誘致圏人口:26万人	48	1.8	絶滅危惧種であるトキの分散飼育を予定しており、自然再生緑地とする事で、効果的な保護育成に資する。	中国地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 松井康治)
益田市安全安心対策事業 益田市	40	403	【内訳】 利用価値 :403億円 【主な根拠】 誘致距離 :38km 誘致圏人口:15万人	160	2.5	市街地に存在する運動公園等において、公園施設の改築・更新を行うことにより、身近な場所における安全・安心して利用できる地域住民の健康運動の場の確保に資する。	中国地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 松井康治)
福山市安全安心対策事業 福山市	2.6	174	【内訳】 利用価値 :174億円 【主な根拠】 誘致距離 :1.5km 誘致圏人口:4.2万人	52	3.4	・都市公園の園路・広場、駐車場、便所のバリアフリー化率がそれぞれ0.8%、13.3%、2.5%である福山市において、バリアフリー化を推進し、高齢者、障害者を含め、誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図る必要がある。 ・福山市の緑の基本計画において、バリアフリーに配慮した公園整備を位置付けています。	中国地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 松井康治)
乃木浜総合公園 下関市	62	165	【内訳】 利用価値 :165億円 【主な根拠】 誘致距離 :15km 誘致圏人口:29万人	134	1.2	・下関市の緑の基本計画において、王司地区の「スポーツレクリエーション需要に対応した中核的な公園として整備する」とされており、公園整備を推進する必要がある。 ・緑被面積率51%を確保することにより、市内の緑の拠点としての役割を担う。	都市・地域整備局 公園緑地・景観課 (課長 小林昭)

下関市安全安心対策事業 下関市	3.0	83	【内訳】 利用価値 : 83億円 【主な根拠】 誘致距離 : 1.5km 誘致圏人口 : 0.9万人	11	7.7	・既存トイレの撤去を行い、バリアフリー化対応トイレを新設することにより、誰もが利用しやすい公園施設の適切な配置に資する。	中国地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 松井康治)
周南市安全安心対策事業 周南市	1.7	25	【内訳】 利用価値 : 25億円 【主な根拠】 誘致距離 : 0.80km 誘致圏人口 : 0.90万人	2.9	8.8	・周南市の緑の基本計画において、緑化重点地区を設定しており、地区内の既設公園のユニバーサルデザインによる整備を図ることとしている。若葉公園もその1つとして位置づけている。	中国地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 松井康治)
平和記念公園 広島市	9.1	1,484	【内訳】 利用価値 : 1,484億円 【主な根拠】 誘致距離 : 広島県域を設定 誘致圏人口 : 287万人	592	2.5	・広島市の緑の基本計画において、本市を象徴する貴重な緑地である平和公園や平和大通りについては、緑の適正な保全と育成に努めることとしている。	中国地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 松井康治)
今治市安全安心対策事業 今治市	2.0	32	【内訳】 利用価値 : 32億円 【主な根拠】 誘致距離 : 0.75km 誘致圏人口 : 1.0万人	2.0	15.8	・都市公園の園路・広場、便所のバリアフリー化率が27.8%、21.8%である今治市において、バリアフリー化を推進し、高齢者、障害者を含め、誰もが快適に生活できる都市公園等の空間形成を図る必要がある。	四国地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 中村孝)
西条市安全安心対策事業 西条市	72	360	【内訳】 利用価値 : 360億円 【主な根拠】 誘致距離 : 40km 誘致圏人口 : 88万人	139	2.6	・西条市の地域防災計画において小松地区の一次避難所に位置付けられており、有効避難面積の確保に資する。(有効避難面積12ha 収容人員6万人)	四国地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 中村孝)
大野城市安全安心対策事業 大野城市	0.50	11	【内訳】 利用価値 : 11.11億円 【主な根拠】 誘致距離 : 0.64km 誘致圏人口 : 0.80万人	4.0	2.8	・都市公園の園路・広場、駐車場、便所のバリアフリー化率がそれぞれ10%、60%、33%である大野城市においてバリアフリー化を推進し高齢者、障害者を含め誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図る必要がある。 ・大野城市の緑の基本計画において、行政と市民の役割分担による公園の再整備が位置づけられており、再整備を推進する必要がある。	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 福本仁志)
中間市安全安心対策事業 中間市	1.6	2,989	【内訳】 利用価値 : 2,989億円 【主な根拠】 誘致距離 : 15km 誘致圏人口 : 120万人	350	8.5	・都市公園の園路・広場、駐車場、便所のバリアフリー化率がそれぞれ0%、0%、0%である中間市においてバリアフリー化を推進し高齢者、障害者を含め誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図る必要がある。	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 福本仁志)
太宰府市安全安心対策事業 太宰府市	0.30	151	【内訳】 利用価値 : 150.6億円 【主な根拠】 誘致距離 : 1.5km 誘致圏人口 : 2.5万人	17	8.8	・太宰府市の中心部(DID区域内)に位置し、歴史的価値の高い史跡と良好な住宅街を有する当該地区の重要な緑地空間であることから、老朽化した公園施設の改修を行うことで、快適な都市環境の形成に資する。 ・近隣住民のワークショップを予定しており、公園の再整備計画から後の維持管理に至るまで積極的な住民参加を呼びかけ、行政と住民が一体となった公園整備を推進することとしている。	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 福本仁志)
筑前町安全安心対策事業 筑前町	0.30	65	【内訳】 利用価値 : 64.8億円 【主な根拠】 誘致距離 : 1.5km 誘致圏人口 : 1.0万人	9.3	7.0	・都市公園の園路・広場、駐車場、便所のバリアフリー化率がそれぞれ3%、3%、3%である筑前町において、公園のバリアフリー化を推進することにより、高齢者、障害者を含め誰もが快適に生活できる都市環境の形成を促進する必要がある。 ・近隣住民のワークショップを予定しており、公園の再整備計画から後の維持管理に至るまで積極的な住民参加を呼びかけ、行政と住民が一体となった公園整備を推進することとしている。	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 福本仁志)
上山公園 長崎県	95	1,070	【内訳】 利用価値 : 1,070億円 【主な根拠】 誘致距離 : 20km 誘致圏人口 : 69万人	431	2.5	・諫早市の緑の基本計画において、諫早市中心市街地エリアにおける保全すべき緑地として位置づけられており、また、防災拠点としての設備の充実が求められている。 ・諫早市の地域防災計画において、地震災害時の一次避難場所に位置づけられている。 ・平成26年に開催される第69回国民体育大会の開閉会式及び陸上競技会場に決定している。	都市・地域整備局 公園緑地・景観課 (課長 小林昭)

長崎市安全安心対策事業 長崎市	0.13	14	【内訳】 利用価値 :14億円 【主な根拠】 誘致距離 :0.25km 誘致圏人口:0.06万人	6.0	2.3	・都市公園の園路・広場、駐車場、便所のバリアフリー化率がそれぞれ47%、22%、25%である長崎市において、バリアフリー化を推進し、高齢者、障害者を含め誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図る必要がある。 ・長崎市緑の基本計画において、保全すべき緑地として位置づけられており、適正な整備を推進する必要がある。	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 福本仁志)
佐世保市安全安心対策事業 佐世保市	0.40	31	【内訳】 利用価値 :31億円 【主な根拠】 誘致距離 :1.5km 誘致圏人口:2.0万人	22	1.4	・都市公園の園路・広場、駐車場、便所のバリアフリー化率がそれぞれ78%、36%、50%である佐世保市において、バリアフリー化を推進し、高齢者、障害者を含め、誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図る必要がある。	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 福本仁志)
上山公園 諫早市	22	1,070	【内訳】 利用価値 :1,070億円 【主な根拠】 誘致距離 :20km 誘致圏人口:69万人	431	2.5	・諫早市の緑の基本計画において、諫早市中心市街地エリアにおける保全すべき緑地として位置づけられており、また、防災拠点としての設備の充実が求められている。 ・諫早市の地域防災計画において、地震災害時の一次避難場所に位置づけられている。 ・平成26年度に開催される第69回国民体育大会の開・閉会式雨天会場及び競技会場として使用することが予定されている。	都市・地域整備局 公園緑地・景観課 (課長 小林昭)
熊本県安全安心対策事業 熊本県	1.6	524	【内訳】 利用価値 :524億円 【主な根拠】 誘致距離 :20km 誘致圏人口:106万人	107	4.9	・熊本有数の観光名所である水前寺成趣園や江津湖を有する公園であり、利用者の安全確保対策の充実が求められている。 ・公園施設の老朽化に対する安全対策の強化のため、公園施設の長寿命化を図り、誰もが安全で安心して利用できる快適空間の形成を図ることが必要がある。	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 福本仁志)
熊本市安全安心対策事業 熊本市	9.8	34	【内訳】 利用価値 :34億円 【主な根拠】 誘致距離 :1.5km 誘致圏人口:1.1万人	9.8	3.5	・熊本市緑の基本計画において、ゆとりのある暮らしの緑づくりとして位置づけられており、適正な整備を推進する必要がある。 ・本公園はテニス、野球等のスポーツができるとともに、豊かな緑に包まれた空間を活かした公園として市民に親しまれている。 ・都市公園の園路・広場、駐車場、便所のバリアフリー化率がそれぞれ13%、6%、9%である熊本市において、バリアフリー化を推進し、高齢者、障害者を含め、誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図る必要がある。	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 福本仁志)
玉名市安全安心対策事業 玉名市	10.0	320	【内訳】 利用価値 :320億円 【主な根拠】 誘致距離 :20km 誘致圏人口:119万人	67	4.7	・玉名市地域防災計画において、広域避難地として位置づけられており、防災公園としての機能を増進させる必要がある。 ・年間を通して自然との触れ合いが可能であり、特に春は市内随一の桜の名所として広く市内外の人々のレクリエーション・憩いの広場として親しまれている利用者の多い公園である。 ・都市公園の園路・広場、駐車場、便所のバリアフリー化率がそれぞれ38%、30%、13%である玉名市において、バリアフリー化を推進し、高齢者、障害者、を含め誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図る必要がある。	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 福本仁志)
天草市安全安心対策事業 天草市	0.29	7	【内訳】 利用価値 :7.1億円 【主な根拠】 誘致距離 :1.5km 誘致圏人口:0.85万人	1.6	4.4	・天草市の中心部に位置する公園であり、その展望の良さなどから周辺住民の憩いの場となっているが、近年の少子高齢化に伴い増加している高齢の利用者や、足が不自由な方の快適な利用に配慮した公園整備が求められている。 ・都市公園の園路・広場、駐車場、便所のバリアフリー化率がそれぞれ83%、63%、36%である天草市において、バリアフリー化を推進し、高齢者、障害者を含め、誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図る必要がある。	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 福本仁志)

大分市安全安心対策事業 大分市	1.8	28	【内訳】 利用価値 :28億円 【主な根拠】 誘致距離 :1.0km 誘致圏人口:1.8万人	9.1	3.1	・都市公園の園路・広場、便所のバリアフリー化率がそれぞれ45%、11%である大分市において、バリアフリー化を推進し、高齢者、障害者を含め、誰もが快適に生活できる都市公園の形成を図る必要がある。 ・バリアフリー化を行う多くの公園が、大分市地域防災計画において災害時の避難地に位置づけられており、園路便所等のバリアフリー化により、防災公園としての機能を増進する必要がある。	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 福本仁志)
鹿児島ふれあいスポーツランド 鹿児島県	43	177	【内訳】 利用価値 :177億円 【主な根拠】 誘致距離 :15km 誘致圏人口:76万人	44	4.1	・鹿児島市の緑の基本計画において「水と緑の拠点」として位置づけられており、整備を推進することとされている。 ・鹿児島市の地域防災計画において「第一次避難場所」に位置づけられており、有効避難面積の確保に資する。 ・H23年春開催予定の全国都市緑化がこしまフェアの会場となることで、都市緑化の普及啓発が図られる。	都市・地域整備局 公園緑地・景観課 (課長 小林昭)
かけごし公園 鹿児島市	8.1	24	【内訳】 利用価値 :24億円 【主な根拠】 誘致距離 :0.75km 誘致圏人口:1.8万人	7.7	3.1	・かけごし公園は、良好な居住環境の住宅地の創出を目指し、地域の秩序ある発展に寄与することを目的とした土地区画整理事業により整備するものである。 ・地区住民の日常生活における休息・散歩・運動など身近な憩いの場として、また災害時の一時避難場所として整備を行うとともに、高齢者や身障者へ配慮したトイレの設置や園路等のバリアフリー化を図るものである。	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 福本仁志)
天城町総合運動公園 天城町	4.0	127	【内訳】 利用価値 :127億円 【主な根拠】 誘致距離 :40km 誘致圏人口:2.7万人	26	4.9	・都市公園の園路・広場、駐車場、便所のバリアフリー化率がそれぞれ40%、67%、40%である天城町において、バリアフリー化を推進し、高齢者や身障者を含め、誰もが快適に生活できる都市環境の形成を図る必要がある。 ・実業団や社会人チームのキャンプ地としての更なる利用促進や、トライアスロン会場としての利便性及び機能性が高まる。	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 福本仁志)
本城公園 北九州市	4.0	971	【内訳】 利用価値 :971億円 【主な根拠】 誘致距離 :15km 誘致圏人口:83万人	123	7.9	・北九州市の地域防災計画において、広域避難地に位置づけられており、有効避難面積の確保に資する。運動施設を整備することにより、大規模大会の誘致や、スポーツを通じたにぎわいづくりの推進に資する。	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 福本仁志)
北九州市吸収源対策事業 北九州市	3.8	358	【内訳】 利用価値 :358億円 【主な根拠】 誘致距離 :3.0km 誘致圏人口:4.0万人	49	7.3	・環境モデル都市として主要な取組みである「エコタウン」や「緑の回廊」などの事業と連携し、「緑の都市像」を構成する「工業地・水際線の緑の整備」の推進に資する。 ・高木を含む緑化率の高い公園等を整備することにより、地球温暖化対策の一層の推進に資する。	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 福本仁志)
福岡市吸収源対策事業 福岡市	6.0	39	【内訳】 利用価値 :39億円 【主な根拠】 誘致距離 :3.0km 誘致圏人口:9.0万人	15	2.6	・福岡市の緑の基本計画において、緑化重点地区に指定している。福岡市において「西部地域の新たな拠点」として整備する「伊都土地区画整理」に合わせ、公園整備を行なう必要がある。	九州地方整備局 都市・住宅整備課 (課長 福本仁志)
だて歴史の杜 伊達市	32	273	【内訳】 利用価値 :273億円 【主な根拠】 誘致距離 :20km 誘致圏人口:5.6万人	149	1.8	・伊達市の緑の基本計画において、「伊達市地域防災計画」「有珠山防災計画」と整合を図り、公共避難施設の機能を強化する緑化の推進を行うこととされている。 ・また、体育館は、被災者の避難施設や救援物資の保管場所としての機能をもたせ、野外の多目的広場等は、ヘリポートの発着基地、救援隊の駐屯地、情報機関、ボランティア等の滞在施設としての活用を図ることとしている。 ・北海道の第3次地震防災緊急事業五箇年計画において、地域防災拠点の整備施設に位置づけられており、有効避難面積の確保に資する。 (1.8㎡/人 3.0㎡/人)	北海道開発局 事業振興部都市住宅課 (課長 小田島聖)

まなびの里公園 伊達市	7.0	15	【内訳】 利用価値 :15億円 【主な根拠】 誘致距離 :6.0km 誘致圏人口 :0.20万人	9.6	1.5	・伊達市の緑の基本計画において、有珠地区のその他の公園として位置づけられており、整備を推進することとされている。 ・伊達市の地域防災計画において、一次避難地に位置づけられており、有効避難面積の確保に資する。 (0.9㎡/人 2.0㎡/人)	北海道開発局 事業振興部都市住宅課 (課長 小田島聖)
函館市安全安心対策事業 函館市	1.5	119	【内訳】 利用価値 :119億円 【主な根拠】 誘致距離 :3.0km 誘致圏人口 :13万人	14	8.3	・都市公園の園路・広場、駐車場、便所のバリアフリー化率がそれぞれ3.3%、93.8%、35.9%である函館市において、バリアフリー化を推進し、高齢者、障害者を含め、誰もが快適に生活できる都市環境の改善を図る必要がある。 ・函館市防災計画において、一時避難地の位置づけを行っている街区公園の入口、園路・広場、トイレ等のバリアフリー化を促進することにより、地域住民の災害時における迅速な避難及び安全確保に資する。	北海道開発局 事業振興部都市住宅課 (課長 小田島聖)
苫小牧市安全安心対策事業 苫小牧市	0.34	30	【内訳】 利用価値 :30億円 【主な根拠】 誘致距離 :0.75km 誘致圏人口 :0.80万人	4.4	6.7	・都市公園のバリアフリー化率が、園路・広場31.6%、駐車場44.4%、便所26.4%である苫小牧市において、今後更なるバリアフリー化を推進し、高齢者や障害者を含め、誰もが快適に生活できる都市環境の改善を図る必要がある。 ・苫小牧市防災計画において、一次避難地の位置づけを行っている街区公園の入口、園路・広場、トイレ等のバリアフリー化を促進することにより、地域住民の災害時における迅速な避難及び安全確保に資する。	北海道開発局 事業振興部都市住宅課 (課長 小田島聖)
旭川市吸収源対策事業 旭川市	4.4	50	【内訳】 利用価値 :50億円 【主な根拠】 誘致距離 :0.75km 誘致圏人口 :5.6万人	11	4.7	・旭川市緑の基本計画において、当該地区を「緑化の推進を重点的に図る地区」と位置付け、都市環境の改善を図る目的で整備が必要である。 ・温室効果ガス吸収源対策となる、高木を含む緑化率80%以上の公園等を15箇所を整備することにより、地球温暖化対策の一層の推進に資する。	北海道開発局 事業振興部都市住宅課 (課長 小田島聖)
帯広市吸収源対策事業 帯広市	12	147	【内訳】 利用価値 :147億円 【主な根拠】 誘致距離 :6.0km 誘致圏人口 :11万人	19	7.7	・帯広市緑の基本計画において、当該地区を「緑化の推進を重点的に図る地区」と位置付け、都市環境の改善を図る目的で整備が必要である。 ・温室効果ガス吸収源対策となる、高木を含む緑化率80%以上の公園等を8箇所を整備することにより、地球温暖化対策の一層の推進に資する。	北海道開発局 事業振興部都市住宅課 (課長 小田島聖)
つくしの公園 都市再生機構	15	21	【内訳】 利用価値 :21億円 【主な根拠】 誘致距離 :1.5km 誘致圏人口 :2.3万人	14	1.4	・大阪府和泉市の地域防災計画において、当該公園は公園整備後、一次避難地に指定予定である。 ・和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業と連携した整備を行う公園である。	都市・地域整備局 公園緑地・景観課 (課長 小林昭)
南木の本第2公園 都市再生機構	17	116	【内訳】 利用価値 :116億円 【主な根拠】 誘致距離 :1.5km 誘致圏人口 :3.8万人	16	7.4	・大阪府八尾市の地域防災計画において、当該公園は公園整備後、一時避難地に指定予定である。 ・八尾市都市計画マスタープランにおいて、「水と緑豊かな安全で活力ある地域」として位置づけられており、公園整備により周辺住民のレクリエーション及び憩いの場を提供する。	都市・地域整備局 公園緑地・景観課 (課長 小林昭)

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評 価				担当課 (担当課長名)
		事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他	
栃木地方合同庁舎 関東地方整備局	18.6	112 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
高松地方合同庁舎(期) 四国地方整備局	89.8	113 点	100 点	146 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
小豆島海上保安署 四国地方整備局	3.8	113 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
八雲地方合同庁舎 北海道開発局	4.7	126 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
帯広第2地方合同庁舎 北海道開発局	31.3	122 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
福島第2地方合同庁舎 東北地方整備局	20.5	120 点	100 点	121 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
前橋地方合同庁舎 関東地方整備局	77.3	118 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
横須賀地方合同庁舎 関東地方整備局	29.9	117 点	100 点	121 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
堺地方合同庁舎 近畿地方整備局	75.8	128 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
和歌山地方合同庁舎 近畿地方整備局	77.4	110 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
呉地方合同庁舎 中国地方整備局	28.3	116 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
唐津港湾合同庁舎 九州地方整備局	12.4	106 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
鹿児島第3地方合同庁舎 九州地方整備局	43.9	107 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で集約合同化による事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)

中央合同庁舎第4号館 国土交通本省	623.1	120 点	100 点	146 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。「国有財産の有効活用に関する報告書」を踏まえた移転・再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
新宿若松地方合同庁舎 関東地方整備局	128.2	126 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。「国有財産の有効活用に関する報告書」を踏まえた移転・再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
大久保地方合同庁舎 関東地方整備局	35.3	132 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。「国有財産の有効活用に関する報告書」を踏まえた移転・再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
世田谷地方合同庁舎 関東地方整備局	21.0	107 点	100 点	121 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。「国有財産の有効活用に関する報告書」を踏まえた移転・再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
豊島地方合同庁舎 関東地方整備局	35.7	118 点	100 点	121 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。「国有財産の有効活用に関する報告書」を踏まえた移転・再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
王子地方合同庁舎 関東地方整備局	18.5	109 点	100 点	121 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。「国有財産の有効活用に関する報告書」を踏まえた移転・再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
横浜地方合同庁舎 関東地方整備局	131.0	114 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。「国有財産の有効活用に関する報告書」を踏まえた移転・再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
京都地方合同庁舎 近畿地方整備局	16.3	120 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。「国有財産の有効活用に関する報告書」を踏まえた移転・再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
大阪第6地方合同庁舎 近畿地方整備局	167.5	125 点	100 点	133 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。「国有財産の有効活用に関する報告書」を踏まえた移転・再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)
小倉地方合同庁舎 九州地方整備局	17.5	114 点	100 点	121 点	老朽化、狭隘化、耐震性の不足等を解消する必要性が認められる。「国有財産の有効活用に関する報告書」を踏まえた移転・再配置、集約合同化で合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	本省大臣官房 官庁営繕部計画課 (課長 澤木英二)

事業計画の必要性 - 既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

事業計画の合理性 - 採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標

事業計画の効果 - 通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標

(採択要件：事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす)

入居官署の役割、地域性等に合わせた官庁施設を整備する営繕事業の特性を踏まえ評価する観点から、平成20年3月31日に評価手法の見直しを行っている。

【離島振興特別事業】
(離島体験滞在交流促進事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評 価	担当課 (担当課長名)
離島体験滞在交流促進事業 宮城県石巻市	0.38	・離島振興法及び離島振興計画の目的と合致している。 ・ロッジ、テントサイトの整備により自立かつ持続可能な発展に寄与し、地域間交流の促進に資するため、離島振興における適切な効果が期待できる。	本省 都市・地域整備局 離島振興課 (課長 岩瀬忠篤)
離島体験滞在交流促進事業 新潟県粟島浦村	0.94	・離島振興法及び離島振興計画の目的と合致している。 ・バリアフリー機能を有する体験交流観光施設の整備により自立かつ持続可能な発展に寄与し、地域間交流の促進に資するため、離島振興における適切な効果が期待できる。	本省 都市・地域整備局 離島振興課 (課長 岩瀬忠篤)
離島体験滞在交流促進事業 香川県高松市	1.31	・離島振興法及び離島振興計画の目的と合致している。 ・港ターミナルと一体的な交流施設整備により自立かつ持続可能な発展に寄与し、地域間交流の促進に資するため、離島振興における適切な効果が期待できる。	本省 都市・地域整備局 離島振興課 (課長 岩瀬忠篤)

離島体験滞在交流促進事業 長崎県小値賀町	0.66	・離島振興法及び離島振興計画の目的と合致している。 ・島暮らし体験滞在交流施設の整備により自立かつ持続可能な発展に寄与し、地域間交流の促進に資するため、離島振興における適切な効果が期待できる。	本省 都市・地域整備局 離島振興課 (課長 岩瀬忠 篤)
-------------------------	------	---	--

【奄美群島振興開発事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価	担当課 (担当課長名)
奄美の農産物流通機能強化事業 鹿児島県奄美市	4.1	・奄美群島振興開発特別措置法の目的と合致している。 ・奄美群島の農産物の流通拠点として生産物の安定的供給を図るとともに、農産物のブランド化の促進により島内外からの交流連携や産業の振興が図られ、奄美群島の自立的発展に寄与する。	本省都市・地域整備局 特別地域振興官 (振興官 山近英彦)
観光拠点整備事業(瀬田海浜公園) 鹿児島県伊仙町	1.5	・奄美群島振興開発特別措置法の目的と合致している。 ・徳之島における観光拠点施設として、豊かな自然や特色ある文化などの地域資源を活かした体験メニューなどの提供や各種イベント等を通じ群島内外との交流連携が図られ、奄美群島の自立的発展に寄与する。	本省都市・地域整備局 特別地域振興官 (振興官 山近英彦)
地域間交流拠点施設整備事業 鹿児島県奄美市	0.65	・奄美群島振興開発特別措置法の目的と合致している。 ・奄美大島の県道名瀬郷線における交流拠点施設として、豊かな自然や固有の文化を活用した体験交流メニューや情報を発信することで、集落ブランドの産地化や観光拠点施設等とのネットワーク化が図られ、奄美群島の自立的発展に寄与する。	本省都市・地域整備局 特別地域振興官 (振興官 山近英彦)
奄美群島ブロードバンド基盤整備事業 鹿児島県大和村、宇検村、瀬戸内町、徳之島町、天城町、伊仙町	2.7	・奄美群島振興開発特別措置法の目的と合致している。 ・奄美群島におけるブロードバンド基盤未整備地域において情報通信基盤の整備を行うことにより、情報通信基盤を利用した産業振興と域外との情報交流の活性化による地域振興が図られ、奄美群島の自立的発展に寄与する。	本省都市・地域整備局 特別地域振興官 (振興官 山近英彦)

【小笠原諸島振興開発事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価	担当課 (担当課長名)
港湾整備(沖港) <防波堤> 東京都	3.1	・基本的要件及び小笠原の特殊性を考慮した評価基準に合致している。 ・泊地の静穏度を向上させ、沖港の利用環境の向上を図ることができる。	本省都市・地域整備局 特別地域振興官 (振興官 山近英彦)
漁港整備(二見漁港) <防波堤> 東京都	9.0	・基本的要件及び小笠原の特殊性を考慮した評価基準に合致している。 ・津波による漁港の被害を防ぐために必要な整備である。	本省都市・地域整備局 特別地域振興官 (振興官 山近英彦)
ほ場整備(母島) <灌漑施設> 東京都	1.9	・基本的要件及び小笠原の特殊性を考慮した評価基準に合致している。 ・灌漑施設は農業生産に欠かせないものであり、農業を振興するうえで必要な整備である。	本省都市・地域整備局 特別地域振興官 (振興官 山近英彦)

【船舶建造事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価	担当課 (担当課長名)
中型巡視船 350トン型 建造(4隻) 海上保安庁	115	整備しようとする巡視船は、速力、操縦性能、夜間監視能力等の警備能力が強化されており、三大湾等の湾口における監視警戒体制等の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 久保田秀夫)
小型巡視船 180トン型 建造(2隻) 海上保安庁	42	整備しようとする巡視船は、速力、操縦性能、夜間監視能力等の警備能力が強化されており、三大湾等の湾口における監視警戒体制等の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 久保田秀夫)
小型巡視艇 20メートル型 建造(2隻) 海上保安庁	6.9	整備しようとする巡視艇は、速力、夜間監視能力等の警備能力が強化されており、港内及びその周辺海域における監視警戒体制等の強化を図ることができる。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (課長 久保田秀夫)

【海上保安官署施設整備事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評 価				担当課 (担当課長名)
		事業の 緊急性	計画の 妥当性	事業の 効果	その他	
千歳航空基地施設整備 海上保安庁	3.0	110点	133点	120点	庁舎の増築等により執務環境の改善を図り、海難救助・テロ対策・危機管理体制の強化・海洋権益の保全等多岐にわたる業務ニーズに迅速かつ的確に対応させることができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長:松戸敏雄)
美保航空基地施設整備 海上保安庁	11	106点	121点	116点	庁舎の増築等により執務環境の改善を図り、海難救助・テロ対策・危機管理体制の強化・海洋権益の保全等多岐にわたる業務ニーズに迅速かつ的確に対応させることができる。	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (課長:松戸敏雄)

事業の緊急性 - 既存施設の老朽・狭隘・官署の分散等、施設の現況から事業の緊急性を評価する指標

計画の妥当性 - 計画施設の位置・規模・構造など、新たな計画内容の妥当性を評価する指標

事業の効果 - 新たな政策課題の実現、執務能率の増進・利便性の向上等、施設の現況から事業の効果の評価する指標

(採択要件: 事業の緊急性、計画の妥当性及び事業の効果がともに100点以上)